

志摩市

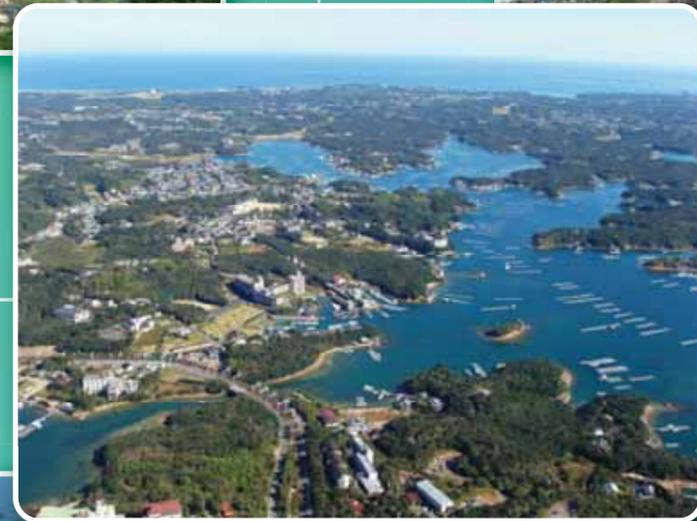
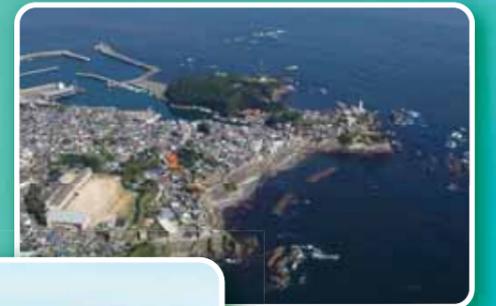
都市計画マスタープラン

志摩市都市計画マスタープラン



伊勢志摩国立公園

志摩市



志摩市都市計画マスタープラン

平成21年3月発行

発行 三重県志摩市
編集 志摩市 建設部 都市計画課
〒517-0592 志摩市阿児町鶴方3098番地22
TEL 0599-44-0305
FAX 0599-44-5262

平成21年3月 志摩市

平成21年3月
志摩市

目次

導入編

第1章 はじめに

1 - 1	計画策定の目的と背景	1
1 - 2	計画の期間	2
1 - 3	計画の対象区域	2
1 - 4	計画の構成	2
1 - 5	計画の策定体制	3

第2章 都市づくりの主要課題

2 - 1	「市の広域的位置づけ」からの主要課題	4
2 - 2	「人口、都市機能指標」からの主要課題	4
2 - 3	「産業指標」からの主要課題	5
2 - 4	「土地・建物利用指標」からの主要課題	6
2 - 5	「都市施設指標」からの主要課題	7
2 - 6	「その他の特徴的な要素」からの主要課題	8

全体構想編

第1章 都市づくりの理念と目標

- 1 - 1 都市づくりの基本理念11
- 1 - 2 都市づくりの目標12

第2章 将来都市構造

- 2 - 1 都市構造の考え方16
- 2 - 2 都市構造の構成要素18

第3章 土地利用計画

- 3 - 1 土地利用の基本方針22
- 3 - 2 土地利用の配置および保全・誘導の方針24

第4章 分野別都市整備の方針

- 4 - 1 道路・交通づくりに関する方針30
- 4 - 2 水・緑づくりに関する方針35
- 4 - 3 快適なまちづくりに関する方針40
- 4 - 4 災害に強いまちづくりに関する方針41
- 4 - 5 街なみ・景観づくりに関する方針48

目次

地域別構想編

第1章 地域別構想の策定にあたって

- 1 - 1 地域別構想の目的 55
- 1 - 2 地域区分などの考え方 55

第2章 浜島地域の地域構想

- 2 - 1 地域の概況と課題 58
- 2 - 2 地域づくりの方針 60

第3章 大王地域の地域構想

- 3 - 1 地域の概況と課題 69
- 3 - 2 地域づくりの方針 71

第4章 志摩地域の地域構想

- 4 - 1 地域の概況と課題 79
- 4 - 2 地域づくりの方針 81

第5章 阿児地域の地域構想

- 5 - 1 地域の概況と課題 89
- 5 - 2 地域づくりの方針 91

第6章 磯部地域の地域構想

- 6 - 1 地域の概況と課題101
- 6 - 2 地域づくりの方針103

まちづくり推進編

第1章 市民・行政の協働によるまちづくりにむけて 113

第2章 まちづくりの推進にむけて 116

目次

基礎資料編

第1章 志摩市の概況

1 - 1	市の広域的位置づけ	資料 1
1 - 2	人口、都市機能指標	資料 5
1 - 3	産業指標	資料 11
1 - 4	土地・建物利用指標	資料 15
1 - 5	都市施設指標	資料 20
1 - 6	その他の特徴的な要素	資料 25
1 - 7	参考	資料 27

第2章 市民アンケート調査結果

2 - 1	調査の概要	資料 28
2 - 2	回答者属性	資料 29
2 - 3	現在の志摩市の住環境について	資料 30
2 - 4	志摩市の全体像について	資料 32
2 - 5	志摩市の土地利用について	資料 35
2 - 6	志摩市の都市基盤整備について	資料 40
2 - 7	各地域のまちづくりについて	資料 42

第3章 志摩市市民会議

3 - 1	志摩市市民会議の概要	資料 46
-------	------------	-------

第4章 関連計画の整理

4 - 1	三重県都市マスタープランでの志摩市の位置づけ	資料 50
-------	------------------------	-------

第5章 策定体制など

5 - 1	志摩市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員	資料 53
5 - 2	志摩市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画作業部会	資料 55
5 - 3	志摩市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画市民会議	資料 56
5 - 4	志摩市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画事務局担当職員	資料 57
5 - 5	志摩市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定経緯	資料 58

< 導入編 >

第1章 はじめに



1 - 1 計画策定の目的と背景

志摩市（以降「本市」とします）は、三重県東南部の志摩半島に位置し、全域が伊勢志摩国立公園に含まれた都市であり、平成16年10月1日の5町合併以降、その豊かな自然、歴史などを活かして、「住んでよし、訪れてよしの志摩市（志摩市総合計画のまちづくりの基本理念）」を目指した取り組みを進めているところです。

今回策定する志摩市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当するまちづくり構想であり、本市の総合計画などを受けて、土地の使い方や、道路、公園、下水道などの都市施設、街なみ・風景といった都市を構成するさまざまな要素に関して、将来、本市が目指すべき方向性をまとめたものです。

なお、志摩市都市計画マスタープランは、個別の細かい計画や事業の内容そのものを直接決めるものではありませんが、都市計画区域をはじめ、本市における都市計画は、これに基づいて具体化していくこととなります。

《都市計画法での志摩市都市計画マスタープランの位置づけ》

都市計画法第18条の2では、市町村は、議会の議決を経て定められた「当該市町村の建設に関する基本構想（志摩市総合計画）」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（三重県都市マスタープラン）」に即し、当該市町村の「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする、とされており、その策定過程においては、住民に最も近い立場にある市町村がその創意工夫のもとに、住民意向を反映して定めるもの、とされています。

1 - 2 計画の期間

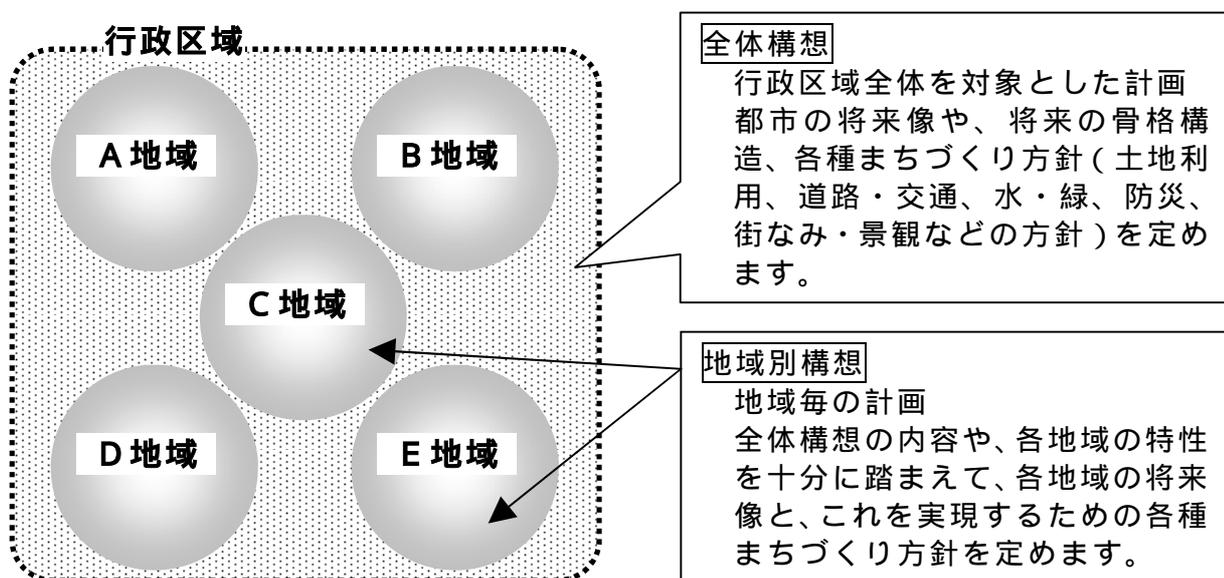
平成 21 年度からの概ね 20 年間を計画期間とします。
ただし、志摩市都市計画マスタープランは、土地利用や都市計画に関わるさまざまな情勢の変化、市民のまちづくりに関する意向の変化などを考慮しながら、適時・適切に見直しを行うこととします。

1 - 3 計画の対象区域

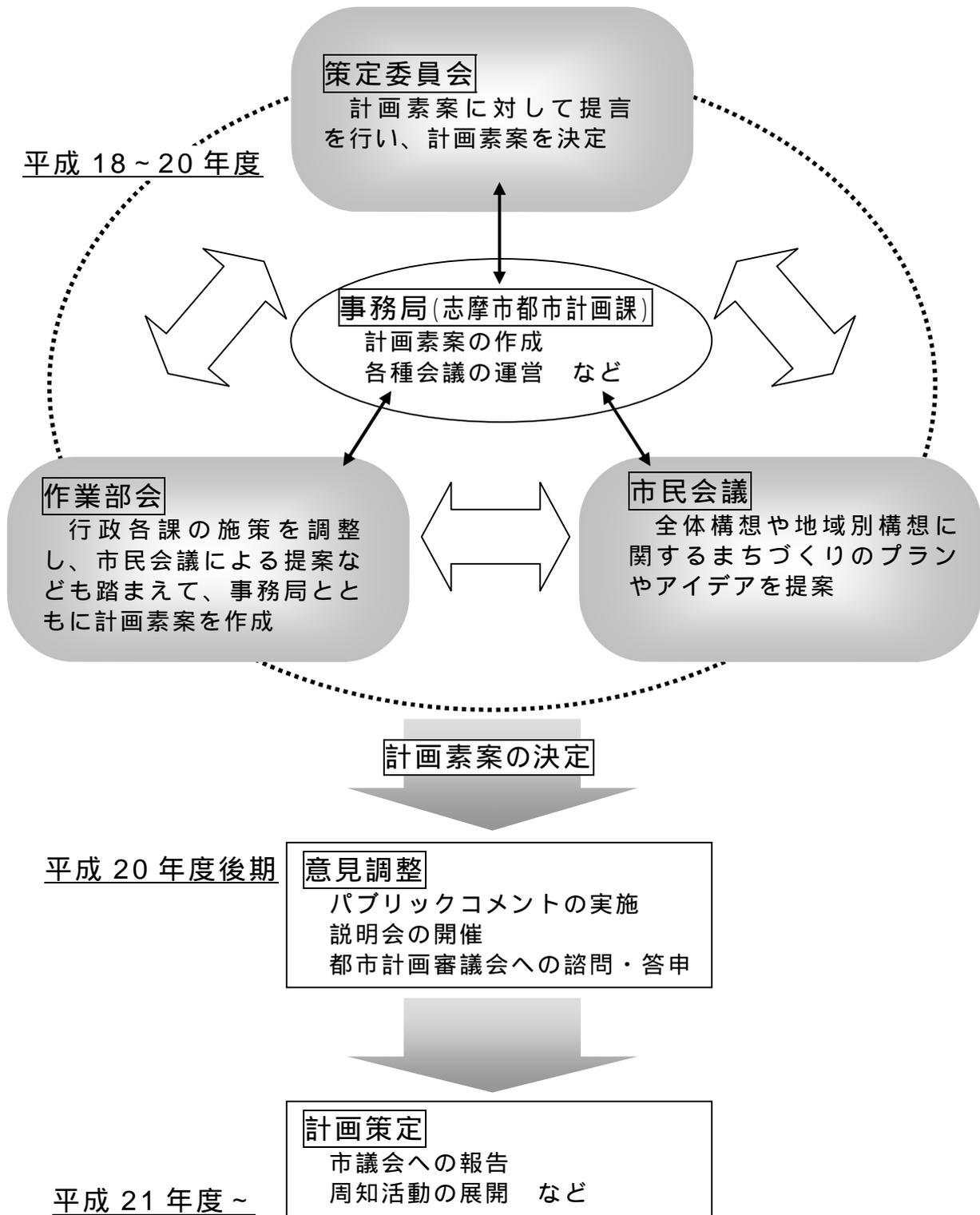
合併に伴う一体的な都市空間づくりを検討することの必要性から、都市計画区域（行政区の約 50%）の外の区域を含めた市全域を計画対象とします。

1 - 4 計画の構成

志摩市都市計画マスタープランのまちづくり構想は、都市全体のまちづくりのあり方を定める「全体構想」と、市域を 5 地域（旧町単位）に区分し、地域毎のまちづくりのあり方を定める「地域別構想」により構成されます。



1 - 5 計画の策定体制



第2章 都市づくりの主要課題



「基礎資料編」に基づき、6つの切り口から主要課題を整理します。

2 - 1 「市の広域的な位置づけ」からの主要課題

都市計画区域の適正化 市内には、浜島、大王及び志摩という合併以前からの3つの都市計画区域（市域の約50%）が存在している状況にあり、今後、都市計画区域外の開発動向や、一体的なまちづくりの方向性などに応じて、都市計画区域の見直しを検討する必要があります。

大規模災害対策など、さまざまな分野での広域連携強化 志摩半島の特徴的な自然・景観を活かした観光振興や、廃棄物対策をはじめ、広域的な政策課題に対応するため、伊勢志摩圏域などのまとまりを活かした連携の取り組みを一層強化していく必要があります。

また、本市を含む三重県南部は、東海地震及び東南海・南海地震に係る防災地域指定を受けており、近い将来、大規模な地震災害の発生が予測されるなかで、緊急輸送道路ネットワークの構築など、広域的な対応を行う必要があります。

2 - 2 「人口、都市機能指標」からの主要課題

適正な人口配置 市内では、市街地（地域の中心地）において人口が減少したり停滞する一方で、都市計画区域外・郊外での人口増加がみられる状況にあります。このため、公共投資の効率化や環境負荷の軽減などを考慮したなかで、増加人口、世帯分離による増加世帯が、市街地内に適正に配置されるよう、規制・誘導を図る必要があります。

高齡化、過疎化への対応 県平均を超える高齡化率を示すなか、高齡者にやさしい生活環境の整備が必要です。また、離島や山間などの地域については、高齡化とともに過疎化が進行している状況にあり、地域に応じた振興方策を講じる必要があります。

交流人口の確保 日本の人口は平成 18 年より減少過程に入り、本市においては、今後、減少傾向の加速が予想されます。このように、定住人口定着を重視した都市づくりは困難となっていており、本市では、その豊かな自然などを活かした交流人口の一層の拡大により、まちの活力を維持していく必要があります。

都市機能の連携・役割分担 利便性の高い自立的な都市づくりや、都市の個性化を目指す上では、都市機能について、地域間の適切な役割分担と連携強化を図る必要があります。

特に、本市では、効率面も考慮したなかで、就業・就学や購買などが集中する阿児町（特に鵜方地区）を中心としながら、地域間の連携を強化していくことが必要です。

< 市民アンケート調査ではこんな意見がありました >

将来、目指すべき本市のイメージとして、「高齡者などが住みやすい福祉、医療のまち」という回答が最も多くなっています。

現在の本市の悪いイメージとしては、「満足できる職場が無い」という回答が最も多くなっています。

地域（旧町）それぞれの役割については、ほとんどの地域で「来訪の促進」という回答が最も多くなっています。なお、阿児地域では、「商業・サービスの中心地」や「総合的な暮らしやすさを提供」という回答の割合が、他地域よりも高くなっています。

2 - 3 「産業指標」からの主要課題

郷土の中心空間の再生 駅周辺や商店街などを中心とした各地域の市街地では、魅力と活力の停滞が著しく、愛着と誇りのもてる郷土の中心空間として再生・活用を図る必要があります。

特に、鵜方駅周辺は、三重県都市マスタープランでの位置づけも踏まえたなかで、「まちの顔」として、住んで、訪れて魅力のある中心市街地の形成を目指す必要があります。

水産業、観光・リゾートの振興 豊かな海の幸に恵まれ、古くより「御食^{みけ}つ^{くに}国」と呼ばれた特性から、あわび、牡蠣、真珠などの多様な資源を有する水産業の振興を図る必要があります。

また、県内随一の観光・リゾート地の一翼を担う都市として、これらの水産資源とともに、県内有数の宿泊客収容能力や自然などの観光資源を活かした、もてなし環境の充実を図る必要があります、こうした取り組みを通じて魅力ある雇用の創出も目指す必要があります。

<市民アンケート調査ではこんな意見がありました>

現在の本市の良いイメージとして、「水産業の盛んなまち」という回答が特に多くなっています。

本市の活性化に向けて重点的に活用・整備すべき場所は、「鵜方駅などの鉄道駅周辺」という回答が最も多く、次いで「各地域における旧来の商店街」が多くなっています。

これからの商業地施策としては、「小規模ながらも、地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生」という回答が最も多くなっています。

2 - 4 「土地・建物利用指標」からの主要課題

自然と調和する都市活動のコントロール ならかな丘陵地が連なるなか、本市の市街地・集落は、森林などと近接または一体化している状況にあり、今後、宅地開発が周辺の自然や景観に悪影響を及ぼすことがないように、各種法令との連携のもと、適正に規制・誘導を図る必要があります。特に、今後は、人口減少を前提として、宅地化の拡散を抑制する必要があります。

安全で秩序ある市街地の形成 市街地では、相当数の建築密度を有し、さまざまな土地利用の競合が想定されるものの、用途地域など、土地利用のルールは整備されていません。このため、良好な住環境の保全や、効率的な産業活動が進められるよう、土地利用の規制・誘導を検討する必要があります。

また、波切地区や安乗地区の漁村集落をはじめ、市内には木造住宅密集地が幾つもあり、狭小道路の拡幅など、災害に強い居住空間として改善を図る必要があります。

空き地・空き家の有効活用 近年、産業などの情勢変化を背景として、空き地・空き家の増加がみられ、そのために地域の商店街では商業地としての機能を果たせなくなってきました。

また、郊外部においても、別荘地の維持・管理などの問題があり、まちの機能や景観、治安などに影響を及ぼすこれらについて、改善と有効活用を進める必要があります。

< 市民アンケート調査ではこんな意見がありました >

近年の周辺環境の変化について、「身近な緑の減少」、「管理されていない農地、空き地の増加」、「空き家、廃屋の増加」、「農地が広がる地域での散発的な住宅立地の増加」を感じる人が多くなっています。

開発・建築制限については、「環境や景観を守るために、現状より強化すべき」という意見が多くなっています。

これからの本市の住宅地施策については、「身近な生活基盤の整備・改善」という回答が最も多く、次いで「防災性・安全性に優れた住環境形成」となっています。

2 - 5 「都市施設指標」からの主要課題

交通ネットワークの充実 丘陵地やリアス式海岸などの入り組んだ地形による地域分断を解消し、伊勢志摩圏域全体の交流や、市の一体的なまちづくりを進めるため、道路、海上交通などによる交通ネットワークを強化する必要があります。

高齢化に対応した生活圏の構築 本市は、自動車への依存度が高く、今後も高齢化の進行が予想されるなかで、郊外部の高齢者などにとっては、地域での暮らしの維持が困難となってくることが予想されます。このため、利用しやすい公共交通づくりとともに、商業、医療などの日常生活に必要なサービスが身近で享受できるような地域づくりを進める必要があります。

効率的な都市基盤、施設整備 伊勢志摩圏域での広域連携や、合併による地域再編を踏まえたなかで、都市・地域間の役割分担を図った効率的な公共公益施設などの配置や、それらのネットワーク化による有効活用を進める必要があります。

< 市民アンケート調査ではこんな意見がありました >

現在の本市の生活環境のうち、公共交通に対する不満度は高く、公園、下水道、集落内の道路といった都市基盤・施設に対する満足度は全体的に低くなっています。

これからの本市の都市基盤施策のうち、道路については「歩道、交通安全施設の充実」、公園については「身近で利用できる小さな公園」や「既存公園のバリアフリー化」といった回答が多くなっています。

2 - 6 「その他の特徴的な要素」からの主要課題

風光明媚な伊勢志摩国立公園の保全・活用 本市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれており、特に、英虞湾・的矢湾を中心とした地域は、伊勢志摩圏域を代表する美しい景観や、貴重な生態系を支え、本市の大きな魅力となっています。このため、その積極的な保全を図るとともに、まちに住む人や訪れる人にとって親しみのある交流空間としての活用も一層進める必要があります。

安全で健全な自然環境づくり 市内では、都市化・リゾート化の進展を背景として、英虞湾の水質悪化、自然景観喪失などの問題がみられます。自然の美しさが損なわれることは、本市に住む人、訪れる人にとっても重要な問題であり、市全体での連携した取り組みによって、修復・再生する必要があります。

また、豊かな自然は、反面、災害の危険性を有しており、市民の生命と財産を守るために、自然災害対策を進める必要があります。なお、本市では、東海地震などが起こす揺れや津波により大きな被害が想定されていることもあり、“減災”の考え方にも留意した取り組みが求められます。

生活文化、歴史環境を活かしたまちづくり 市内には、石畳の坂道や石段がみられる波切地区の漁村集落をはじめ、生活文化が反映された“なりわい環境”が存在します。また、伊勢参宮にまつわる伊雑宮をはじめ、数多くの文化財を抱えており、誇りと愛着の持てるまちを育む意味でも、これらを保全したり、うまく取り込みながら都市づくりを行う必要があります。

参加と協働の促進 近年、全国的に社会や地域のために活動したいという人々が増え、市内でも、海や山の環境保全など、地域主体のさまざまな活動がみられるようになっていきます。

まちづくりに関する計画は、そのすべてを行政が引き受けることは難しく、特に、地域の個性を活かした魅力的なまちを目指す上では、地域住民などが主体となって、自分たちのまちづくりを考え、実行していく必要があります。

< 市民アンケート調査ではこんな意見がありました >

本市の現在の良いイメージとして、「山、川などの自然が美しく豊かなまち」という回答が最も多くなっています。

現在の本市の生活環境のうち、「自然災害に対する安全性」については、不満度が高くなっています。

これからの本市の街なみ・景観施策としては、「石段、養殖風景など、各地域特有の生活文化を活かした景観づくり」という回答が特に多くなっています。

これからの本市の都市基盤施策のうち、水環境については、「下水道整備による海洋などの水質保全・浄化」という回答が最も多くなっています。

< 全体構想編 >

第1章 都市づくりの理念と目標



1 - 1 都市づくりの基本理念

本市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾などを中心に風光明媚な環境が広がっているほか、独特の雰囲気をもつ漁業などの“なりわい環境”や、伊勢参宮にまつわる歴史・文化的資源が存在するなど、人々に癒しや感動を与える自然、歴史・文化に恵まれています。

このように誇るべき魅力をたくさん抱える本市においては、それらを積極的に守り、活かすことが第一に重要であり、こうした取り組みを通じて、志摩に住む人が誇りを持って安全・快適に暮らせ、訪れる人も楽しい時間を過ごし、何度も訪れたいと思えるような、魅力的な都市空間へと磨き上げていくことが重要といえます。

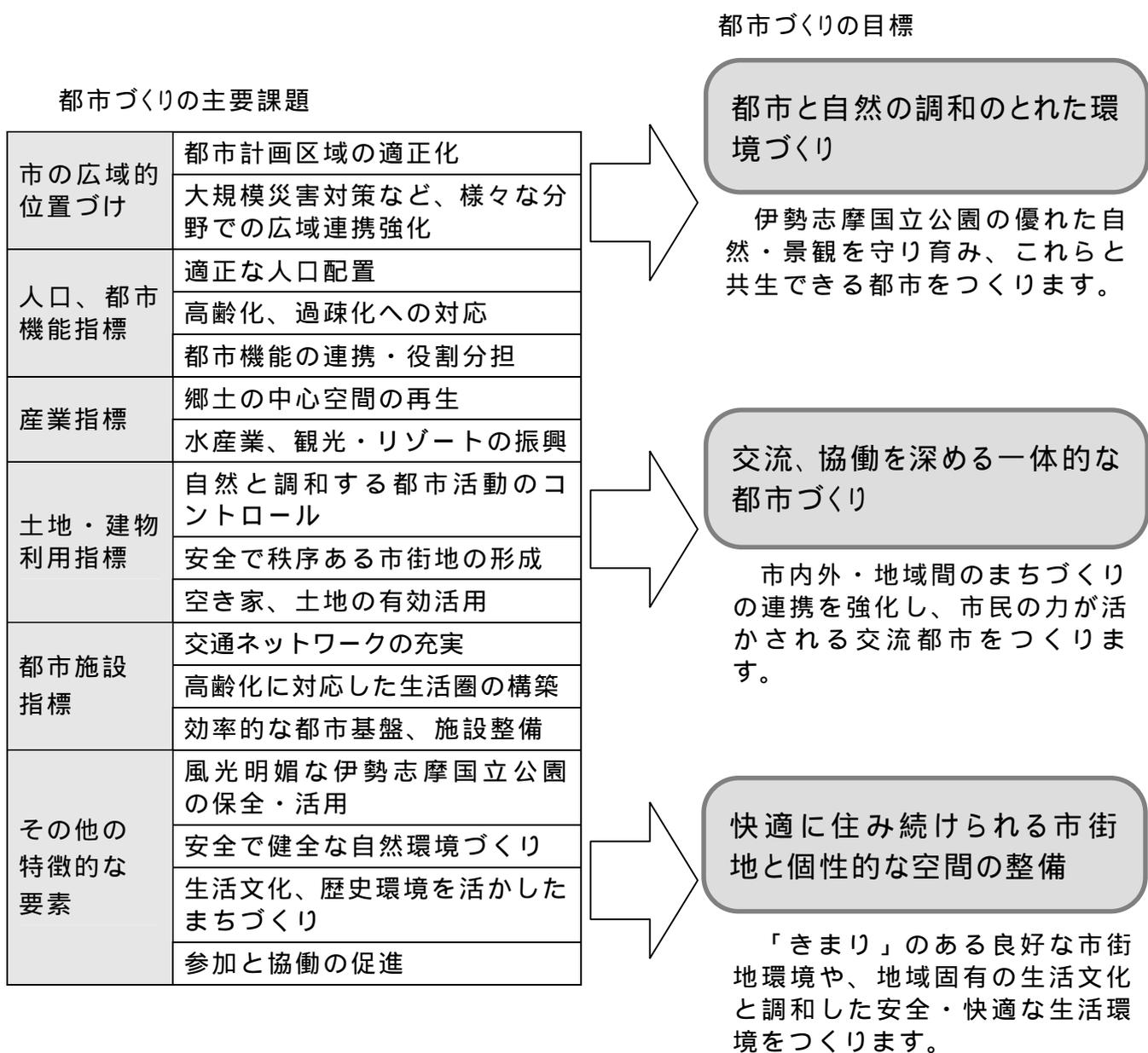
以上の考え方のもと、志摩市総合計画では、「住んでよし、訪れてよしの志摩市」をまちづくりの基本理念として掲げており、志摩市都市計画マスタープランにおいても、これを踏襲し、その実現に向けて都市計画を推進していきます。

《都市づくりの基本理念》

「住んでよし、訪れてよしの志摩市」

1 - 2 都市づくりの目標

基本理念を達成するため、「導入編」による主要課題や、関連計画である「三重県都市マスタープラン」の方針を踏まえて、都市づくりの目標を以下のように設定します。



都市と自然の調和のとれた環境づくり

海・山・川の自然 保全と再生

本市の大きな魅力である自然を保全するため、将来に向けて守るべき緑を明確化するとともに、他法令の土地利用規制の厳格な運用や、これらと整合・連携した都市計画法による土地利用規制の充実など、土地利用施策を進めます。

また、英虞湾や的矢湾を中心とした水の環境についても、地域特性に応じた生活排水対策などにより、健全な姿で後世に継承します。

自然と調和する 街なみ、暮らしづ くり

市全域が国立公園に含まれる特性から、今後は、散発的な開発の抑制や、積極的な民有地緑化など、風致景観の維持およびこれとの調和を重視した街なみづくりを進めます。

また、豊かな自然を背景とした別荘地や農山漁村集落については、過疎化の問題や、市内外の人々の多様な居住志向に対応した活用・整備を進めるほか、ハード・ソフト施策が一体化した自然災害対策により、安全な暮らしを確保します。

恵まれた自然など を活かした観光・ 交流

県内随一を誇る観光・リゾート圏域の一翼として、「癒し・やすらぎ」を大切に観光地づくりを進めます。特に、英虞湾・的矢湾周辺において、既存施設の有効活用を原則に、集客・交流の拠点機能を強化します。

また、市全体として、“なりわい環境”を活かした交流空間整備や、水産資源・食文化を活かした観光振興など、地域の自然・歴史に根ざした観光資源の発掘・育成を図ります。



(都市づくりの目標)

交流、協働を深める一体的な都市づくり

伊勢志摩圏域・市内の交通ネットワーク形成 伊勢志摩圏域全体の交流・連携を考慮したなかで、伊勢志摩連絡道路をはじめとする国・県道や、鉄道など、都市間の連絡を担う交通動線の充実を進めます。

また、市民の日常生活や市内観光の利便性を高めるため、バス交通・海上交通などとあわせて、英虞湾を中心とした環状交通ネットワークを強化するなど、市内の道路・交通網の充実に努めます。

一体的なまちづくりの推進 合併都市としての特性や、大規模災害対策などの広域課題を考慮したなかで、広域的な視点からの公共公益施設・都市基盤の効率的な配置および土地利用・景観誘導を進めます。

なお、市内には、合併以前からの3つの都市計画区域が存在しているため、新しいまちづくりの方向性などに応じて、その見直しを検討し、都市基盤の整備や土地利用の規制・誘導などにおいて一体的な取り組みを進めます。

みんなで取り組むまちづくりの推進 まちづくりの基本は、人を中心として進めていきます。

「住んでよし、訪れてよしの志摩市」づくりにあたっては、市民や観光事業者、NPO など、さまざまな主体が参加し、協働していけるよう、行政としては、市民の参画意識・機会づくりを行うとともに、市民自らが考え、実行するまちづくりの仕組みを整備していきます。



(都市づくりの目標)

快適に住み続けられる市街地と個性的な空間の整備

中心市街地の整備 住む人や訪れる人にとって、快適で利便性の高い都市づくりを進めるには、さまざまな需要を満たし、愛着と誇りのもてる「まちの顔」の存在が求められます。

このため、鵜方駅周辺を中心として、市の中心市街地、郷土の中心空間を位置づけ、望ましい空間が形成されるよう、都市計画法に基づく土地利用ルールの検討や、市街地として必要な都市施設などの整備を進めます。

なりわい環境などを活かした個性的な空間づくり 市内には、漁師町・港町としての“なりわい環境”が存在しており、今後の集落整備にあたっては、このような環境を守り、うまく活かす取り組みを広めていきます。

あわせて、どこか懐かしい雰囲気の商品まちづくりをはじめ、多くの人々が親しみを感じ、住み続けたい、住んでみたいと思えるような、個性的・多様な生活空間づくりに努めます。

安全・安心の生活空間づくり 安全・安心の暮らしの実現に向け、“なりわい環境”の保全に留意しながら、木造住宅密集地の改善を進めます。

また、過疎化、高齢化が進行するなかで、これらがもたらす日常生活の不安に対応できるよう、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備や公共交通の充実を図ります。さらに、これらと連携しつつ、各地域で身近な生活拠点を育成するなど、市全体として、一極集中を図るのではなく、日常生活がいくつかの地域核によって営まれる都市づくりに努めます。



第2章 将来都市構造



2 - 1 都市構造の考え方

ここでは、今後、どんな都市機能を配置・誘導し、どんな施設配置や土地の使い方を旨すかという、基本的な方向性を「都市構造」として整理します。

都市構造を構成する要素

都市拠点：まちづくりの活動の中心的な場

都市軸：交流やネットワークを担う動線、線形

ゾーン：概ねの機能毎に区分した土地のまとまり

なお、構成要素の詳細（後述）と、都市づくりの目標との関連性については、以下のように表すことができます。

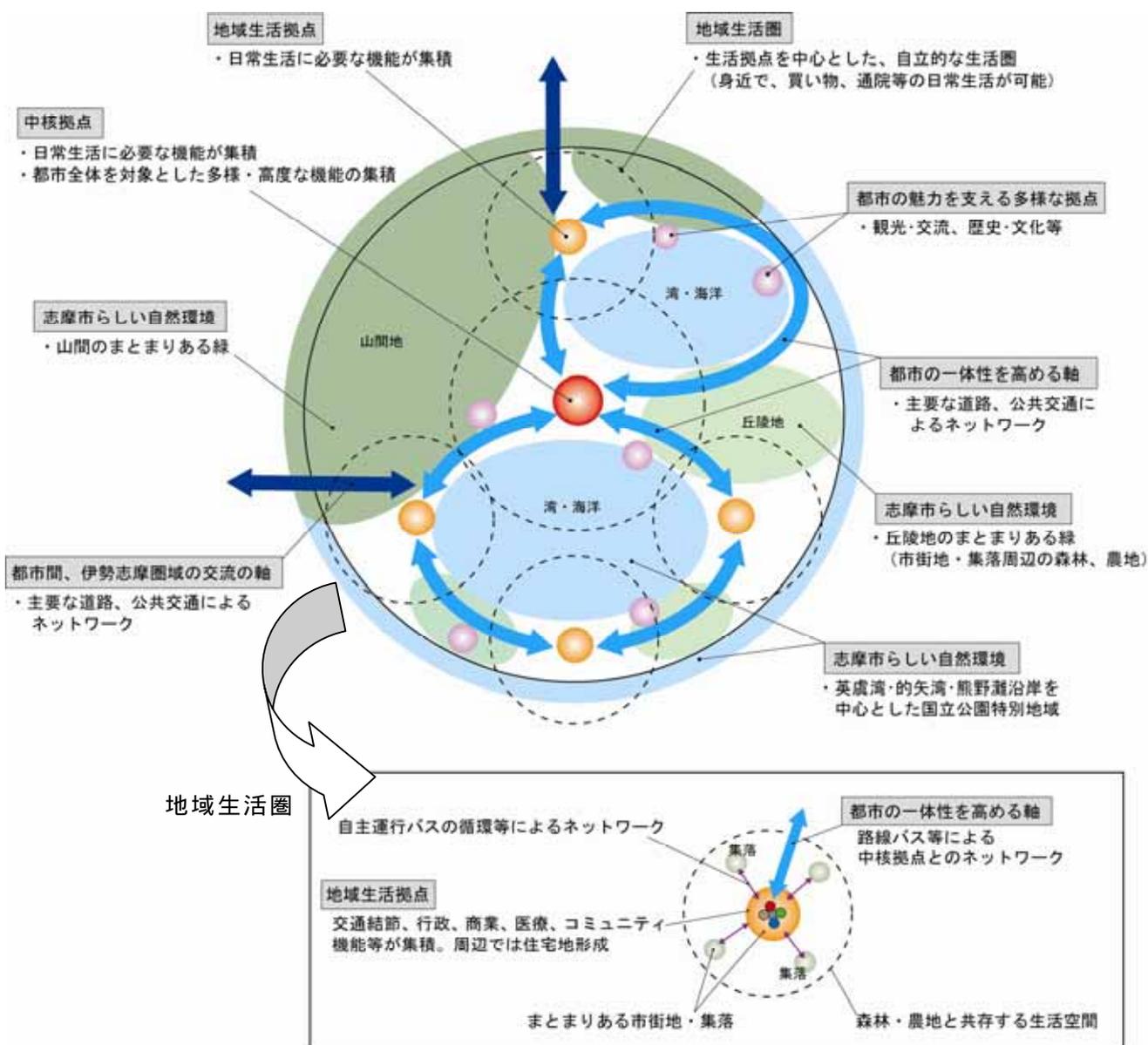
都市構造の構成要素		都市づくりの目標		
		都市と自然の調和のとれた環境づくり	交流、協働を深める一体的な都市づくり	快適に住み続けられる市街地と個性的な空間の整備
都市拠点	中核拠点			
	地域生活拠点			
	観光・交流拠点			
	歴史・文化拠点			
	地区まちづくり拠点			
都市軸	伊勢志摩広域連携軸			
	都市間連携軸			
	都市内環状連携軸			
	環境軸			
ゾーン	自然公園・環境保全ゾーン			
	森林・環境共生ゾーン			
	市街地・田園居住ゾーン			

：関連性が深いものは、そのなかでも特に密接な関連性を持つもの

〈目指す都市構造の
基本イメージ〉

市の中核を明確化しながらも、一極集中を図るのではなく、各地域の特性を大切にしながら、多様な地域核のある構造
中核拠点を基点とした、道路・公共交通ネットワークの形成などにより、多様な地域核が有機的に結ばれ、市全体として一体感のある構造

交通結節点（鉄道駅）などを中心とした都市機能の集約化や、公共交通の循環によって、自動車利用を抑え、身近で大半の用が足せるような生活圏が形成された構造
散発的な宅地開発の抑制、コンパクトな市街地形成によって、自然のまとまり・つながりに富んだ構造



2 - 2 都市構造の構成要素

《都市拠点》 まちづくりの活動の中心的な場
 多くの人が集い利用する場、来訪者をもてなす場、まちの歴史・文化を表す場を中心に、5つの拠点を設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p>中核拠点 ...広域的な圏域を持つ行政、商業、医療などのさまざまなサービスが提供され、市民や来訪者で賑わう「まちの顔」としての役割を担います。 ...さまざまな都市機能が周辺部に拡散することなく、まとまって集積するコンパクトな市街地形成を目指します。</p>	<p>鵜方地区の鵜方駅、本庁舎を中心とした地域</p>
<p>地域生活拠点 ...身近な生活需要に対応した、地域生活の中心地としての役割を担います。 ...バス交通、身近な商業などの日常生活に必要な機能や、漁港などの地域特有の機能が一体となり、それを中心に住宅がまとまって集積する市街地形成を目指します。</p>	<p>迫間・波切・和具・浜島地区の支所を中心とした地域</p>
<p>観光・交流拠点 ...県内外多くの人々の来訪を促し、もてなす場としての役割を担います。 ...英虞湾、的矢湾を中心とした地域は、既存観光・宿泊施設の機能強化と連携、海の自然・歴史を活かした観光資源の掘り起こしなどを進めるなかで、全国的な観光・リゾート地としての役割を担っていきます。</p>	<p>英虞湾・的矢湾周辺の拠点的な観光施設、宿泊施設 その他主要な園地 など</p>

<p>歴史・文化拠点 ... 志摩らしい歴史・文化の空間・景観を表し、地域住民の愛着や、市内観光の魅力を支える役割を担います。</p>	波切地区の街なみ 伊雑宮周辺 国府地区の街なみ など
<p>地区まちづくり拠点 ... 各地区の住民が主体となってまちづくり活動を行う場であり、個性的で効率的な都市づくりを支える役割を担います。</p>	具体的な場所を設定するのではなく、住民の意向により、適宜位置づけ

《都市軸》

交流やネットワークを担う動線、線形

市内外のさまざまな都市活動の場を結ぶ幹線道路や、都市環境の向上に資する緑道などを中心に、4つの軸を設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p>伊勢志摩広域連携軸 ... 伊勢志摩圏域の主要な都市・拠点を結びつけ、広域的な交流を促す役割を担います。 ... 周辺での都市機能配置など、本市のまちづくりの主軸としての役割も担います。</p>	伊勢志摩連絡道路 国道 260 号 近鉄志摩線 海上交通
<p>都市間連携軸 ... の機能を補完し、本市と周辺市町の交流を促す役割を担います。</p>	県道伊勢磯部線 県道南勢磯部線 県道鳥羽阿児線
<p>都市内環状連携軸 ... 中核拠点、地域生活拠点、観光・交流拠点など、さまざまな拠点を結びつけ、日常生活や観光・交流の利便性を高める役割を担います。</p>	の一部の路線 国道 167 号 県道浜島阿児線 県道磯部大王線 県道安乗港線 海上交通
<p>環境軸 ... 市民の身近な憩いの場として、また、自然や歴史をじっくりと巡ることのできる動線としての役割を担います。</p>	主要河川(前川・磯部川・野川・松山路川) 県道磯部大王自転車道線 近畿自然歩道 歴史街道(磯部道)

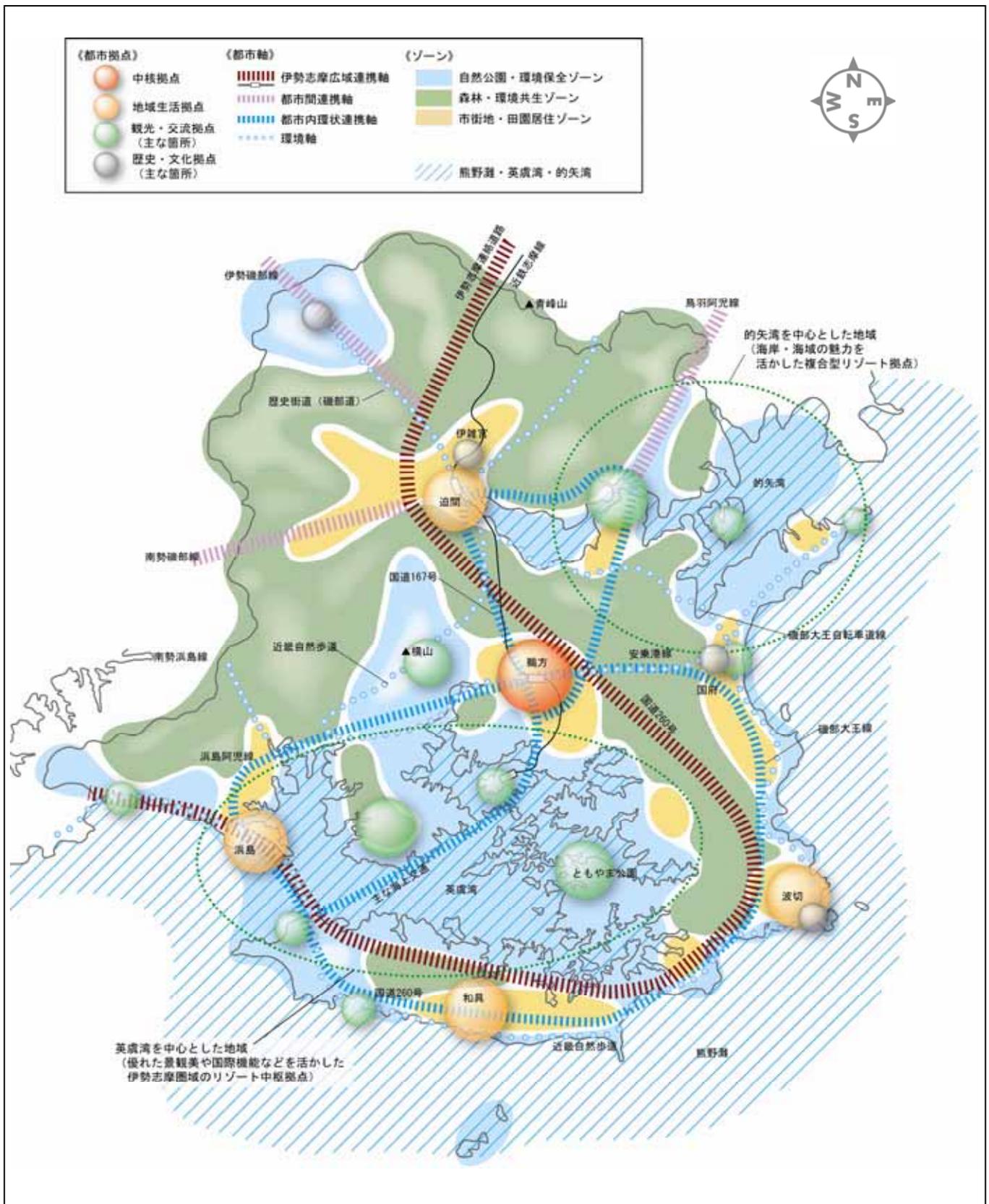
(ゾーン)

概ねの機能毎に区分した土地のまとめ

自然の保全およびこれとの調和を図る区域、都市的な利用を基本とする区域を中心に、3つのゾーンを設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p>自然公園・環境保全ゾーン</p> <p>...本市の豊かな自然のなかでも、特に重点的に保全などの配慮を行う区域です。</p> <p>...海の再生をはじめ、さまざまな環境保全・活用の取り組みを進めるなかで、伊勢志摩圏域を代表する美しい景観や、漁業生産の場を支え、観光・交流を促す役割を担っていきます。</p>	<p>自然公園法による国立公園特別地域 上記以外の英虞湾・的矢湾内</p>
<p>森林・環境共生ゾーン</p> <p>...森林の保全を基本とする区域です。</p> <p>...林業生産のみならず、緑豊かなまちの背景として、交流の場としての役割を担います。また、別荘地の有効活用などを通じ、やすらぎある定住の場としての役割も担っていきます。</p>	<p>国立公園特別地域以外の山間・丘陵地</p>
<p>市街地・田園居住ゾーン</p> <p>...周辺の農地・里山と調整しながら、居住や商工業などの都市的利用を図る区域です。</p> <p>...既存の機能集積をもとに、各地域の特性に応じた計画的な宅地化などを進めるなかで、快適・利便な定住の場としての役割を担っていきます。</p>	<p>平坦地を中心とした住宅などの集積地（一部農地含む）</p>

将来都市構造図



第3章 土地利用計画



3 - 1 土地利用の基本方針

(基本方針)

国立公園の自然の保全およびこれとの共生を前提とした土地利用を進めます

国立公園に含まれ、市域の大部分が森林・丘陵地で占められている本市では、はじめに「自然環境の保全」があって、それから開発を考えることを土地利用の原則とします。

土地利用の配置に関しては、保全と活用・開発のバランスの取れた秩序ある土地利用が実現できるよう、本市では、「自然型」と「都市型」の土地利用ゾーンを明確化します。

また、海と山に囲まれ平坦な土地が少ない地形特性や、自然を活かした志摩らしい土地利用の実現などを考慮したなかで、地域の状況に応じ、保全と活用を適切に進める「共生型」の土地利用ゾーンを導入します。

(基本方針)

駅周辺などの既成市街地を有効に活用し、街なか居住を進めます

市内には、既にインフラ投資がされ、さまざまな都市機能が集積する市街地が各地域で形成されています。各地域の生活支援や、非効率な公共投資の拡散抑制などを図る上では、「既成の市街地の有効活用」が重要であり、今後、こうした地区について手を加え、少しずつ快適性や利便性を高めることにより、街なか居住を促進します。

また、その考え方のなかで、市全体としては、鷯方駅周辺を中心に商業・業務地を、その周辺では集合住宅などを含めた複合住宅地を、さらに、その周辺では戸建て主体の専用住宅地というように、段階的な土地利用誘導を図ります。

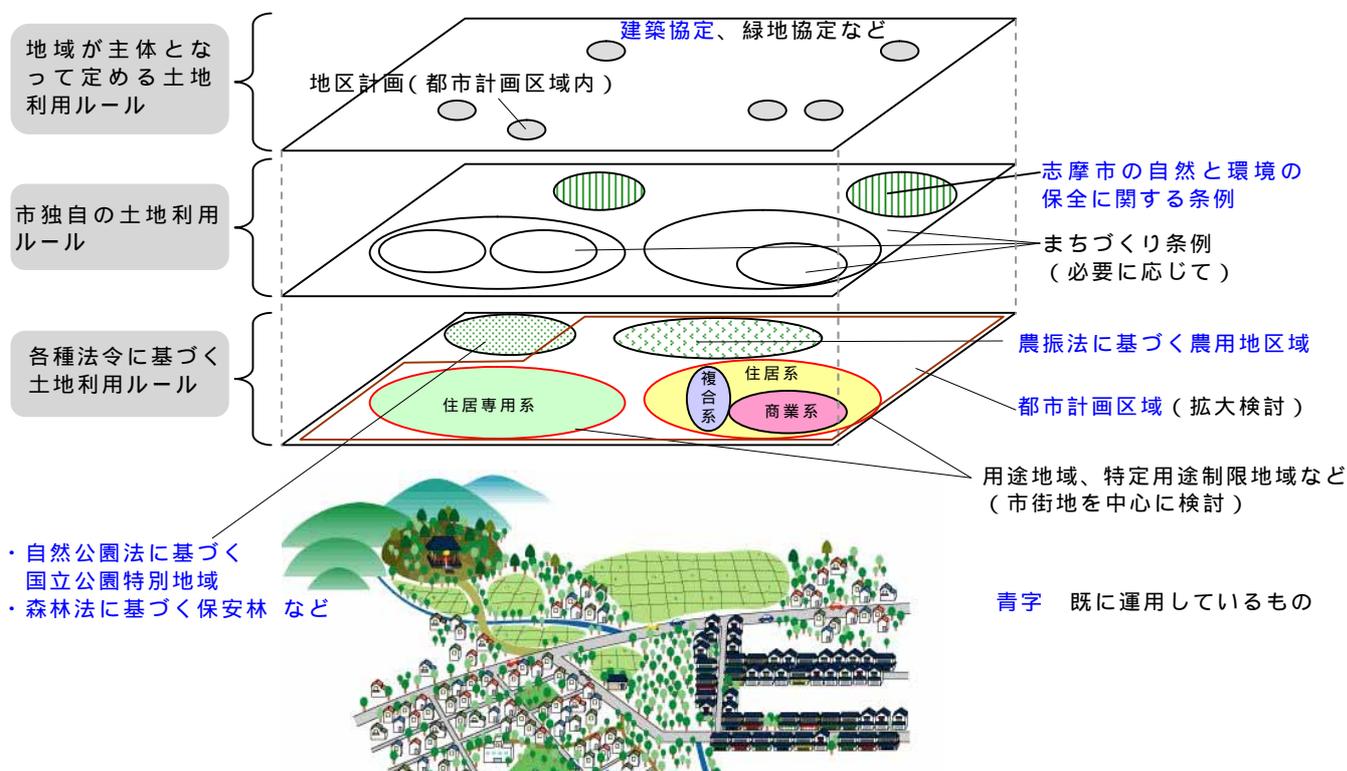
(基本方針)

共通認識を形成し、秩序ある土地利用のためのルールを整備します

土地は限られた資源であるため、公共的な観点により有効利用を図ることが必要です。特に、本市では、都市計画区域に指定されず、都市計画法による開発制限の緩い地域が存在しています。また、都市計画区域内であっても、さまざまな利用の競合が生じ、土地利用の混在による住環境への影響などが考えられる地区があり、公共的な観点から、土地の利用調整をしていくことが重要です。

このため、本市では、土地利用の方向性に関する市民などとの「共通認識」を構築するとともに、これを実現するために、各種法令による現行開発制限を厳格に運用し、また、よりきめ細やかな視点で、都市計画法に基づく用途地域や、全国一律でない市独自・地域独自の土地利用ルールの活用を検討していきます。

図 本市における土地利用コントロールイメージ



3 - 2 土地利用の配置および保全・誘導の方針

駅周辺などを中心とした段階的な都市的土地利用の配置

賑わいのある商業・業務地の形成

駅周辺などを中心として、それぞれの地域生活圏に応じた生活関連機能や交流機能の維持・確保を図ります。特に、鵜方駅周辺は、「商業・業務地」として位置づけ、広域的な圏域を持つ行政施設や、市民のニーズに対応した魅力ある商業施設など、各種サービス機能の集積・更新を図り、土地の高度利用を誘導します。

質の高い暮らしを実感できる住宅地の形成

「商業・業務地」周辺や、支所などを中心とした既成市街地を「街なか居住地」として位置づけます。当該地では、戸建住宅から集合住宅までの多様な居住機能と、地域の身近な商業など、日常生活を支えるさまざまな機能が相互の調和を保って集積する土地利用を誘導します。それ以外の集落・住宅団地などは、「郊外居住・農業地」として位置づけ、戸建て住宅を主体としながら、地域の住環境や営農環境などと調和する集合住宅、生活利便施設が必要に応じて立地する土地利用を誘導します。

志摩市の特性を活かした産業地の形成

港湾および漁港は、「臨港・産業地」として位置づけ、港湾業務、水産業関連機能の高度化を図るとともに、観光と結びついた地域資源活用型の産業育成を図ります。

上記以外の英虞湾・的矢湾内については、穏やかな海域を活かし、真珠養殖などの特徴的な産業利用を図ります。

交通の利便性などを活かした工場適地指定地区では、中小工場の集団化や、自然豊かな本市の特性に十分留意された新しい産業集積を誘導します。

自然的土地利用の
配置

美しく豊かな森林・自然の保全

山間・丘陵地のうち、国立公園特別地域や一団の保安林は、「自然環境地区」として位置づけ、優れた環境をありのまま継承し、あるいは持続可能な林業生産の場として計画的な生産が行われるよう、積極的に保全・管理を図ります。それ以外は、「森林・丘陵地」として位置づけ、山なみや農林業の生産環境を保全するとともに、これと調和した集落環境の維持・形成を図ります。

優良農地の保全

「郊外居住・農業地」や「森林・丘陵地」に分布する、まとまりある農地は、虫食いの農地転用を抑制します。あわせて生産基盤整備を促進し、優良農地として、田園景観を支える緑地などとして、長期的な保全に努めます。

環境と共生する
志摩市らしい土
地利用の配置

大自然の中でレクリエーションを楽しむ観光地の形成

大規模リゾート施設やテーマパークなどの「観光・レクリエーション地区」は、集客・交流の核としてふさわしい機能の維持・確保を促進します。

英虞湾・的矢湾周辺は、「リゾート環境地区」を位置づけます。当該地では、優れた環境の保全や、既存観光・宿泊施設などの有効活用を原則に、リゾート拠点機能強化のための土地利用を一体的・集約的に展開します。

自然景観と生活利便が調和する沿道環境地区の形成

主要な幹線道路の沿道は、「沿道環境地区」を位置づけ、地域特性に応じて、各種施設の立地に対応します。

特に、国道260号・伊勢志摩連絡道路沿道では、良好な自然景観と街なかの機能集積に影響を与えない規模・業態であることを前提に、各地域の自立的な生活や、市内観光を支える施設の立地を許容します。

地域特性に応じた
ルール・都市基盤
の整備

都市計画区域外における計画的な土地利用の実現

現在、都市計画区域外となっている地域では、地形や都市基盤からいって、必ずしも、全域で開発コントロールを行う必要があるとはいえません。しかし、国道 260 号が通る市東部などでは、ある程度の開発余地・潜在力を有し、そのコントロール方策を検討することが考えられます。そのため、こうした地域では、現行の各種法令や条例の厳格な運用に加え、都市計画区域の拡大や準都市計画区域の指定を検討し、無秩序な開発抑制などに努めます。都市計画区域外にあっては、都市計画区域の拡大について国立公園特別地域との整合性に配慮した区域指定を検討します。

土地利用方針に応じた、基本的な土地利用ルールの適用

住環境保全や商業集積の誘導、幹線道路沿道での適正な商業立地などを目指すにあたっては、用途地域などの基本的な土地利用ルールの活用を検討します。特に、他法令による規制が緩く、既に相当の建築密度を有する鵜方駅周辺などでは、開発および人口の動向・見通しも勘案しながら、優先検討に努めます。

きめ細やかな土地利用ルールによる住環境の質の向上

都市基盤が整備済みの地区、将来の建物更新時期に備えて住環境を維持すべき地区、高質な住環境形成が求められる別荘地などでは、地区計画などの活用を促進・支援し、建物の形態・意匠などについて、きめ細やかに誘導します。特に、既に建築協定を活用している地区では、永続的なルールとしての地区計画などへの移行を促進します。

空き地・空き家を管理・活用するための仕組みづくり

利用されない別荘地や、空き地・空き家の発生が顕著な本市では、その適正管理や、地域の特性に応じた資産として活用するための仕組みを検討します。例えば、雑草除去に関する指導・協力体制を構築するほか、空き家バンクを整備のもと、住み替えや、地域のニーズに応じたさまざまな用途への活用を検討・促進します。

老朽化した空き家に関しては、除却し、例えば、住宅密集地では防災広場として、その他の郊外集落や別荘地では、緑地や農園などとして活用することを検討・促進します。

地域の特性や資源を活かした住環境の整備・改善

「街なか居住地」では、インフラ投資に見合った人口集積を図るため、市営住宅ストック・空き家を有効に活用し、民間活力とも連携して多様な住宅供給に努めます。

市全体としては、都市基盤は不十分であるものの、自然や歴史的資源が豊かで、独特の雰囲気をも有する集落が多く存在します。これらについては、特有の集落形態・景観を生かしながら、防災性を高めるための建築ルール、基盤整備を検討します。

“なりわい環境”
としての漁村集落



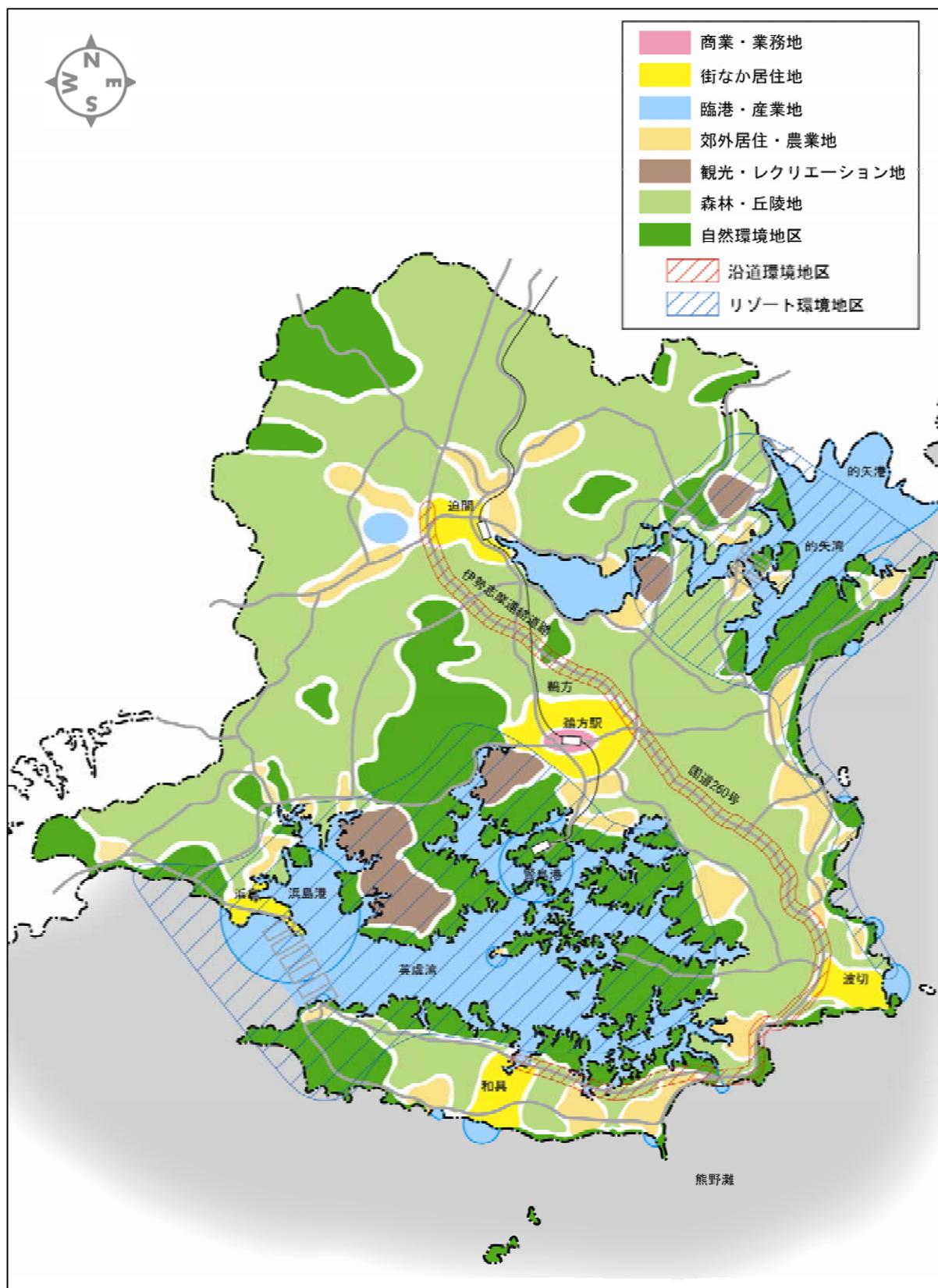
まちづくりに寄与する新たな市街地の整備・誘導

効率的で適正な市街地形成を図るため、新たな住宅地や公共公益施設の整備・誘導にあたっては、「商業・業務地」や「街なか居住地」との一体性に十分留意します。

一定規模以上の開発行為に対しては、道路や公園、排水施設などの都市基盤が適正に確保され、緑化など周辺環境に調和するよう誘導していきます。

	土地利用区分	配置イメージ	保全・誘導の内容	
都市型 ↑	商業・業務地	鵜方駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な圏域を持つ行政施設、商業施設などの各種サービス機能の集積・更新を図り、土地の高度利用を誘導 	
	街なか居住地	商業・業務地周辺 浜島地区・波切地区・迫間地区・和具地区の既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅から集合住宅までの多様な居住機能と、身近な商業など日常生活を支えるさまざまな機能が相互に調和を保って集積する土地利用を誘導 	
	臨港・産業地	港湾（浜島港・賢島港・的矢港） 漁港（8つの市管理漁港、4つの県管理漁港） 英虞湾・的矢湾内 工場適地指定地区	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾・漁港では、港湾業務、水産業関連の機能を高度化。観光面での利用にも配慮 ・湾内では、真珠養殖などの特徴的な産業利用を誘導 ・工場適地では、中小工場の集団化や、志摩の環境特性に留意した産業集積を誘導 	
	郊外居住・農業地	街なか居住地以外の既存集落（一部農地含む） 住宅団地	<ul style="list-style-type: none"> ・低層の住環境保護を基本に、集合住宅や生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を誘導 ・周辺部では、虫食いの農地転用の抑制や、生産基盤の整備により営農環境を保全 	
	観光・レクリエーション地	大規模リゾート施設、テーマパークなどの観光関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・集客・交流の核としてふさわしい機能を維持・確保 	
	森林・丘陵地	自然環境地以外の山間・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい山なみや農林業生産の場としての環境を保全。また、これらと調和した集落環境を維持・形成 	
	自然環境地区	国立公園特別地域 主要な保安林	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた環境・景観の維持などのために、積極的に保全・管理 	
共生型 ↓	沿道環境地区	国道 260 号・伊勢志摩連絡道路沿道周辺 （森林・丘陵地などと重複）	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観や街なかの機能集積に影響を与えないことを前提に、各地域の生活や市内観光を支える施設立地を許容 	
	リゾート環境地区	英虞湾周辺、的矢湾周辺 （自然環境地などと重複）	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた環境の保全、既存施設の有効活用を原則に、リゾート拠点機能強化のための土地利用を一体的・集約的に展開 	

土地利用 主要方針図



第4章 分野別都市整備の方針



4 - 1 道路・交通づくりに関する方針

(基本方針)

自動車交通と公共交通のバランスが取れ、安全で快適な交通環境を整備します

生活や観光の利便性を高めるため、全国に開けた広域的な幹線道路の整備を進めるとともに、これと接続し、市内の各拠点を有機的に結ぶ放射・環状の幹線道路網や、市街地の骨格となる幹線道路の整備を進めます。

一方で、自動車への過度の依存から脱却し、高齢化への対応を進める観点から、バス交通、鉄道交通、海上交通それぞれの利便性向上やネットワーク強化を図るとともに、歩いて暮らせる安全な道づくりを進めます。

さらに、その豊かな環境のなかを、気持ちよく移動したり、立ち止まりじっくり楽しめるよう、個性的な道路空間整備を進めます。

(整備・誘導の方針)

道路交通と公共交通のバランスが取れ、安全で快適な交通環境を整備します

段階的な道路ネットワーク形成
美しく安全な道路環境づくり
公共交通の充実

段階的な道路ネットワーク形成

全国に開けた広域幹線道路の整備

地域高規格道路として計画されている伊勢志摩連絡道路の早期着手を促進します。

鵜方磯部バイパスの早期完了を促進します。

市外では、伊勢志摩連絡道路などから、伊勢湾をまたいで愛知・静岡県に連絡する伊勢湾口道路の具体化を促進します。

伊勢志摩連絡道路



都市内の幹線道路網の整備

都市・地域間の交通円滑化を図るため、主要な国・県道や市道について、地形条件により残っている危険箇所や未改良区間の整備を進めます。

特に、市内の一体性・回遊性を高める、環状の交通軸形成を重視し、県道浜島阿児線などのバイパス整備や拡幅を促進するとともに、海上国道である国道260号について、架橋構想の具体化を関係機関に働きかけます。

また、上記と連携しつつ、きめ細やかに都市骨格を形成するため、県道登茂山公園線をはじめ、環状の交通軸と拠点を結ぶ道路、環状の交通軸の機能を補完する道路について、絞り込みを行いながら計画的に整備を図ります。

生活幹線の整備

幹線道路に囲まれた地域などでは、地域住民の生活幹線となる道路を計画し、整備を図ります。

特に、市街地では、庁舎、病院などの主要施設へのアクセスや、防災空間などとしての役割を担う道路を適切な密度をもって配置します。この際、用途地域などの土地利用ルールとあわせ、都市計画決定も視野に入れます。

美しく安全な道路
環境づくり

美しい景観を守り、活かす幹線道路整備

地域間を結ぶ幹線道路や橋梁は、国立公園の環境・景観との調和に十分留意した構造・形態を確保します。

また、パールロードをはじめ、海・山への優れた眺望が得られる区間では、風致景観を維持するとともに、ビューポイントの整備など、集客・交流への対応を進めます。

パールロード（県道
鳥羽阿児線）沿いの
ビューポイント



安全な生活道路の整備

漁村集落などで多くみられる 4m 未満の狭小道路は、避難路を中心に災害時にも対応できる幅員確保に努めます。

高齢者などの交通弱者の歩行に配慮し、主要な公共公益施設の周辺・アクセス道路を中心として、歩道の確保、バリアフリー化、案内板の充実などに努めます。

市民や来訪者が歩いて楽しめる道づくり

快適な街なか居住や、きめ細やかな市内観光を支えるため、歩行者系道路の充実を図ります。

特に、県道磯部大王自転車道や近畿自然歩道を取り込みながら、歩行空間の連続性を確保するほか、楨垣に囲まれた歴史的な街なみなど、周辺の地域資源と連携し、じっくり楽しみながら歩けるよう工夫に努めます。

公共交通の充実

鉄道交通の利便性向上

近鉄志摩線については、観光と協調・連携した施策展開などを促進し、利用率向上を図ります。

鵜方駅を中心として、駅前広場や駐車・駐輪場の拡充に努め、各種交通の円滑な乗り継ぎ機能を確保します。また、駅周辺の公共公益施設などへの主要な経路について、バリアフリー化を図るなど、高齢者などの移動に配慮しま

す。

賢島駅については、周辺観光との一体性に留意し、駅施設も含めたバリアフリー化などの整備を促進します。

バス交通の利便性向上

民間事業として運行が成り立たない路線については、その重要性を勘案しながら、運営の支援を行います。特に、鵜方駅と地域の生活拠点などを結ぶ路線は、将来都市構造の実現を支える軸として、維持・充実に努めます。

路線の廃止・縮小によって公共交通空白地となることが予想される地域や、生活拠点を中心とした地域生活圏の利便性を確保するため、きめ細やかに循環する自主運行バスなどの運行について検討を行います。

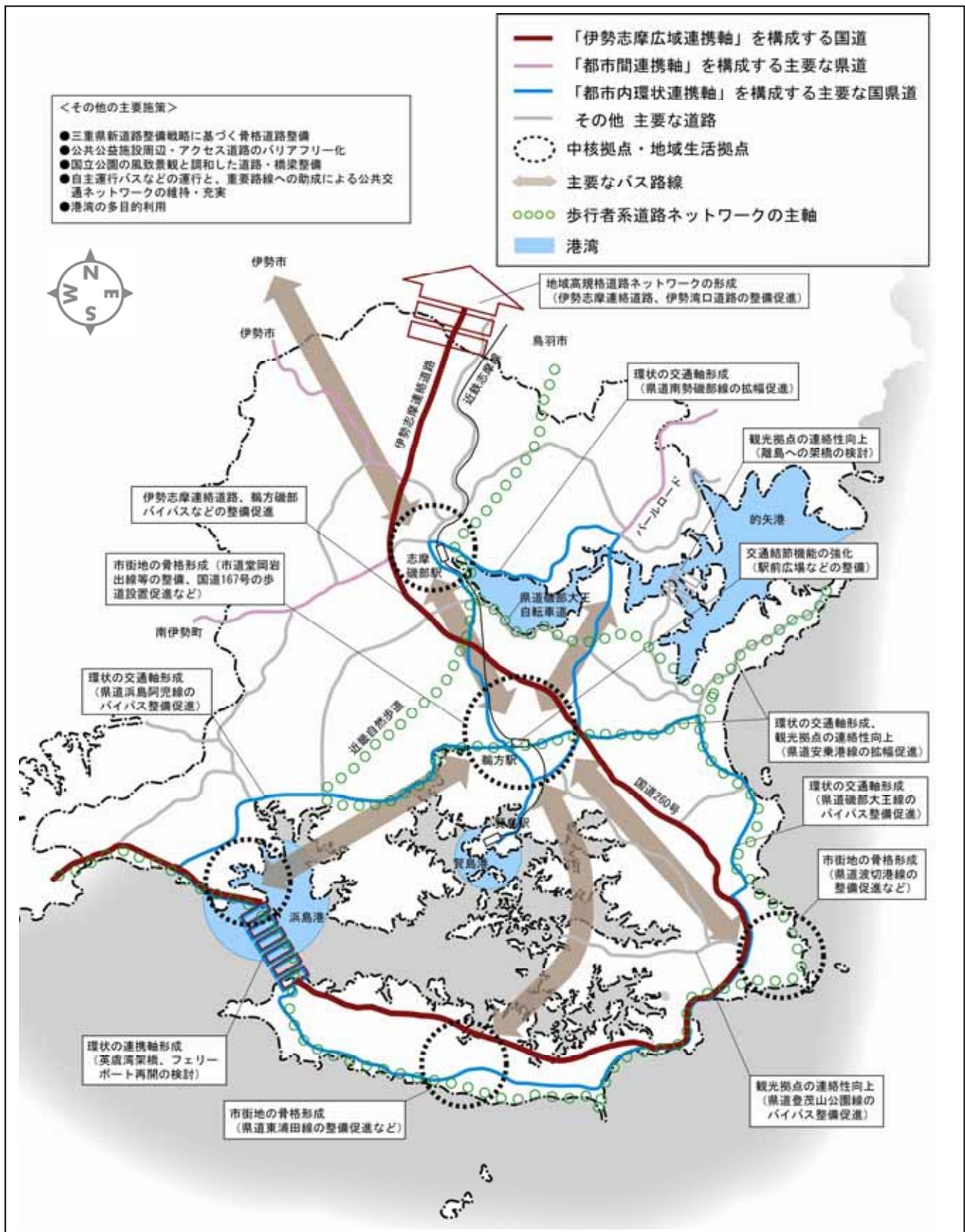
市街地内の主要な停留所や、路線バス・自主運行バスなどの結節点では、上屋・ベンチ・風除けや、駐輪場などの設備の充実に努め、利用促進を図ります。

海上交通の利便性向上

英虞湾・的矢湾では、多様な定期船航路の確保や、フェリーボートの運航再開を関係機関に働きかけ、バス・鉄道との一体的な公共交通ネットワークの充実に努めます。また、長期的には架橋建設を検討します。

浜島港などの港湾では、老朽施設を更新し、物流などの機能維持に努めます。また、産業活動支援や港湾観光巡りなど、多目的な活用に向けて必要な整備を図ります。

道路・交通づくり 主要方針図



4 - 2 水・緑づくりに関する方針

(基本方針)

志摩の財産である自然を守り、^{たからもの}育てながら、潤いある暮らしを整備します

志摩らしさの根幹を成し、志摩の産業(漁業や農業)とつながりのある海・山・川については、各種法令の連携により保全し、健全な姿で後世に継承するとともに、市民や来訪者がそれらを身近に感じ、親しむことができるような空間づくりを進めます。

また、市民の日常生活を支援するため、憩いの場として、災害時には避難地として、さまざまな役割を果たす公園・緑地を計画的に整備・確保します。特に、地域生活圏形成などの視点から、重要な地区において、公園整備や緑化を図り、緑の量的充実に努めるとともに、公園の再整備など、質的充実に向けた取り組みを進めます。

(整備・誘導の方針)

志摩の財産である自然を守り、^{たからもの}育てながら、潤いある暮らしを整備します

海・山・川の環境保全
自然とのふれあいの場づくり
緑豊かな生活空間づくり

海・山・川の環境 優れた自然・生態系の保全

保全

英虞湾、的矢湾、熊野灘沿いを中心とした水と緑の優れた自然環境は、国立公園特別地域としての指定を維持し、積極的な保全を図ります。

市北部から西部にかけての山間地や、的矢湾周辺など、まとまった緑を有し、国立公園特別地域と一体となって保全が求められる地域では、他法令との連携などを通じ、開発行為、建築行為の規制・誘導を図ります。

そのほかの地域、地区に親しまれている特徴的な緑についても、各種法令に基づく規制の強化を検討のもと、積極的な保全を図ります。

伊雑宮の森



管理の行き届いた健全な森づくり

市域の約 55% を占める森林については、土砂流出防止などの公益的機能を高度に発揮させるため、保安林の指定拡大とともに、県による森林ゾーニングを踏まえた適正管理を図ります。

森林の 90% 以上が民有林であることを踏まえ、行政が土地所有者に代わって森林の管理を行うシステム、市民が自然の保全・管理に関わることのできるシステムの整備を検討します。

美しい海の保全・再生

市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、生活排水などの適正処理を進めます。汚水処理にあたっては、市の長期的な財政の見通しを勘案しながら、公共下水道や合併処理浄化槽の面的整備など、各地域の状況に応じた手法を活用し、効率的に取り組みます。

英虞湾・的矢湾では、「英虞湾再生プロジェクト」などの成果を活用し、多様な主体の連携のもとに、自然浄化機能を有する人工干潟・藻場の造成や、海底の汚泥の浚渫を進めます。

自然とのふれあいの場づくり

海辺・水辺を活かした憩いの場づくり

津波・高潮などの防護対策と調整しながら、アカウミガメ産卵地であるあづり浜など、自然性の高い海岸線の保全・再生を図ります。また、本市の海との関わりを尊重し、

海に近づき、親しめる護岸整備や園地整備を図ります。
主要な河川は、それぞれの状況に応じ、憩いの場としての活用を図ります。特に、環境軸としての前川や磯部川などでは、親水空間整備や、自然・生態系の保全に配慮した川づくりを促進します。

豊かな緑、自然景観を活かした憩いの場づくり

国立公園の環境保護と適正利用の観点から、国の管理計画に基づく着実な事業展開を促進します。特に、横山や、ともやま公園は、伊勢志摩国立公園全体の利用拠点として、総合的な整備・活用を促進します。

その他の地域についても、眺望の良い場所の有効活用や、植樹、遊歩道などの必要最小限の環境整備を図り、憩いの場の充実に努めます。特に、賢島では、駅や観光施設などとの一体性に留意した整備を図ります。

緑豊かな生活空間づくり

広域的な利用に対応した公園の整備

阿児ふるさと公園は、週末レクリエーションに対応した機能に加え、防災拠点としての機能も備えた本市の基幹的な公園として整備・拡充を図ります。

阿児ふるさと公園を含め、各地域の基幹的な公園については、それぞれの機能・役割分担を明確化し、そのなかで必要な整備を検討します。

阿児ふるさと公園



身近な生活圏における緑の充実

日常生活に密着した公園に関しては、地域生活圏それぞれで、地域の顔となるような公園の確保を目標としながら、街なか居住を進める市街地や、防災上問題のある漁村集落などでの重点的な整備・確保に努めます。

公園・広場の整備にあたっては、新たな公共公益施設の整備や、地区計画などの各種基盤施策との連携を図るとともに、空き地や老朽住宅除却跡地などの活用による柔軟な対応を視野に入れていきます。

国立公園としての風致景観を維持できるよう、緑地協定などの市民主体の緑のまちづくりを促進するとともに、屋上緑化や壁面緑化の支援、一定規模以上の開発行為における植栽義務づけなどを検討し、民有地の緑化を進めます。

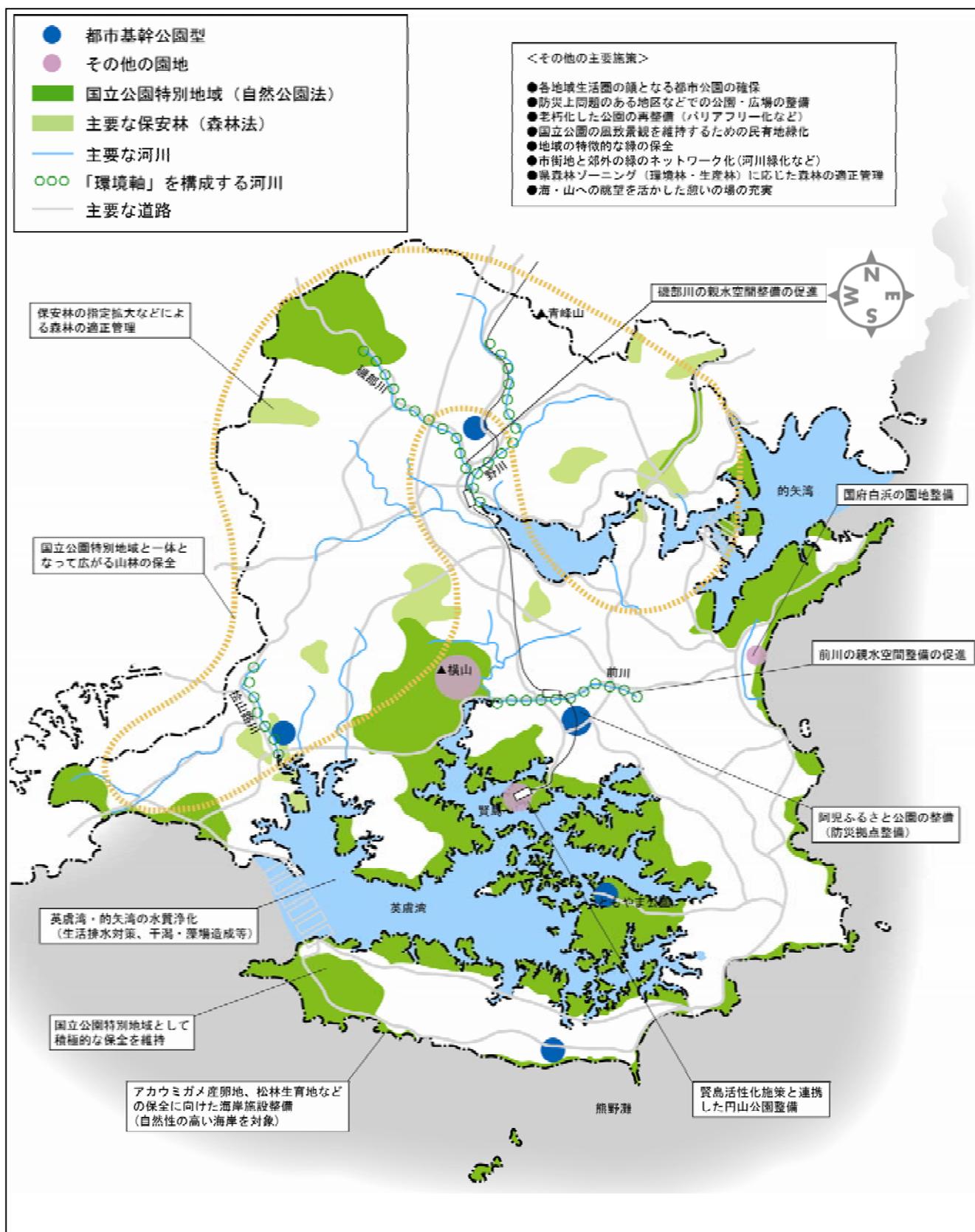
郊外の豊かな緑が環境的、景観的にも市街地に連続するよう、河川や幹線道路沿道などの緑化を進めます。

緑の質的充実

老朽化した公園・広場は、利用者のニーズに加え、高齢化への対応や、災害時の避難生活の場としての活用にも留意しながら、必要に応じて再整備を図ります。

地域の緑は、地域が考え、守り育てていけるよう、公園整備における市民参加機会を増進するとともに、公園管理活動に対して支援を行うなど、協働の取り組みを進めます。

水・緑づくり 主要方針図



4 - 3 快適なまちづくりに関する方針

(基本方針)

合併した市として、また、広域的な視点から効率的な都市施設を整備し、快適な環境を創造します。

効率的な都市施設の整備に努め、快適な市民生活を営むことのできるまちづくりを推進します。

快適な市民生活を支える都市施設として、ごみ処理施設、下水道・合併処理浄化槽、火葬場の整備を推進します。

(整備・誘導の方針)

合併した市として、また、広域的な視点から効率的な都市施設を整備し、快適な環境を創造します

広域的な視点でのごみ処理施設の整備
下水道の整備並びに合併処理浄化槽の普及
新たな火葬場の整備

広域的な視点でのごみ処理施設整備

効果的、効率的なごみ処理を推進するため、広域圏（本市、鳥羽市、南伊勢町）において新たなごみ処理施設の整備を推進します。

下水道の整備並びに合併処理浄化槽の普及

下水道整備地区においては、下水道への接続を促すとともに、未整備の地域においては、費用対効果を考慮し、合併処理浄化槽の整備と合わせて望ましい生活排水処理体制を構築します。

新たな火葬場の整備

既設の「斎場あご」の立地環境の変化、老朽化に対応して、適切な場所に新たな火葬場を整備します。

4 - 4 災害に強いまちづくりに関する方針

(基本方針)

大規模災害に備え、“減災”も重視した安全・安心の環境を整備します

自然災害が危惧される地形条件などを踏まえ、豊かな自然を生かしつつ、災害に強い都市づくりを推進します。

特に、本市では、東海地震・東南海地震などが起こす揺れや津波により大きな被害の発生が予想されるため、「減災」の考え方を重視し、施設整備のハード対策と、災害危険箇所における開発規制、観光客の避難体制整備といったソフト対策の連携・一体化を推進します。

なお、熊野灘沿岸を中心とした地域には、木造住宅密集地が多く分布しており、大規模地震が発生した場合、住宅の倒壊や、同時発生する火事による延焼の拡大、避難・消防活動の困難さ、さらには津波の襲来から、特に大きな被害の発生が予想されます。このため、漁村特有の集落形態・風景の保全にも充分留意しながら、重点的な取り組みを推進します。

(整備・誘導の方針)

大規模災害に備え、“減災”も重視した安全・安心の環境を整備します

災害に強い都市基盤の整備
土地利用対策の充実
木造住宅密集地の防災性向上
推進体制の整備

災害に強い都市基盤の整備 防災活動拠点の整備

広域避難地などの拠点機能を有する都市公園として、阿児ふるさと公園などの整備・充実を図ります。

各地域では、津波襲来を想定し高台に位置する広場を整備したり、既存の公園で防災設備の整備を検討するなど、身近な避難地としての公園・広場の充実を図ります。市庁舎や医療施設をはじめ、避難・救護・管理などの防災上重要な役割を果たす公共公益施設は、緊急性の高いものから耐震補強などの対策を推進します。

沿岸周辺に位置する公共公益施設については、耐震化を十分に行い、高台などへの避難が困難になった場合の津波避難ビルとして活用を図ります。

なお、沿岸周辺について、公共公益施設や高台などが無い場合は、民間施設を津波避難ビルとして指定するほか、津波避難タワーの整備を検討し、大津波に備えます。

浜島港、波切漁港などの主要な港湾・漁港は、震災時における海上輸送拠点として活用・相互連携を図るとともに、後背地などの状況に応じ、避難緑地の整備を検討します。

防災公園のイメージ



津波避難タワー（国府地区）

災害に強い都市施設の整備

県指定の緊急輸送道路とも連携しながら、庁舎、特急停車駅、浜島港、県立志摩病院など、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワークを構築します。

これを構成する道路・橋梁では、重点的に耐震補強を図るとともに、沿道建築物について、耐震化や、防火地域指定検討などとあわせた耐火を促進します。

上水道、下水道などのライフラインについても、災害発生時にその機能が維持されるよう、例えば、離島において、断水の影響を最小限にするための給水拠点施設を整備するなど、代替性・耐震性の確保に努めます。

水害・土砂災害防止事業の実施

洪水被害を防止するため、市街地に近接し、浸水実績があるなど重要度・緊急度の高い桧山路川の河川改修整備を促進し、磯部川、前川などについては河川改修整備を要望していきます。

あわせて、磯部都市下水路の整備を推進するほか、準用河川・その他水路について、整備計画を策定のもと順次整備を図るなど、流域全体の対策に努めます。

海岸部では、大津波の襲来を想定し、木造住宅密集地周辺などについて堤防・護岸の重点整備を促進するほか、自然防災力を有する海岸林の保全・育成に努めます。

土砂災害に関しては、危険な急傾斜地などの増加抑制を図りながら、市街地周辺を中心に各種対策事業を促進します。

改修済み
の桧山路川
(下流)



土地利用対策の
充実

浸水被害の軽減

津波による被害想定区域を明確化し、市民への周知徹底を図ります。危険性の高い地域では、必要に応じて、被害軽減に資する嵩上げの建築ルールなどを検討します。

主要河川を中心に浸水想定区域を明確化し、情報発信を図ります。あわせて、上流域の森林整備や、開発の際の防災措置の義務づけ検討など、流域全体での雨水流出抑制対策に努めます。

土砂災害の軽減

市街地の多くは丘陵地内に形成され、危険な急傾斜地もみられるため、これらについて無秩序な開発を抑制します。山間・丘陵地が多い地形特性を踏まえ、市全体として、土砂災害対策を強化します。特に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域などの指定を検討し、市民への周知徹底を図ることで、危険箇所の増加を抑制します。

木造住宅密集地の 防災性向上

老朽住宅の更新・除却

波切地区をはじめ、都市計画区域内の木造住宅密集地では、接道義務や狭小敷地ゆえに、建替えが困難となっている状況も想定されるため、接道などの建築ルールの緩和を検討し、老朽住宅の建替えを促進します。

安乗地区をはじめ、都市計画区域外の木造住宅密集地では、接道・建築形態のルールが無く、密集化が改善されないまま建替えが進む可能性があります。このため、都市計画区域再編などとあわせて接道などの建築ルール適用を検討し、防災性が確保された建替えを促進します。これらの地域には、老朽化した空き家も多いことから、危険な空き家の撤去を働きかけるとともに、除却に対する各種支援や、防災広場としての活用を検討します。

以上の取り組みにおいては、建物の高さなどのルールをあわせて検討するなど、漁村特有の景観保全にも努めます。

木造住宅密集地
(安乗地区)



避難路・避難地の確保

避難路指定の無い住宅密集地が多いため、市民参画により、安全・円滑に避難できる経路を明確化します。

主要な避難路の沿道では、重点的な建物更新を促進し、あわせて道路拡幅に努めます。ブロック塀などを設置しないルールについても検討を行います。

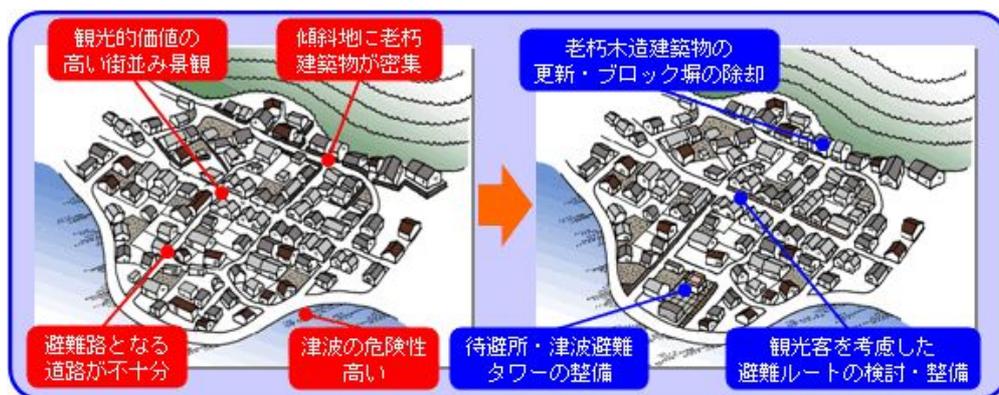
さらに、市内の住宅密集地は、地形的な問題から、急な階段や坂道、曲がりくねった道路が多いため、避難路となる階段・坂道での手すりの設置や、避難誘導板の設置など、避難要援護者や観光客にやさしい環境整備を推進します。避難地に関しては、広い空き地などの活用による充実を検討します。また、津波襲来の危険性を考慮し、身近な高台の活用による対応を検討します。

木造住宅密集地（密集市街地）の箇所数

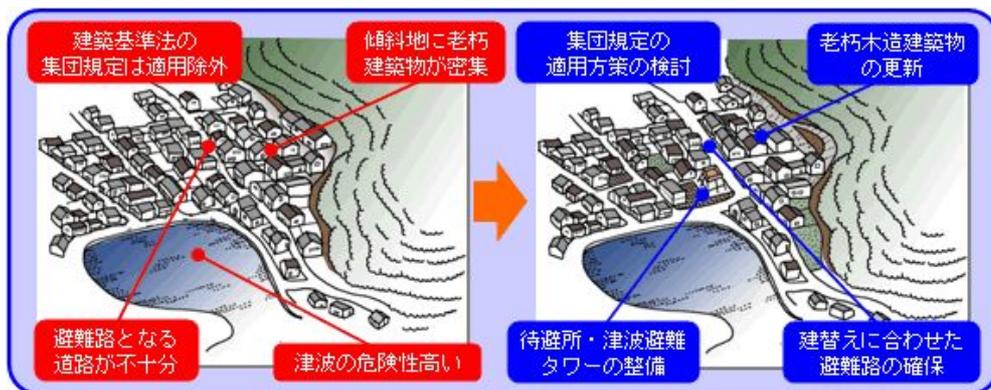
	中心市街地型	周辺市街地型	観光市街地型	沿岸観光市街地型	農村集落型	漁村集落型	都計外漁村集落型	離島型
本市	0	0	0	0	0	6	4	0

資料：三重県密集市街地整備基本方針

漁村集落型の対策イメージ



都計外漁村集落型の対策イメージ



資料：三重県密集市街地整備基本方針

推進体制の整備

地域防災力の強化

各種災害ハザードマップなど、わかりやすい防災情報の早期整備を図り、これを活かした啓発活動を推進します。そのなかで、耐震化の必要性も普及啓発し、耐震改修促進計画などに基づく個人住宅の耐震化を促進します。このほか、タウンウォッチングなどを通じた地域避難計画の作成や、災害図上訓練の企画をはじめ、地域主体の防災まちづくり活動を促進・支援します。

観光客対策の強化

観光客を的確・迅速に避難誘導できるよう、観光事業者などとの連携のもと、観光・交流拠点における広報活動や避難場所の確保などの対策を図ります。

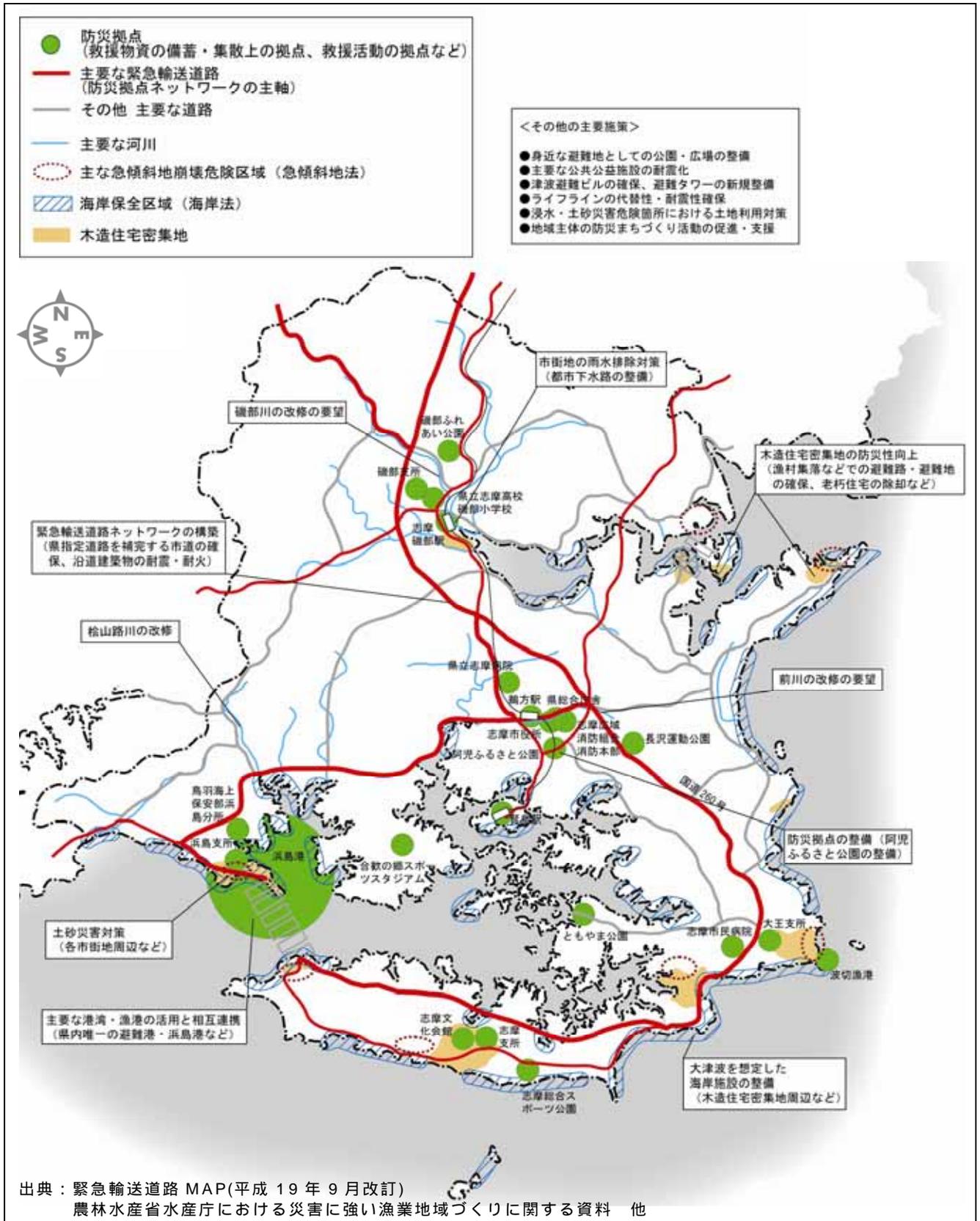
避難誘導を図る環境として、避難地については、観光データなどを活用しながら、適切な規模・数量の確保に努めます。また、避難路については、できるかぎり観光ルートとの連動を図り、避難誘導板についても観光案内板との一体的な整備に努めます。

津波被害が想定される沿岸部では、サーファー参画による津波避難訓練をはじめ、国府白浜海岸の取り組みをモデルとしながら、海岸利用者の防災意識の向上や、避難対策改善の取り組みを推進します。

国府地区における
観光客向けの避難
誘導板



災害に強いまちづくり 主要方針図



4 - 5 街なみ・景観づくりに関する方針

(基本方針)

「癒し、やすらぎ」を基本に、風光明媚さや、地域色豊かな景観資源を守り育てます

本市では、英虞湾・的矢湾を中心とした優れた自然環境や、漁業などの生活文化が反映された“なりわい環境”、多くの人が集い利用する市街地などが長い年月のなかで積み重なり、現在の景観を構成しています。

こうしたなか、将来の景観づくりとしては、志摩市らしさをより表現することに留意します。特に、市民や来訪者の心を癒す美しい景観づくりを基本に、自然、歴史・文化の守るべき景観と、都市整備の一環として新たに創造する都市景観とが調和した景観づくりを推進します。

なお、景観行政を取り巻く動きとしては、平成16年に景観緑三法が施行され、三重県ではこれに基づく景観計画を策定するなど、活発化しており、本市としても、こうした仕組みに留意しながら、戦略的・積極的に取り組んでいきます。

(整備・誘導の方針)

「癒し、やすらぎ」を基本に、風光明媚さや、地域色豊かな景観資源を守り育てます

美しい自然的景観の保全
賑わい、落ち着きのある都市的景観の形成
歴史・文化的な景観の保全
戦略的・積極的な景観づくり

美しい自然的景観の保全

海辺・川辺景観の保全

英虞湾・的矢湾を中心とした地域では、複雑に入り組んだ海岸線や、海岸線間近に迫った緑濃い山々、波間に浮かんだ離島や養殖いかだなどが相まって、風光明媚で独特な景観が形成されています。これは本市のシンボル景観として位置づけ、自然などの一体的・積極的な保全を図ります。熊野灘沿岸では、湾内と異なる荒々しい海岸段丘の景観、あるいは白い砂浜と緑の松林が続く景観が維持・形成されるよう、自然海岸の保全・回復を図ります。

河川については、自然豊かで、市民が親しむことのできる水辺景観を創出します。

英虞湾の
養殖風景



山なみ・田園景観の保全

市北部から西部にかけての山間地は、まちの背景となる遠景として、山林・斜面林を保全するとともに、四季折々に楽しめる美しい景観づくりに努めます。

まとまりある農地では、虫食いの防止や適正管理を通じ、田園景観と背景の山なみへの眺望を保全します。

眺望景観の保全・活用

志摩半島を一望できる横山をはじめ、美しい眺めを楽しめる場所・対象が多くあることは、本市の大きな魅力となっています。

今後も、眺望対象となる景観資源の保全を図るとともに、幹線道路網の構築や、地域のまちづくりとあわせて、眺望場所の充実を図り、集客・交流に活用します。

賑わい、落ち着きのある都市的景観の形成

まちの顔としての個性的な市街地景観づくり

鵜方駅などの主要な駅前空間では、駅前広場整備などにあわせて、まちの玄関口にふさわしい、本市をイメージできるような修景整備を図ります。

あわせて、駅を利用する人が周辺観光や生活利便を満たす場に行きたい、行きやすい空間づくり、動線整備を図ります。

海や港湾・漁港との関わりが強い市街地では、漁師町・港町としての独特の集落形態や、漁具などの海の景観資源を活かしながら、どこか懐かしさが残り、散策したくなるような空間づくり、動線整備を図ります。

落ち着きと潤いのある住宅地景観づくり

市全体として国立公園の風致景観を維持するため、民有地や、地域の核となる公共公益施設などの緑化を進めます。また、市街地内・周辺を流れる河川や、社寺、市街地に迫る丘陵地などの自然資源を取り込みながら、潤いのある市街地景観を形成します。

都市基盤が整備済み地区や計画地区では、地区計画などの活用による良好な街なみの保全・創出を誘導します。

緑豊かな住宅地
(鵜方地区)



美しく、観光客のもてなしに対応した沿道景観づくり

パールロードや国道260号など、都市間、都市拠点間を結ぶ主要な幹線道路のうち、海・山への優れた眺望が得られる区間などでは、屋外広告物規制の厳格な運用と順次拡大を図り、風致景観を積極的に保全します。

また、道路整備にあわせて、街路樹による緑の連続性確保や、志摩市らしくわかりやすい案内板の設置を図るなど、もてなしに対応した修景整備を図ります。

自然と調和した観光・リゾート景観、産業景観づくり

英虞湾・的矢湾周辺を中心に分布する拠点的な観光施設、宿泊施設などについては、周辺の自然との調和を誘導するとともに、湾それぞれの観光・リゾートのイメージ強化に寄与する景観づくりを誘導します。

こうした地域に広く分布する別荘についても、雑草除去などの適正管理を促進し、清潔、清涼といった観光地に好まれる要素の維持に努めます。また、周辺の山なみと調和した色彩・形態を誘導し、主要な幹線道路などからの良好な眺望景観・遠景の確保に努めます。

大規模な商工業施設については、敷地内の緑化を促進し、潤いある産業拠点としての景観形成を図ります。

的矢湾周辺の
観光施設



歴史・文化的な景 観の保全

特徴的な街なみの保全

波切地区など、漁村集落の一部では、急傾斜地に石垣を積んだ民家が建ち並ぶ、独特の景観が残されています。これらは、海への眺望とともに積極的に保全・活用し、観光客にとっても魅力のある空間形成を図ります。

山間・丘陵地では、周辺の緑と調和した集落が点在しています。なかには、敷地を槇の生垣で囲んだ国府地区の集落や、塀・垣として大きな自然石を積んだ五知地区の集落など、特徴的な集落もあり、こうした地域の伝統・文化が垣間みれる集落景観の保全を図ります。

高い槇で囲まれた
美しい街なみ
(国府地区)



多彩な文化財の保全・活用

伊勢志摩圏域全体として、伊勢神宮とともに育まれてきた歴史・伝統文化にふさわしい景観づくりを行うため、本市としては、伊雑宮や磯部道などを保全・活用します。

そのほかにも、市内には、国分寺、天の岩戸、深谷水道をはじめ、地域の景観を特徴づける文化財が数多く存在しており、これらの保存と、地域づくりへの活用を進めます。

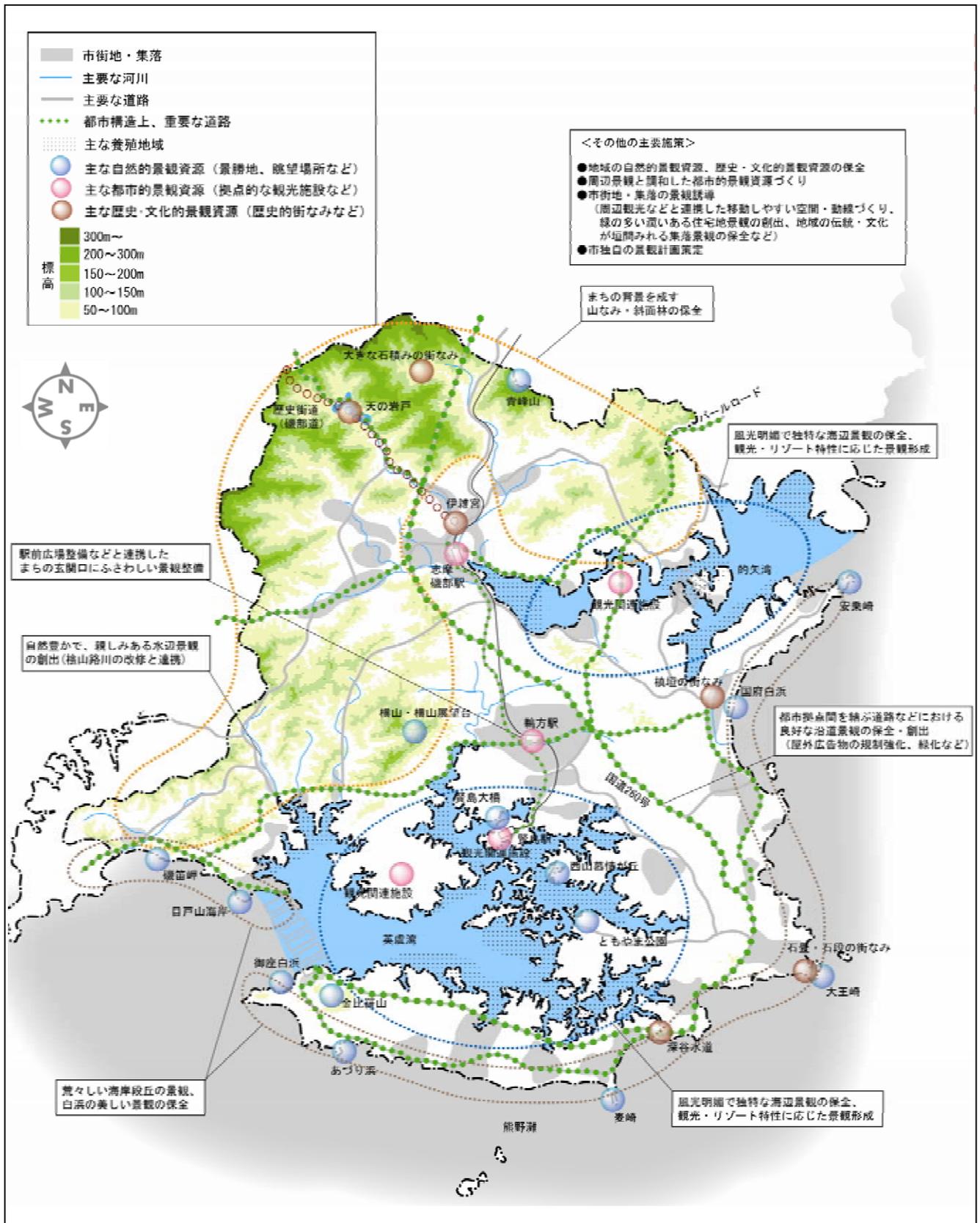
戦略的・積極的な
景観づくり

地域独自のルールづくり

景観上重要な自然環境の保全や、街なみの保全などにあたっては、各種法令による土地利用規制を遵守し、必要に応じ、地域独自のルールを定めます。

特に、地域の景観特性に応じたきめ細やかな景観づくりを進めるため、景観法に基づく市独自の景観計画を策定し、重点的に景観づくりを進める地域について、規制・誘導の強化を図ります。

街なみ・景観づくり 主要方針図



< 地域別構想編 >

第1章 地域別構想の策定にあたって



1 - 1 地域別構想の目的

全体構想では、『住んでよし訪れてよしの志摩市』を本市の将来像に掲げ、これを実現するために3つの目標を設定しています。

その目標の一つである「快適に住み続けられる市街地と個性的な空間の整備」では、身近な地区レベルの生活環境を整えるとともに、地域の中心地を育て、都市全体の活力を牽引していくものとしています。また、「都市と自然の調和のとれた環境づくり」では、全体から地区レベルまで都市全体において自然の保全・活用を図っていくこととしており、「交流、協働を深める一体的な都市づくり」では、特徴的な地域を相互に結びつけ、連携させることにより、全体として魅力ある都市を目指すとしています。

このように、全体構想で掲げた都市の将来像を実現するには、市民に身近な地域の視点が必要不可欠です。

以上を受け、市域という広域的な視点を持ちつつも、地域の特性や問題に応じて、目指すべき地域の将来像やその実現に向けたまちづくりの方向性を明確にする「地域別構想」を策定します。

1 - 2 地域区分などの考え方

市域が広く、合併して間もない本市としては、まず、旧来からの地域のまとまりである「旧5町」の管轄を踏まえ、各地域が魅力化・個性化を図り、自立した生活圏を形成していく上でも、生活拠点を中心としたこのような区分が概ね妥当な範囲・規模であると考えられます。

ただし、住民参加を重視し、より実効性のある計画とするためには、「地域」に加え、より細かな「地区」の視点も重要です。こうしたことから、本計画における地域区分などの考え方を次のとおり設定します。

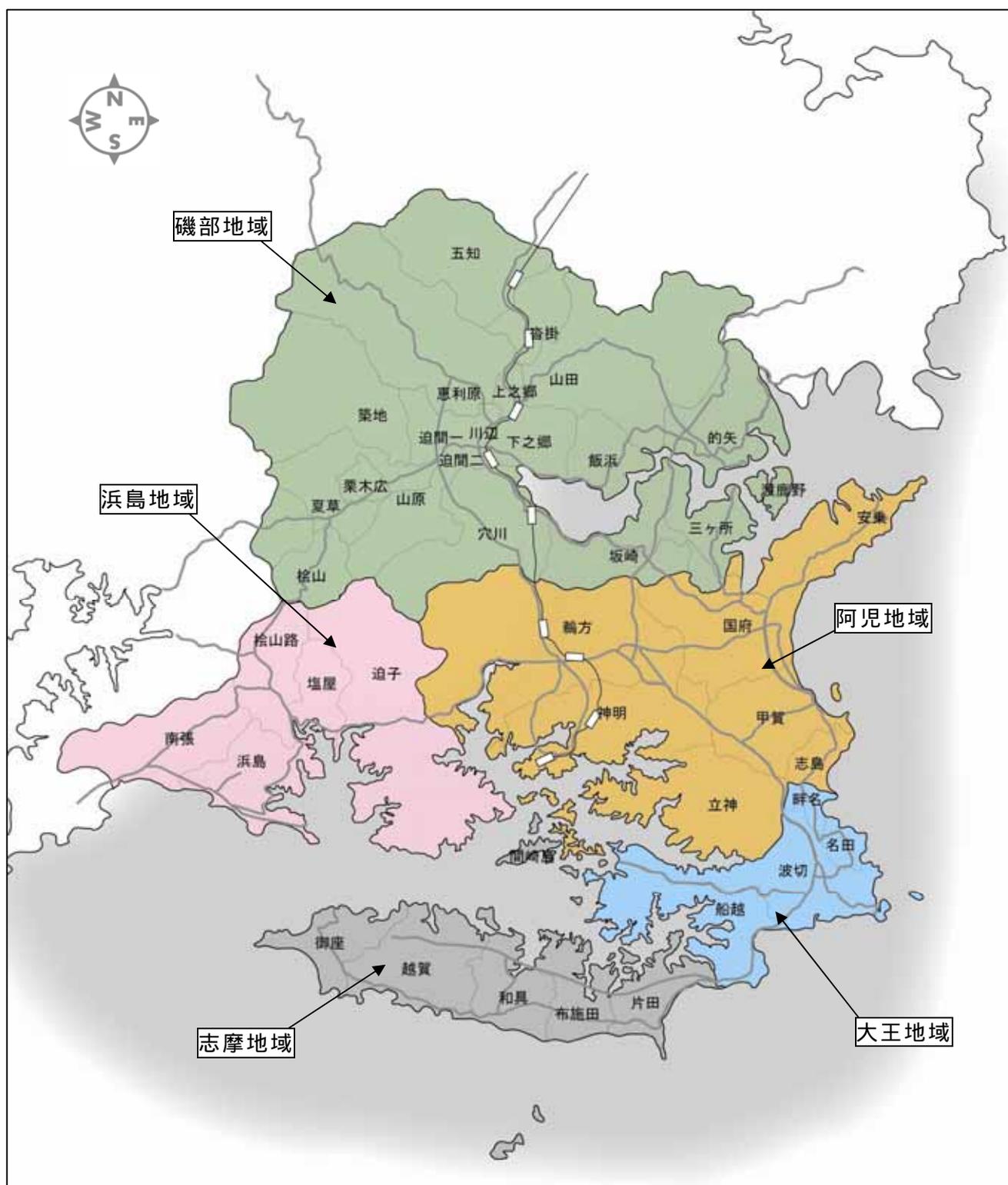
地域別構想 「地域」「地区」の2段階の構想

地域構想	<p>生活拠点（支所などの既存の都市機能集積）を中心とした概ねの日常生活圏、あるいは旧来からの地域のまとまりを尊重した区分それぞれの基本方向を明らかにするもの。「地区構想」を検討していく上での前提・骨格となるもの。</p> <p>旧町単位の5地域</p>
地区構想	<p>市民自らの手によるまちづくりも意識しながら、よりきめ細やかな視点で、誰もが暮らしやすい生活環境などを整えていく方向性を明らかにするもの。</p> <p>「地域構想」策定後（平成21年度以降）以下のような単位で、市民主体で順次検討を開始し、「地区構想」として市都市計画審議会などで認定されたものは都市マス本体に順次追加。</p> <p>防災や景観などの面で、モデル的に取り組むべきとして市が抽出する地区</p> <p>市民主体のまちづくりの機運が高まっている地区</p> <p>小・中学校区、自治会などの生活面のつながりに基づく地区</p> <p style="text-align: right;">など</p>

表 各地域の状況

地域構想 地域名	面積	H17 人口	H17 世帯数	構成地区
浜島	2,764ha	5,406人	1,941世帯	桧山路・迫子・塩屋・南張・浜島 (浜島小・迫塩小・浜島中)
大王	1,290ha	7,875人	2,947世帯	畔名・名田・波切・船越 (畔名小・波切小・船越小・波切中・船越中)
志摩	1,701ha	13,384人	4,712世帯	御座・越賀・和具・布施田・片田 (御座小・越賀小・和具小・布施田小・片田小・越賀中・和具中・片田中)
阿児	4,388ha	22,745人	7,999世帯	鷓方・神明・立神・国府・甲賀・志島・安乗 (鷓方小・神明小・立神小・国府小・甲賀小・志島小・安乗小・文岡中・東海中・安乗中)
磯部	7,820ha	8,815人	3,101世帯	五知・沓掛・山田・上之郷・下之郷・飯浜・恵利原・川辺・迫間一・迫間二・築地・山原・栗木広・夏草・桧山・穴川・坂崎・三ヶ所・渡鹿野・的矢 (磯部小・成基小・的矢小・磯部中・的矢中)

地域区分図



第2章 浜島地域の地域構想



2 - 1 地域の概況と課題

地域の現在の姿



南伊勢町に隣接し、市西の玄関口となっています。海岸沿いを中心に集落が点在し、西部から北部にかけての山間・丘陵地では、農地のまとまりもみられます。農地では、特産品(南張メロン)などの栽培が盛んです。英虞湾の入り口付近では、遠洋漁業の基地として、船舶の主要な寄港地として栄えた浜島港が位置しています。その周辺では、浜島支所や浜島診療所など公共施設が集積し、中心性のある集落が形成されています。道路・交通は、南伊勢町に連絡する国道260号や、阿児地域に連絡する県道浜島阿児線、磯部地域に連絡する県道磯部浜島線などが骨格を成しています。なお、国道260号の一部(浜島～御座)は海上区間であり、現在は、乗客用定期船が運行されるのみです。

人口は、すべての地区で減少傾向を示しており、特に、浜島地区での減少が著しくなっています。

一方で、スポーツなどを楽しみながら長期滞在できる合歓の郷や、温泉・地域資源を活かした街なか歩きなどの環境整備が進み、県内外から多くの人を訪れています。

図 年齢別人口、世帯数の推移

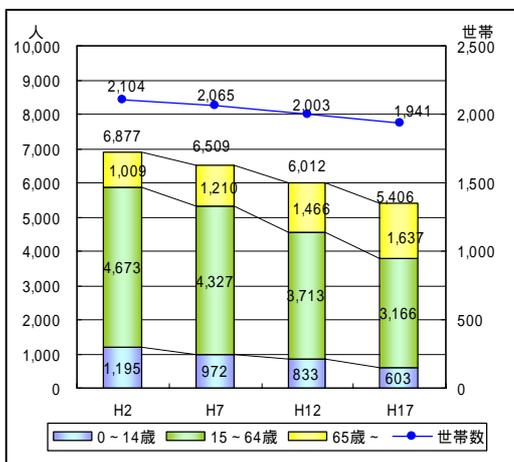
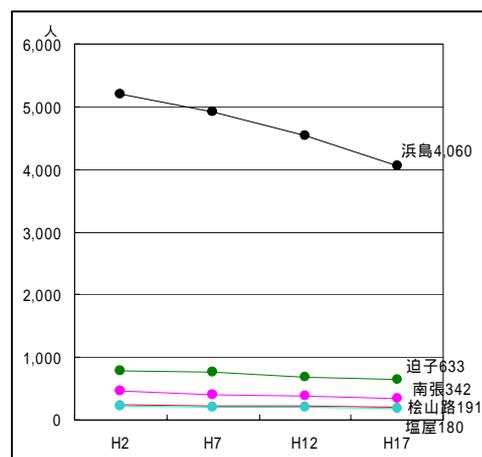


図 地区別人口の推移



市民の声

市民アンケート調査より

地域の住環境については、「自然・緑の豊かさ、美しさ」や「住宅地としての静けさ、雰囲気」の満足度が高く、「就業の場、就業機会」や「公共交通」、「歩行環境」、「子どもの遊び場や公園」などの不満度が高くなっています。

地域の将来像としては、「多くの人の来訪を促進」する役割が特に期待されています。

守るべき地域資源については、「伊勢えび祭」、「その他、各地域の祭り・行事」、「南張海岸、松山路川などの自然性の高い水辺」、「海岸沿いの美しい景観（沿道景観を含む）」が多く挙げられています。

市民会議より

集客力の高い合歡の郷と、市街地の交通ネットワーク強化を図ることなどにより、街なかの活性化を効率的に進めよう。

地域づくりにおいて、英虞湾の水質保全是非常に重要であり、松山路川などの河川についても、ゲンジボタルが生息する優れた自然として積極的に保全を図ろう。

あわせて、英虞湾・太平洋を眺望できる場所の充実・発掘など、自然との関わりを大切にした観光・交流を積極的に進めよう。市街地では、建物密集による防災上の問題が顕著化しているので、空き家の除去、空き地の活用などを通じて、環境改善を図ろう。

小学校の統廃合や高齢化の進展を踏まえ、安心して通学できる、暮らし続けられる交通環境づくり、公共交通づくりを進めよう。

以上を踏まえ…
地域づくりの
主要課題

合歡の郷を中心とした既存リゾート環境の活性化、有効活用
合歡の郷と市街地などの観光ネットワーク強化
漁師のまちとしての特性を活かしながらの市街地の防災性向上
街なかにおける生活空間の利便性向上や、観光との共存
地場産業（漁業、農業）の活性化と地域資源の活用による集客・交流
山・海、身近な自然の保全と共存
公共交通や生活道路の改善などによる良好な住環境の形成
（地域の高齢化などへの対応も考慮）

2 - 2 地域づくりの方針

《地域づくりの理念》

恵まれた自然・気候を活かした快適な暮らし、
心地よいリゾートライフを育むまち

《地域整備の方針(主なまちづくりの方針)》

地域整備の柱1:滞在しながら多様な観光・交流を楽しむことのできる環境づくり



「大崎半島」、「浜島港周辺」、「南張海岸周辺」、「横山周辺」などを中心として、地域特有の自然・産業を活かした集客・交流を進めるとともに、街なかなどの宿泊機能を中心として全体がネットワークした、じっくり楽しめる地域づくりを進めます。

地域整備の柱2:観光や漁師のまちとしての営みと共存する街なか環境づくり



浜島支所周辺を中心として、地域住民の暮らしを支える便利な生活空間づくりを進めます。また、漁師のまちとしての特色ある街なみなどを活かした、誰もが歩いて楽しめる集客・交流空間づくりや、これらと共存した安全・安心の空間づくりを進めます。

地域整備の柱3:自然に囲まれながら、安全・便利に暮らせる住環境づくり



海・山・川の美しい自然や、空間的なゆとりを持つ田園を守り、活かして、静かで暮らしやすい住環境を形成します。また、その地域らしさを維持しながら、自然災害への強さ、誰もが暮らし続けるための便利さを備えていきます。

《土地利用の方針》

街なか居住地

本地域の街なか居住地については、本町通りを軸に地域生活者の日常生活を支えるサービス機能と居住機能が共存する空間(住宅・サービス施設共存地)と、その空間の周囲には居住機能や現行の就業機能が共存する空間を形成していきます。また、街なか居住地内の店舗の景観の向上や空き店舗の有効活用を図ります。

郊外居住地

本地域の郊外居住地は、街なか居住地を除く地域生活者の居住空間として、周辺に良好な農地や森林を有する住宅地とします。

地区の拠点となる利便施設の維持・確保など、地区まちづくりを進め、これを中心としたまとまりある郊外居住地の形成を図ります。

臨港・産業地

本地域の浜島港においては、港湾業務機能や水産業関連機能の高度化を図ります。

優良農地、丘陵地

本地域の農地における虫食いの農地転用の抑制を図ります。また、遊休農地となっている農地については、その有効活用を図る施策を推進し、良好な田園風景としてその環境と景観の向上を図ります。また、特色ある生産環境・田園景観の保全を図るとともに、これを活かした集客・交流まちづくりを促進します。

また、農地の周辺に広がる森林をはじめとした丘陵地については、良好な森林とするため、適正な管理に基づく保全・育成を市民と協働で進めます。特に山間地に広がる民有林の保全・育成を誘導し、機能維持を図ります。

自然環境地区、リゾート環境地区

本地域の主要な保安林などの森林については、「自然環境地区」として丘陵地の森林以上の良好な森林空間の形成を目指し、適正な管理に基づく保全・育成を市民及び関係機関と協働で進めます。

また、英虞湾を取り囲む地域においては、「リゾート環境地区」として別荘地の適正管理を促進するとともに、開発可能地では、低層の緑豊かな宅地化を促進し、風致景観の維持に努め、リゾート機能の強化を図り、街なか居住地などと地域観光機能との相互機能の連携による地域観光機能の強化を図ります。

…「優良農地」や「丘陵地」、「自然環境地区」を除く土地利用については、市民生活を脅かす土地利用の進行の可能性が高まった場合には、地域生活者と協働で「用途地域の指定(街なか居住地のみ)」または「地区計画(土地利用の一定のルール化)」、「特定用途制限地域(建築基準法を基にした建築条例)」による土地利用規制・誘導施策を検討していきます。

(分野別都市整備の方針)

道路・交通づくりに関する方針

本地域と志摩地域とを連絡する国道 260 号の整備(英虞湾架橋)を関係機関に働きかけます。

街なか居住地とリゾート施設との観光ネットワークの強化を目指し、県道浜島阿児線のバイパス(浜島バイパス)の整備を図ります。

本地域の郊外居住地間を連絡する県道松山路南張線の整備を検討します。郊外居住地などからの街なか居住地へのアクセス道路の整備やバスの待合環境の整備を支援し、地域生活者の誰もが生活拠点となる各種公共施設などへ行きやすい交通環境づくりに努めます。また、バス交通や交流の拠点として支所の有効活用を検討します。

地域生活者及び本地域への来訪者のため、地域資源を結ぶ散策ルートづくりを継続的に実施し、歩ける環境の充実を図ります。

国道 260 号英虞湾架橋整備を関係機関と検討

県道浜島阿児線のバイパス(浜島バイパス)の整備

県道松山路南張線の整備

街なか居住地へのアクセス道路の整備

公共交通であるバスの待合環境の整備及び支所の有効活用

地域資源を結ぶ散策ルートの整備

水・緑づくりに関する方針

生活排水対策(松山路・塩屋・迫子は下水道整備済)を推進し、英虞湾の水質保全を図ります。

親水性やホタルの生息環境に配慮した上で、松山路川の河川改修を促進していきます。

都市全体における「浜島ふるさと公園」の位置づけの明確化を図るとともに、未整備箇所の整備推進を図ります。

街なか居住地をはじめとした地域居住者の日常生活を支えつつ、緊急時の避難地となる公園・緑地の整備及び確保を検討します。

ハマボウが群生する優れた自然地域へ影響を与える開発などの規制を図りながら、豊かな自然環境の保全・管理を図ります。

生活排水対策方法を検討し、その整備の推進
自然環境などに配慮した桧山路川の河川改修の促進
浜島ふるさと公園の整備推進
街なか居住地での避難地となる公園・緑地の確保の推進
より良い自然環境形成のために適正な自然環境の管理の推進

災害に強いまちづくりに関する方針

街なか居住地を中心に、漁師のまちとしての景観に配慮しながら、建築物の接道や建築形態規制の緩和、避難路となる道路沿道におけるブロック塀の除去、空き地の活用による避難地確保などの防災まちづくりを推進します。

津波、高潮などの自然災害や海岸侵食に配慮した整備を推進します。

急傾斜地崩壊危険区域の整備について要望していきます。

街なか居住地での景観に配慮した防災まちづくりの推進
津波、高潮などに対応した海岸線の整備推進
急傾斜地崩壊危険区域の整備要望

街なみ・景観づくりに関する方針

街なか居住地の本町通り沿いについては、店舗の景観づくりや空き店舗の有効活用、レトロなイメージなどの街なみ空間整備を検討します。

英虞湾への眺望を確保しつつ、桜などの植生を活かした集客・交流を図ります。

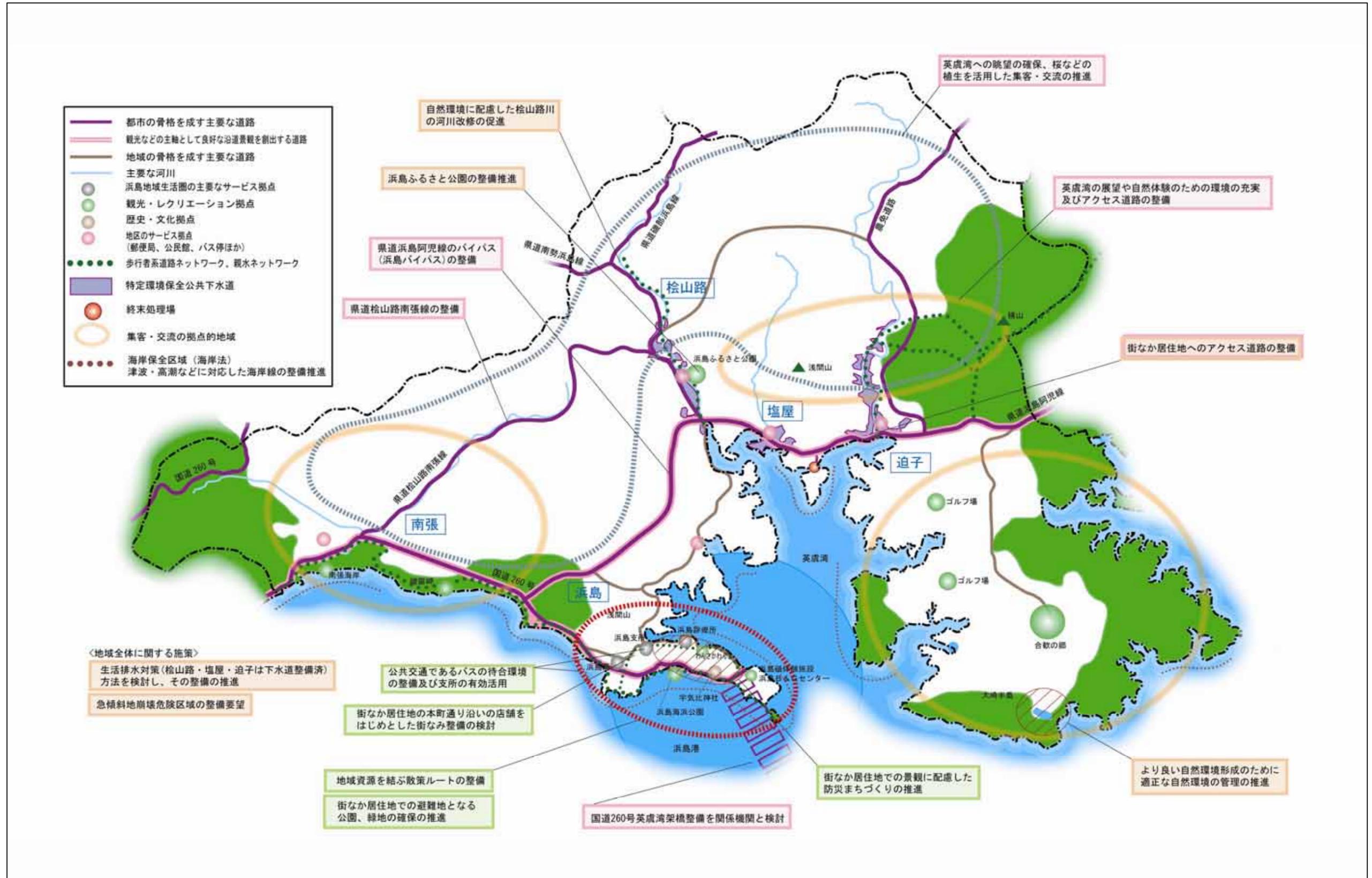
英虞湾の展望や、自然体験のための環境の充実を図るとともに、アクセスの充実を図り、利用を促進します。

街なか居住地の本町通り沿いの店舗をはじめとした街なみ整備の検討
英虞湾への眺望の確保、桜などの植生を活用した集客・交流の推進
英虞湾の展望や自然体験のための環境の充実及びアクセス道路の整備

〈土地利用方針図〉



(都市整備基本方針図)



第3章 大王地域の地域構想



3 - 1 地域の概況と課題

地域の現在の姿



「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選定される波切漁港などを有し、漁師のまちとして栄えてきた歴史があります。

波切漁港が位置する波切地区では、大王支所や志摩市民病院などの暮らしを支える公共施設が多く位置し、これらをもとに中心性のある集落が形成されています。

なお、波切漁港周辺では、大王埼灯台や石垣・石段による漁村特有の街なみが残されています。また、地域は海に囲まれ、起伏のある地形、緑が広がっており、これらは、絵を愛する人の創作意欲をかきたて、昔から「絵かきの町・大王」として広く知られています。登茂山公園などでは、その優れた自然、生態系を活かした体験・交流活動も活発です。

道路・交通については、国道260号のほか、登茂山公園に連絡する県道登茂山公園線や、波切漁港に連絡する県道波切港線などが骨格を成しています。

人口は、すべての地区で減少しており、高齢化率も市内で最も高くなっています。波切地区では人口減少が顕著で、そのなかで、空き家も増加しています。

図 年齢別人口、世帯数の推移

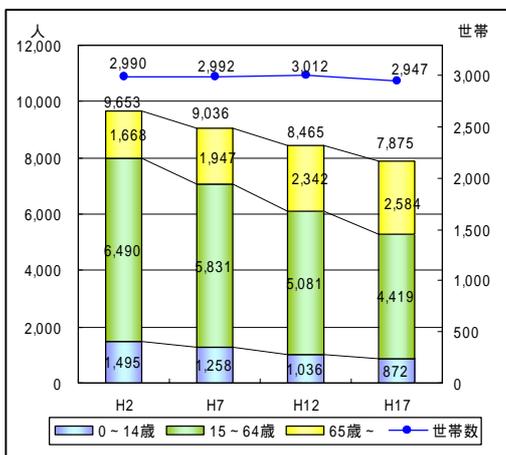
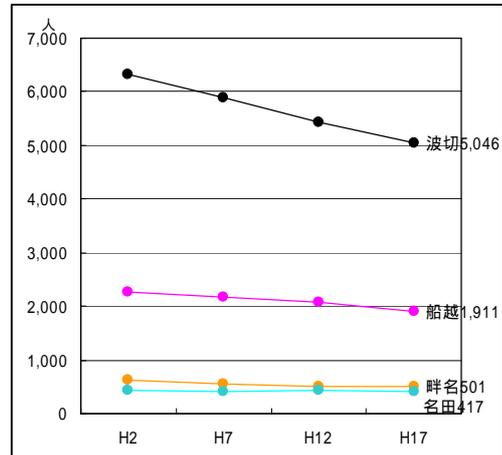


図 地区別人口の推移



市民の声

市民アンケート調査より

地域の住環境については、「自然・緑の豊かさ、美しさ」や「住宅地としての静けさ、雰囲気」の満足度が高く、「就業の場、就業機会」や「歩行環境」、「公共交通」、「子どもの遊び場、公園」などの不満度が高くなっています。

地域の将来像としては、「多くの人の来訪を促進」する役割が最も期待されており、「志摩らしい風景」を担う役割も期待されています。

守るべき地域資源については、「わらじ祭り、地蔵祭りなどの祭り・行事」、「石垣、石段に囲まれた街なみ」、「大王崎、米子浜などの海辺の風景」が多く挙げられています。

市民会議より

絵になるまちのイメージを守り、育んでいこう。そのために、大王崎、登茂山などの優れた景観を保全するとともに、大池の蓮群落をはじめ、絵かきスポットの発掘・再生を進めよう。

大王崎周辺は、地域を代表する絵かきスポットとして観光・交流に活用するため、散策道の整備、案内板の設置、空き家の有効活用などを進め、もてなしの環境を充実しよう。

近畿自然歩道の活用・整備を図り、地域全体の観光ネットワーク強化や、絵になる風景をじっくり巡ることのできる環境の充実を進めよう。

太平洋に面する特性から、津波に対する防災力を高めよう。大王崎周辺は、観光客も多く訪れることから、誰もが安全・確実に避難できる環境・体制整備を進めよう。

以上を踏まえ…
地域づくりの
主要課題

絵になる風景の保全と発掘・育成

登茂山公園などの既存リゾート環境の活性化、有効活用
街なかにおける生活空間の利便性向上や、観光との共存
自然、漁業の環境保全や、集客・交流への活用

大王崎周辺と登茂山公園などの観光ネットワーク強化

漁師のまちとしての特性を活かしながらの市街地・集落の防災性
向上

生活道路や公共交通の改善などによる良好な住環境の形成
(地域の高齢化への対応も考慮)

3 - 2 地域づくりの方針

《地域づくりの理念》

美しい自然と漁師のまちとしての営みを
大切にしたい絵になる快適なまち

《地域整備の方針(主なまちづくりの方針)》

地域整備の柱1:個性的な街なみ、豊かな自然を活かした集客・交流環境づくり



漁師のまちの特色ある街なみや、美しい海、起伏と緑の豊かな環境など、地域特有の自然・資源を活かし、「大王崎周辺」、「登茂山周辺」、「米子浜周辺」、「大池周辺」などを中心として、絵かきや観光客でにぎわう地域づくりを進めます。

地域整備の柱2:漁師のまちとしての営みや、自然と共存する安全・快適な住環境づくり



海や丘陵地の保全と調和を図り、静かで暮らしやすい住環境を形成します。また、密集形態を有する市街地・集落では、その街なみを活かしながら、防災性と快適性の向上を図り、居住者だけでなく、観光客にとっても魅力的な空間を形成します。

地域整備の柱3:便利な暮らしや活力ある観光・産業を支える基盤づくり



地域内の円滑な移動を支える道路・交通網の整備をはじめ、居住者の利便性や、観光客の利便性、地場産業の活力などを高めるための都市基盤の整備をユニバーサルデザインに配慮して進めます。

《土地利用の方針》

<p>街なか居住地</p> <p>本地域の街なか居住地については、県道波切港線を軸に地域生活者の日常的生活を支えるサービス機能と居住機能が共存する空間(住宅・サービス施設共存地)と、その空間の周囲には居住機能を主として一部他の利用が共存する空間を形成します。また、街なか居住地の一部に残る石垣・石段に囲まれた特徴的な街なみを保全するためのルールづくりを検討します。</p>
<p>郊外居住地</p> <p>本地域の郊外居住地は、街なか居住地を除く地域生活者の居住空間として、周辺に良好な農地や森林を有する住宅地とします。</p> <p>地区の拠点となる利便施設の維持・確保など、地区まちづくりを進め、これを中心としたまとまりある郊外居住地の形成を図ります。</p>
<p>臨港・産業地</p> <p>本地域の波切漁港においては、防災活動拠点としての役割や観光面での利用に留意しながら、必要な整備を図ります。</p>
<p>優良農地、丘陵地</p> <p>本地域の農地における虫食いの農地転用の抑制を図ります。また、遊休農地となっている農地については、その有効活用を図る施策を推進し、良好な田園風景としてその環境と景観の向上を図ります。</p> <p>また、農地の周辺に広がる森林をはじめとした丘陵地については、良好な森林とするため、適正な管理に基づく保全・育成を市民と協働で進めます。</p>
<p>自然環境地区、リゾート環境地区</p> <p>本地域の主要な保安林などの森林については、「自然環境地区」として丘陵地の森林以上の良好な森林空間の形成を目指し、適正な管理に基づく保全・育成を市民及び関係機関と協働で進めます。</p> <p>また、波切漁港にかけての太平洋に面する地域及び登茂山公園においては、「リゾート環境地区」として地域の優れた環境の保全に努め、相互のリゾート環境地区間の機能連携の強化を図ります。</p>
<p>沿道環境地区</p> <p>国道 260 号沿道において、周辺観光と連携した情報発信機能の充実を図ります。</p>

...「優良農地」や「丘陵地」、「自然環境地区」を除く土地利用については、市民生活を脅かす土地利用の進行の可能性が高まった場合には、地域生活者と協働で「用途地域の指定(街なか居住地のみ)」または「地区計画(土地利用の一定のルール化)」、「特定用途制限地域(建築基準法を基にした建築条例)」による土地利用規制・誘導施策を検討していきます。

...さらに石垣や石段に囲まれた特徴的な街なみ保全を検討していきます。

〈分野別都市整備の方針〉

道路・交通づくりに関する方針

地域間を結ぶ県道登茂山公園線の整備を図ります。

街なか居住地へのアクセス道路やバス待合環境の整備支援など、最寄りの生活拠点となる施設へ行きやすい交通環境づくりに努めます。また、バス交通や交流の拠点として、支所の有効活用を検討します。

大王埼灯台と登茂山公園のネットワークを中心としたバス交通の利便性向上を促進します。

街なか居住地の骨格となる道路の改良(歩道整備など)を検討します。

灯台を中心とした散策ルートの選定・整備や休憩所、灯台への眺望点の確保、観光案内板の設置を行い、もてなし環境の充実を図ります。

近畿自然歩道を軸に地域資源を取り込み、地域の名所を巡る散策ルートづくりを推進します。

県道登茂山公園線の整備

街なか居住地へのアクセス道路の整備

街なか居住地内の歩道整備などによる道路の改良を検討

公共交通であるバスの待合環境の整備及び支所の有効活用

地域資源のネットワークのためのバス交通の利便性の向上

大王埼灯台を中心とした散策ルート、休憩所、眺望点及び案内板などの整備

地域資源を結ぶ散策ルートの整備

水・緑づくりに関する方針

生活排水対策(船越は下水道整備済)を推進し、英虞湾などの水質保全を図ります。

絵になる快適空間を推進するため、沼地や里山など、身近な所から環境美化活動を促進します。

街なか居住地をはじめとした地域居住者の日常生活を支えつつ、緊急時の避難地となる公園・緑地の整備及び確保を検討します。

スイ蓮群落の保全・育成を図るとともに、環境教育や絵かき・交流の場としての活用・整備を推進します。

生活排水対策方法を検討し、その整備の推進
沼地や里山などの環境美化活動の促進
街なか居住地での避難地となる公園・緑地の確保の推進
より良い自然環境形成のために適正な自然環境の管理及び同空間の活用の推進

災害に強いまちづくりに関する方針

街なか居住地をはじめとした地域の漁師のまちとしての景観に配慮しながら、建築物の接道や建築形態規制の緩和、避難路となる道路沿道におけるブロック塀の除去、空き地の活用による避難地確保などの防災まちづくりを推進します。

波切漁港の防災活動拠点としての役割や観光面での利用に留意しながら、必要な整備を推進します。

大王埼灯台を中心にして観光施策と連携しつつ、避難・誘導の環境・体制を整備します。

絵になる風景に配慮しながら、津波、高潮などの自然災害や海岸侵食に対応した整備を推進します。

急傾斜地崩壊危険区域の整備について要望していきます。

街なか居住地及び郊外居住地(船越)での景観に配慮した防災まちづくりの推進
波切漁港の防災活動拠点の役割に留意した整備の推進
大王埼灯台周辺の避難・誘導の環境・体制の整備
津波、高潮などに対応した海岸線の整備推進
急傾斜地崩壊危険区域の整備要望

街なみ・景観づくりに関する方針

街なか居住地の石垣や石段に緑化・植栽を行うなど街なかにおける環境の向上に努めます。

登茂山公園などにおいては、英虞湾への眺望を確保しつつ、桜などの植生を活かした公園整備を図り、自然とのふれあいを軸とした観光・交流拠点として機能強化を図ります。

街なか居住地の石垣や石段の緑化・植栽の推進
登茂山公園などにおいて英虞湾への眺望の確保、桜などの植生の活用による観光・交流の推進

第4章 志摩地域の地域構想



4 - 1 地域の概況と課題

地域の現在の姿



志摩半島の最南端に位置し、黒潮躍る熊野灘に面するとともに、背後は優美な英虞湾を抱えています。そのなかで、県内有数のアカウミガメ産卵地としてのあづり浜や、天然記念物としての和具大島の植物群落など、優れた自然・生態系が豊富にあります。御座白浜、あづり浜などの海辺周辺では、キャンプなど、集客・交流の場としての活用も進んでいます。海に囲まれた特性から、漁師のまちとして栄えてきた歴史があります。現在も、和具漁港を中心として、あわび、伊勢えびなどの漁獲が活況です。

なお、和具漁港を中心とした和具地区では、志摩支所、前島診療所などの公共施設が多く位置し、これらをもとに中心性のある集落が形成されています。

道路・交通については、国道260号が地域全体を網羅し、近年利便性が高まっています。しかし、海上区間では、現在、乗客用定期船が運行されるのみであり、地域間の移動の利便性は充分でない状況にあります。人口は、すべての地区で減少傾向を示しており、特に、和具地区の減少数が多く、高齢化も進んでいます。

図 年齢別人口、世帯数の推移

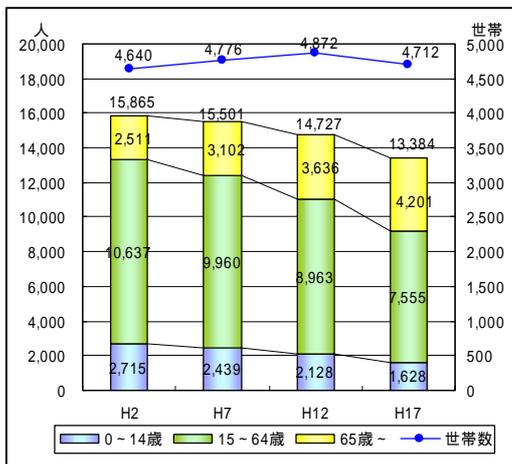
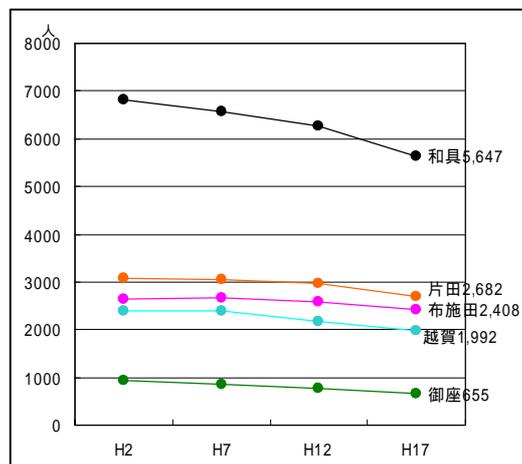


図 地区別人口の推移



市民アンケート調査より

地域の住環境については、「自然・緑の豊かさ、美しさ」、「住宅地としての静けさ、雰囲気」の満足度が高く、「公共交通」、「街路灯の数、夜道の安全性」、「歩行環境」、「自然災害に対する安全性」などの不満度が高くなっています。

地域の将来像としては、「多くの人々の来訪を促進」する役割が最も期待されており、「食糧生産地」としての役割や「志摩らしい風景」を担う役割も期待されています。

守るべき地域資源については、「潮かけ祭り、弓引き神事などの祭り・行事」、「金比羅山・不動尊」、「灯台などの眺望箇所」、「御座白浜、あづり浜などの自然海岸」が多く挙げられています。

市民会議より

国道 260 号志摩バイパスなどの整備効果を活かすため、玄関口・要所での情報発信機能の整備を図り、観光の回遊性を高めよう。

移動の利便性を高めるため、英虞湾架橋の早期具現を目指そう。この際、地域の優れた自然・景観への配慮や、単なる通過地とならないような配慮もあわせて重視していこう。

金比羅山周辺の散策路整備や、外洋・内湾の美しい海岸線を活かした回遊コースの設定など、自然環境を保全しつつ、体験型観光ニーズを取り込んだ集客・交流を進めよう。

漁師のまちとしての成り立ちから建物密集地が多いため、空き家・空き地の除去・活用などを通じて防災性、快適性を高めよう。

自然・景観を損なう山林開発を抑制するとともに、農地についても、その多面的な重要性を認識し、維持・管理と再生を進めよう。

以上を踏まえ…
地域づくりの
主要課題

海辺の景観、生態系の保全や、集客・交流への活用
海に囲まれた地形的特性や、漁師のまち特有の密集した集落
形態などを考慮した災害対策
英虞湾架橋の実現などによる来訪・移動の利便性向上
幹線道路網の整備進展や地域資源を活かした集客・回遊性の向上
あづり浜、御座白浜などの既存観光資源の有効活用、活性化
地場産業や、地域の日常生活を支える和具漁港周辺の活性化
公共交通や生活道路の改善などによる良好な住環境の形成

4 - 2 地域づくりの方針

《地域づくりの理念》

美しい海との関わりのなかで、
快適な暮らしや観光の活力を育むまち

《地域整備の方針(主なまちづくりの方針)》

地域整備の柱1:海に囲まれた美しく特色ある環境の保全や、これと調和したまちづくり



開放的で美しい海辺の景観や、希少動植物が生息する自然海岸など、次世代に継承すべき優れた自然環境を積極的に保全します。あわせて、観光面への活用や防災面にも配慮し、自然と共存する地域づくりを進めます。

地域整備の柱2:漁師のまちなしさも活かした、快適・便利に暮らせる住環境づくり



漁師のまちとしての街なみなど、各集落特有の風土を活かしながら、防災性や快適性の向上を図り、やすらぎのある住環境を形成します。また、和具漁港周辺を中心としながら、地場産業の活性化や、地域住民の活発な交流、便利な暮らしを支える地域づくりを進めます。

地域整備の柱3:訪れやすい、訪れてじっくり滞在・散策できる環境づくり



「あづり浜周辺」、「広の浜周辺」、「御座漁港・金比羅山周辺」、「志摩大橋周辺」、「間崎島」などを中心に、海との関わり、自然散策を軸とした集客・交流を進めます。あわせて、地域内・外のネットワーク強化を図り、来訪・回遊の利便性向上や、魅力の連携を進めます。

〔土地利用の方針〕

<p>街なか居住地</p> <p>本地域の街なか居住地については、県道東浦田線と国道 260 号沿道を軸に地域生活者の日常生活を支えるサービス機能と居住機能が共存する空間(住宅・サービス施設共存地)と、その周囲には居住機能を主として一部他の利用が共存する空間を形成します。また、空き家の活用や建物の更新などにあわせて、生活利便施設の集積化、複合化を誘導します。</p>
<p>郊外居住地</p> <p>本地域の郊外居住地は、街なか居住地を除く地域生活者の居住空間として、周辺に良好な農地や森林を有する住宅地とします。</p> <p>地区の拠点となる利便施設の維持・確保など、地区まちづくりを進め、これを中心としたまとまりある郊外居住地の形成を図ります。</p>
<p>臨港・産業地</p> <p>本地域の和具漁港においては、機能的な漁港づくりに向け、観光との連携も視野に入れながら、必要な整備、土地利用を図ります。</p>
<p>優良農地、丘陵地</p> <p>本地域の農地における虫食いの農地転用の抑制を図ります。また、遊休農地となっている農地については、その有効活用を図る施策を推進し、良好な田園風景としてその環境と景観の向上を図ります。</p> <p>また、農地の周辺に広がる森林をはじめとした丘陵地については、良好な森林とするため、適正な管理に基づく保全・育成を市民と協働で進めます。</p>
<p>自然環境地区、リゾート環境地区</p> <p>本地域の主要な保安林などの森林については、「自然環境地区」として丘陵地の森林以上の良好な森林空間の形成を目指し、適正な管理に基づく保全・育成を市民及び関係機関と協働で進めます。</p> <p>また、英虞湾に面する地域においては、「リゾート環境地区」として地域の優れた環境の保全に努めます。</p>
<p>沿道環境地区</p> <p>国道 260 号志摩バイパス沿道において、優れた眺望景観の維持を図るとともに、物産センターの有効活用による情報発信機能の整備により交流拡大に努めます。</p> <p>また、将来的な英虞湾架橋に際しては、地域の情報発信機能となる空間の確保を国道 260 号志摩バイパスの御座地域で検討します。</p>

…「優良農地」や「丘陵地」、「自然環境地区」を除く土地利用については、市民生活を脅かす土地利用の進行の可能性が高まった場合には、地域生活者と協働で「用途地域の指定(街なか居住地のみ)」または「地区計画(土地利用の一定のルール化)」、「特定用途制限地域(建築基準法を基にした建築条例)」による土地利用規制・誘導施策を検討していきます。

〈分野別都市整備の方針〉

道路・交通づくりに関する方針

本地域と志摩地域とを連絡する国道 260 号の整備(英虞湾架橋)を関係機関に働きかけます。

浜島港に連絡する定期船航路の維持・確保、フェリーボート運航再開を要望します。

間崎島と地域生活拠点などとを連絡する定期船航路の維持・確保を検討します。

幹線道路へ連絡する市道の整備やバス待合環境の整備支援など、最寄りの生活拠点となる施設へ行きやすい交通環境づくりに努めます。また、バス交通や交流の拠点として、支所の有効活用を検討します。

街なか居住地の骨格となる道路の改良(歩道整備など)を検討します。

街なか居住地内において、歩車共存や歩行者優先の道づくりを検討して、安全・快適な買い物空間の形成を図ります。

地域の資源を取り込み、金比羅山を中心とした散策ルートの充実や外海・内湾を結ぶ回遊ルートの確保を図り、交流の拡大に努めます。

離島振興計画に基づき、離島の魅力を活かした“なごみ”の空間づくりや生活環境整備を推進します。

国道 260 号英虞湾架橋整備を関係機関と検討

地域間及び地域内を連絡する定期船航路の維持・確保の検討

幹線道路への連絡道路の整備

街なか居住地内の県道東浦田線の改良を検討

公共交通であるバスの待合環境の整備及び支所の有効活用

地域資源のネットワークのためのバス交通の利便性の向上

街なか居住地内において、歩車共存や歩行者優先の道づくりを検討

金比羅山を中心に外海と内湾を連絡する散策及び回遊ルートの整備

地域資源を結ぶ散策ルートの整備

離島における地域空間づくり及び生活環境整備の推進

水・緑づくりに関する方針

生活排水対策を推進し、英虞湾などの水質保全を図ります。

都市全体における「志摩総合スポーツ公園」の位置づけを明確化し、必要な公園の整備を行い、街なか居住地とのネットワークの強化を図ります。街なか居住地をはじめとした地域居住者の日常生活を支えつつ、緊急時の避難地となる公園・緑地の整備及び確保を検討します。

アカウミガメ産卵地など優れた生態系を保全するため、砂浜及び周辺地域の環境管理を推進します。

生活排水対策方法を検討し、その整備の推進

志摩総合スポーツ公園へのネットワークの強化

街なか居住地での避難地となる公園・緑地の確保の推進

より良い自然環境形成のために適正な自然環境の管理

災害に強いまちづくりに関する方針

街なか居住地をはじめとした地域の漁師のまちとしての景観に配慮しながら、建築物の接道や建築形態規制の緩和、避難路となる道路沿道におけるブロック塀の除去、空き地の活用による避難地確保などの防災まちづくりを推進します。

美しい自然海岸の保全を図りつつ、津波、高潮などの自然災害や海岸侵食に対応した整備を推進します。

災害による地域の孤立化を防止するため、国道260号の橋梁の耐震化を推進します。また、離島における災害時の孤立の可能性に留意した対策を検討します。

緊急時におけるヘリコプターの発着が可能となる箇所の確保を検討します。

急傾斜地崩壊危険区域の整備について要望していきます。

街なか居住地及び郊外居住地(御座)での景観に配慮した防災まちづくりの推進

津波、高潮などに対応した海岸線の整備推進

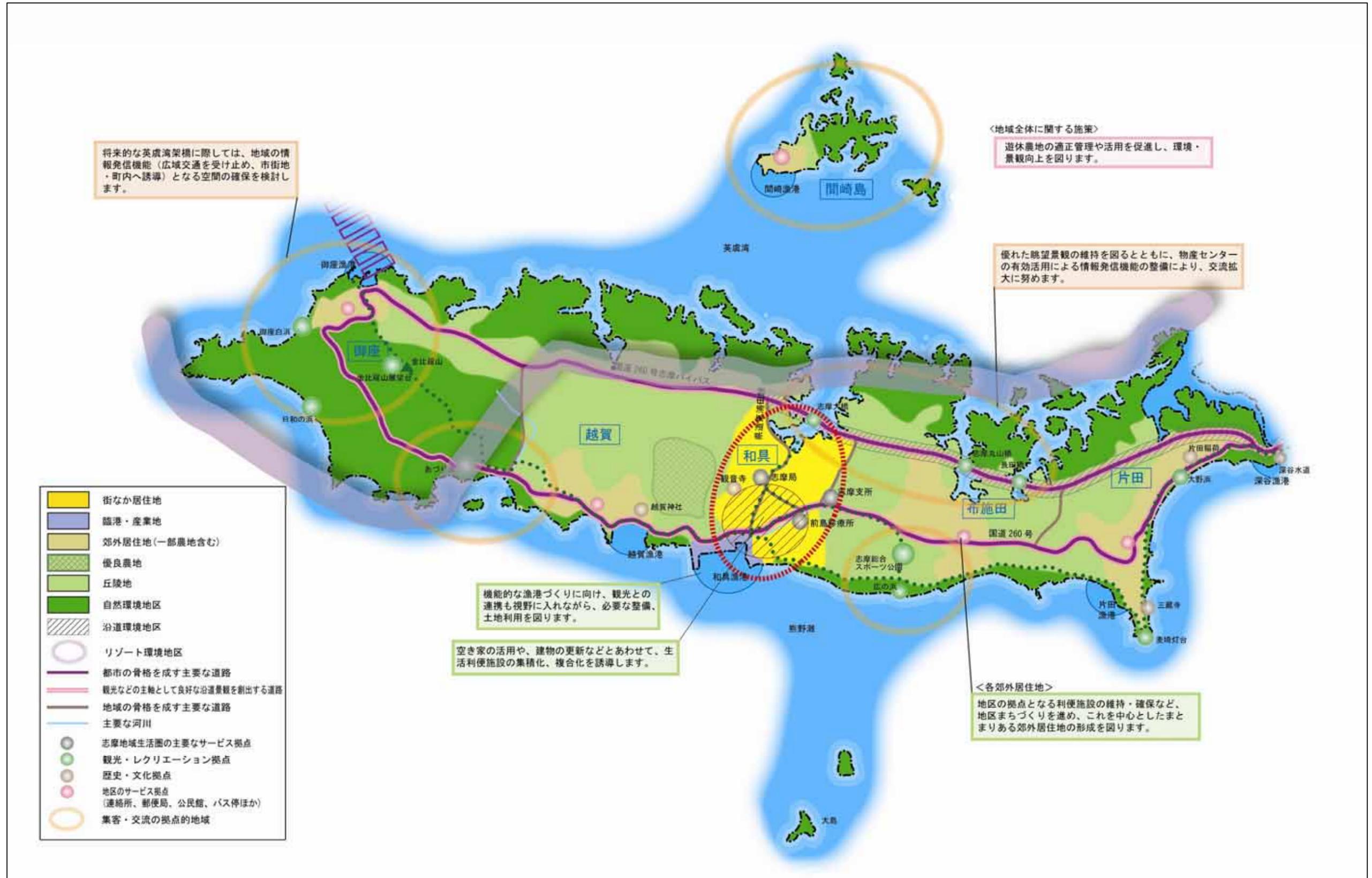
国道260号の橋梁の耐震化の推進

離島における災害時の孤立の可能性に留意した対策の検討

緊急時のヘリポートの確保の検討

急傾斜地崩壊危険区域の整備要望

〈土地利用方針図〉



(都市整備基本方針図)



第5章 阿児地域の地域構想



5 - 1 地域の概況と課題

地域の現在の姿



特急停車駅である近鉄鷺方駅のほか、市役所本庁舎、県立病院、阿児ふるさと公園など、多くの公共施設が立地し、市の中心的な地域として位置づけられます。

国道167号、国道260号のほか、県道鳥羽阿児線、県道浜島阿児線などが交通の骨格を成しています。これらが集中・交叉する鷺方地区では、大規模なものも含めて商業施設が立地し、住宅開発が行われるなど、特に市街化が進んでいます。

一方、市街地周辺には緑が広がっており、横山や、そこから眺望できる英虞湾、伊勢志摩最大級の白浜・国府白浜など、観光・交流資源としての自然も豊富です。人口は、鷺方地区や国府地区で増加しており、地域全体としては増加から維持の傾向を示しています。なお、年少人口の減少、高齢人口の増加がみられますが、他地域よりも少子・高齢化は進行していません。

都市計画としては、地域西部で都市計画区域の指定はあるものの、用途地域の指定はありません。また、地域東部の漁村集落を含む地域は、都市計画区域外であり、接道義務などの建築ルールが徹底されていない状況にあります。

図 年齢別人口、世帯数の推移

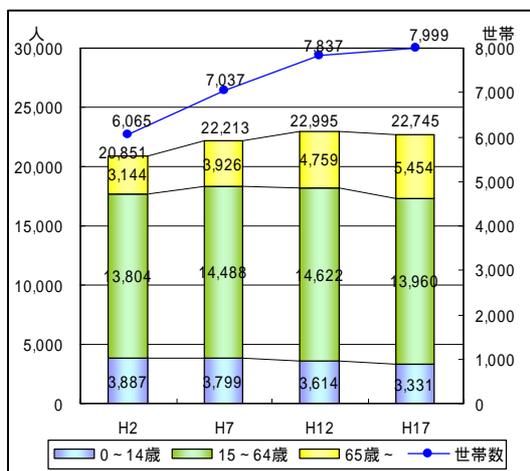
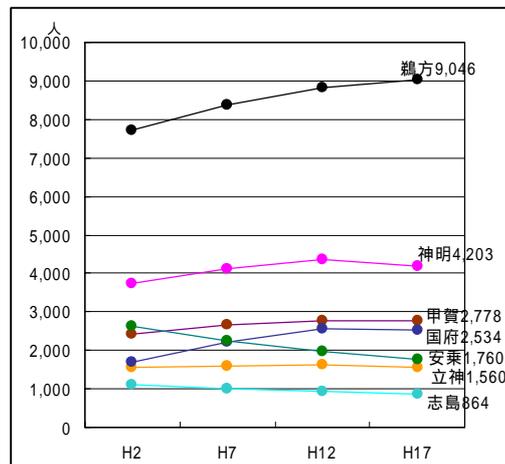


図 地区別人口の推移



市民アンケート調査より

地域の住環境については、「自然・緑の豊かさ、美しさ」、「住宅地としての静けさ、雰囲気」、「買い物の利便性」の満足度が高く、「歩行環境」、「街路灯の数、夜道の安全性」、「子どもの遊び場や公園」などの不満度が高くなっています。

地域の将来像としては、「多くの人の来訪を促進」する役割が最も期待されています。他地域との違いとして、「商業・サービスの中心地」として期待されている点があります。

守るべき地域資源については、「横山（展望台含む）」や「英虞湾、国府白浜などの自然、景観」、「国分寺」、「安乗文楽」、「地域の特産品（ふぐ、あわびなど）」が多く挙げられています。

市民会議より

自然豊かな特性を活かし、団塊世代などを誘致する取り組みを進めよう。そのために「利用するところ」、「保全するところ」の明確化を図ろう。遊休化している別荘地も有効活用しよう。鵜方駅周辺は、市全体の観光の起点として、地域の日常生活を支える場としての役割を基本に、近鉄・行政・地域が協力して必要な機能など（駐車場など）を明確化し、整備・誘導を進めよう。

駅周辺や観光資源周辺での観光案内の充実、アクセス道路の整備などにより、わかりやすい、じっくり巡ることのできる（テーマ性・回遊性のある）観光ネットワークを実現しよう。

鵜方駅周辺や国府白浜など、多くの人が集い利用する場所ではゴミの問題が深刻。市民と来訪者が協力して環境向上を図ろう。公園・広場については、避難所として利用できるものの充実を図るとともに、前川などの身近な自然を積極的に取り込んでいこう。

以上を踏まえ…
地域づくりの
主要課題

市街地や都市計画区域外での開発動向などを踏まえた計画的な土地利用の誘導

駅や生活利便施設の立地などを活かした定住、交流の促進

市街地と各観光資源のネットワーク強化

安乗地区など、海岸部での建物密集対策、水害対策の充実

横山、国府白浜などの既存観光資源の活性化、有効活用

市街地周辺の自然環境や地域資源の保全、集客・交流への活用
生活道路や公園の整備などによる良好な住環境の形成（将来の高齢化、団塊世代誘致などへの対応も考慮）

5 - 2 地域づくりの方針

《地域づくりの理念》

多くの人が集い、快適、便利に暮らせる
求心力・総合力の高いまち

《地域整備の方針(主なまちづくりの方針)》

地域整備の柱1:利便性の高い住環境、賑わいのある都市拠点づくり



将来の高齢化などを見据えながら、利便性の高い住環境を形成します。特に、鵜方駅を中心とした地域では、生活利便施設の集積や公共交通を活かし、土地利用施策の充実を図ることなどによって、多くの人が集まり求心力のある市街地の形成を図ります。

地域整備の柱2:自然・緑豊かで、やすらぎのある住環境づくり



市街地周辺の良い自然環境の保全や、住宅周辺の緑地の確保などを図り、利便性のみならず、やすらぎも実感できる良好な住環境を形成します。また、海に面する特性などを踏まえたなかで、自然災害に対する安心感も高めていきます。

地域整備の柱3:多様な観光・交流を便利に楽しめる地域づくり



「横山周辺」、「賢島周辺」、「国府白浜周辺」、「安乗埼灯台周辺」、「おじよか古墳周辺」などを中心として、豊かな自然・資源を守り、活かした集客・交流を進めるとともに、鵜方駅を中心としてこれらのネットワーク強化を図り、観光の利便性を向上します。

〔土地利用の方針〕

<p>商業・業務地</p> <p>本地域の商業・業務地については、鵜方駅周辺を中心に前川以南に存在する市役所などの公的機関の機能用地を含めた空間とし、地域生活者のみならず市民が利用する空間として形成します。</p> <p>鵜方駅周辺においては、空き家や空き店舗の活用などを図り、集合住宅や生活利便施設の集積、複合化を誘導するなど、高度利用に努めます。また、商業集積など、計画的な土地利用を進めるため、基本的な建築ルール(用途地域指定など)の検討を行います。</p>
<p>街なか居住地</p> <p>本地域の街なか居住地については、商業・業務地の周辺に主として居住機能を中心とした空間を形成します。また、商業・業務地とともに、開発・建築のルールづくりを検討し、住宅と農地・山林が共存する良好な住環境を創出します。</p>
<p>郊外居住地</p> <p>本地域の郊外居住地は、街なか居住地を除く地域生活者の居住空間として、周辺に良好な農地や森林を有する住宅地とします。</p> <p>地区の拠点となる利便施設の維持・確保など、地区まちづくりを進め、これを中心としたまとまりある郊外居住地の形成を図ります。</p>
<p>優良農地、丘陵地</p> <p>本地域の農地における虫食いの農地転用の抑制を図ります。また、遊休農地となっている農地については、その有効活用を図る施策を推進し、良好な田園風景としてその環境と景観の向上を図ります。</p> <p>また、農地の周辺に広がる森林をはじめとした丘陵地については、良好な森林とするため、適正な管理に基づく保全・育成を市民と協働で進めます。</p>
<p>自然環境地区、リゾート環境地区</p> <p>本地域の主要な保安林などの森林については、「自然環境地区」として丘陵地の森林以上の良好な森林空間の形成を目指し、適正な管理に基づく保全・育成を市民及び関係機関と協働で進めます。</p> <p>また、英虞湾に面する地域及び太平洋・的矢湾に面する地域においては、「リゾート環境地区」として地域の優れた環境の保全に努めます。英虞湾に面する地域においては、別荘地の適正管理や低層の緑豊かな宅地化を促進し、風致景観の維持に努めます。また、当該地域は街なか居住地への近接性から、定住別荘地としての活用を促進します。</p> <p>太平洋・的矢湾に面する地域においては、国府などの楨垣のある美しい街なみを守るため、緑地協定の活用や適正管理の仕組み作りなどを検討しま</p>

す。

沿道環境地区

国道 260 号沿道においては、地域生活者の日常生活を支える施設などの立地を許容しつつ、周辺の良い環境・景観を守るため、都市計画区域の拡大を検討します。

... 良好な環境・景観を守るため、国道 260 号沿道・周辺を中心として、都市計画区域の拡大を検討します。

... 「優良農地」や「丘陵地」、「自然環境地区」を除く土地利用については、市民生活を脅かす土地利用の進行の可能性が高まった場合には、地域生活者と協働で「用途地域の指定(街なか居住地のみ)」または「地区計画(土地利用の一定のルール化)」、「特定用途制限地域(建築基準法を基にした建築条例)」による土地利用規制・誘導施策を検討していきます。

... さらに国府の模範のある美しい街なみにおいては、緑地協定の活用などを検討していきます。

〈分野別都市整備の方針〉

道路・交通づくりに関する方針

地域間を結ぶ伊勢志摩連絡道路の整備を図ります。

観光ネットワーク強化のため、県道安乗港線・磯部大王線の整備を検討します。

地域内を連絡する市道の整備を推進します。

街なか居住地及び商業・業務地の骨格を形成する道路を整備します。

街なか居住地などへのアクセス道路やバス待合環境の整備支援など、最寄りの生活拠点となる施設へ行きやすい交通環境づくりに努めます。

駅前広場や駐車場などの整備を図り、交通結節機能を強化します。

観光受け入れ態勢の充実(安乗文楽の集客力に対応した駐車場の確保など)を図ります。

伊勢志摩連絡道路、県道安乗港線・磯部大王線の整備

地域内を連絡する市道の整備(街なか居住地へのアクセス道路の整備)

街なか居住地などの骨格を形成する道路の整備

公共交通であるバスの待合環境の整備

交通結節機能の強化のため、駅前広場や駐車場などの整備

観光対応型の駐車場の確保

水・緑づくりに関する方針

生活排水対策(神明・立神・安乗は下水道など整備済)を推進し、英虞湾・的矢湾・太平洋の水質保全を図ります。

幹線道路沿道や漁村周辺での環境美化活動を促進します。

街なか居住地をはじめとした地域居住者の日常生活を支えつつ、緊急時の避難場所となる公園・緑地の整備及び確保を検討します。

砂浜や海岸林、ハマユウ生息地の環境管理を図り、美しい景観の維持に努めます。

円山の景観を活かした公園整備の他、賢島駅周辺の整備、多徳島の活用を検討します。

阿児ふるさと公園は、防災拠点としての機能も備えた公園として整備・拡充を図ります。

親水性や生態系保全に配慮した前川の改修を要望していきます。

前川沿いの活用や周辺の公園との連携により、憩い・健康づくりの環境を充実します。

生活排水対策方法を検討し、その整備の推進

観光地として環境美化活動の促進

街なか居住地での避難地となる公園・緑地の確保の推進

より良い自然環境形成のために適正な自然環境の管理

地域資源を活かした公園などの整備

阿児ふるさと公園における防災機能の強化

前川の河川改修を要望

前川沿いと周辺の公園による憩い・健康づくりの環境の推進

災害に強いまちづくりに関する方針

郊外居住地などの漁師のまちとしての景観に配慮しながら、建築物の接道や建築形態規制の緩和、避難路となる道路沿道におけるブロック塀の除去、空き地の活用による避難地確保などの防災まちづくりを推進します。

津波、高潮などの自然災害や海岸侵食に対応した整備を推進します。

各地域の災害危険度を周知し、地域主体の防災体制を検討します。

急傾斜地崩壊危険区域の整備について要望していきます。

郊外居住地(安乗・志島)での景観に配慮した防災まちづくりの推進

津波、高潮などに対応した海岸線の整備推進

さまざまな災害の危険度の検討と周知

急傾斜地崩壊危険区域の整備要望

街なみ・景観づくりに関する方針

楨垣のある美しい街なみを守るため、緑地協定の活用や適正な管理の仕組み作りなどを検討します。

駅前広場、新庁舎の整備、前川の環境向上などによるまちの顔にふさわしい景観づくりを推進します。

志島における歴史的遺産を保全・活用した集客・交流まちづくり(アクセス向上や情報発信機能の充実など)を推進します。

土地区画整理事業に伴う市街化を促進します。

英虞湾への展望や、自然体験のための環境の充実を図るとともに、アクセス・情報発信の充実を図り、広域からの利用を促進します。

緑地協定の活用など

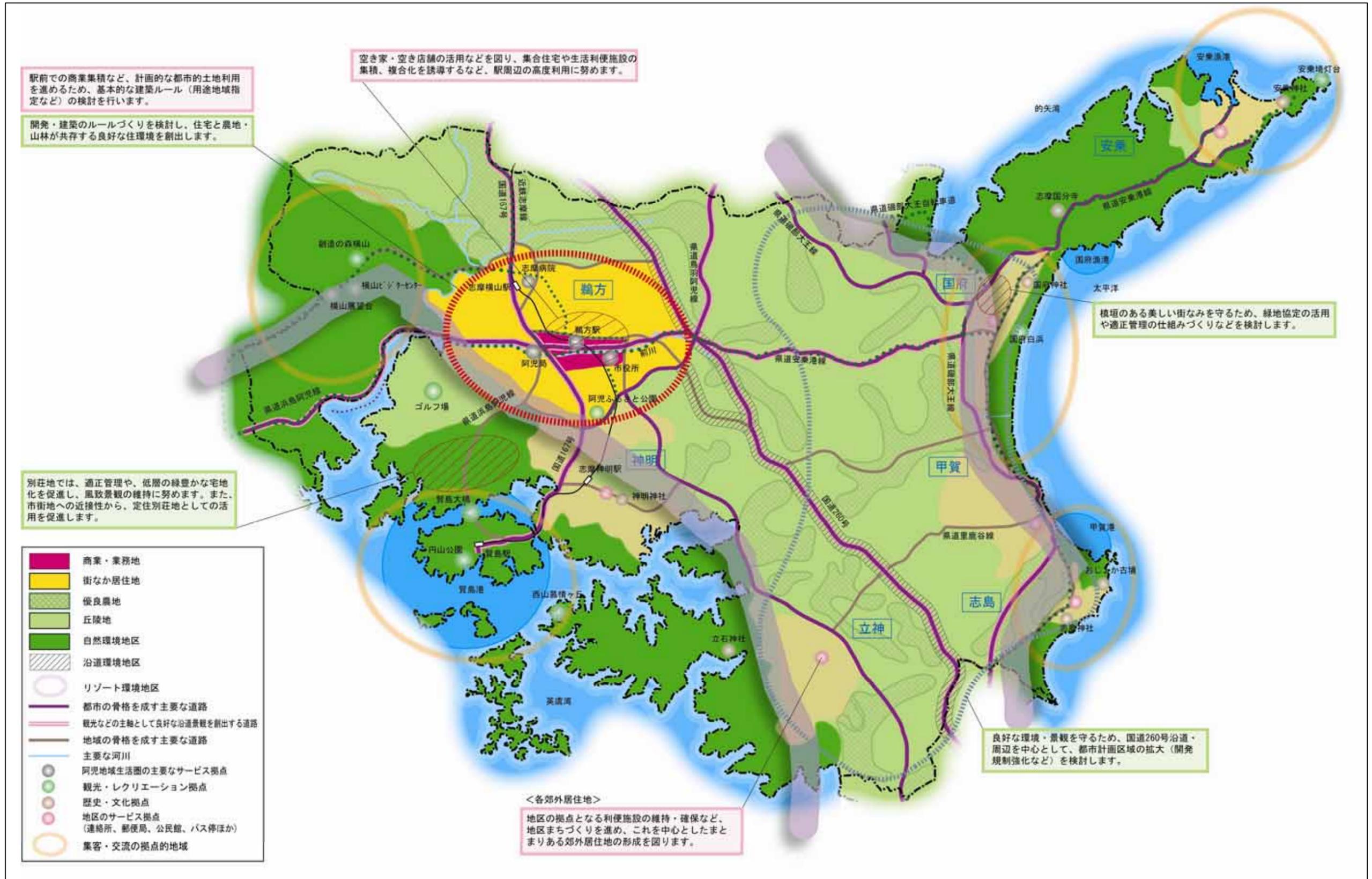
まちの顔にふさわしい景観づくりの推進

地域資源を活用したまちづくりの推進

基盤整備完了区域における適正な市街化の促進

英虞湾への展望や自然体験のための環境の充実及びアクセス道路の整備

〈土地利用方針図〉



第6章 磯部地域の地域構想



6 - 1 地域の概況と課題

地域の現在の姿



伊勢市・鳥羽市に隣接し、市北の玄関口となっています。天然の良港として知られる的矢港が位置しており、湾内には渡鹿野島が浮かび、周辺には山々が連なっています。市のなかで最も大きな面積を有していますが、土地利用の大部分が山林、農地であり、これらと共存しつつ、海岸沿いなどで集落が形成されています。道路・交通は、近鉄志摩線に加え、伊勢市に連絡する県道伊勢磯部線、鳥羽市に連絡する県道鳥羽阿児線、阿児地域に連絡する国道167号などが骨格を成しています。なお、これらの幹線交通が集中し、特急停車駅である志摩磯部駅が位置する川辺地区では、小・中・高等学校、磯部支所など公共施設が多く、都市基盤も充実しています。漁業や農業を中心に栄えてきた歴史がありますが、近年は、的矢湾周辺を中心としてリゾート開発が進み、特に、スペイン村は、関西や中部地方をはじめとして全国的な集客力を誇っています。一方、伊勢神宮ゆかりの伊雑宮をはじめ、歴史的遺産が自然、集落と一体となって数多く残されていることも特徴であり、地域全体として多様な観光・交流を楽しむことができます。

図 年齢別人口、世帯数の推移

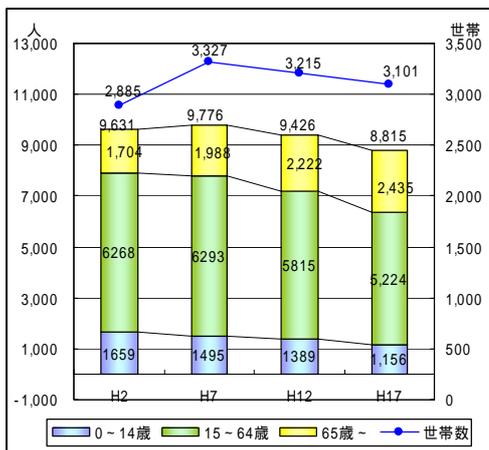
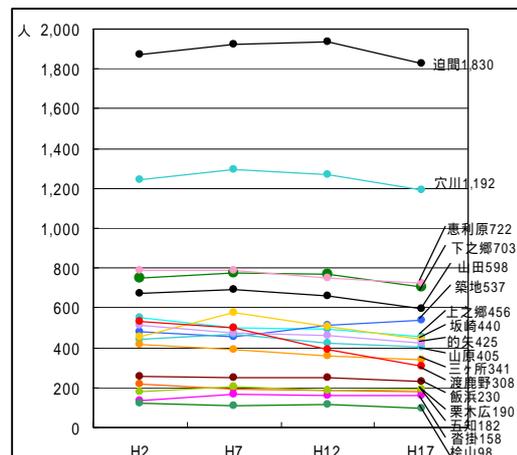


図 地区別人口の推移



市民アンケート調査より

地域の住環境については、「自然・緑の豊かさ、美しさ」や「住宅地としての静けさ、雰囲気」の満足度が高く、「街路灯の数、夜道の安全性」、「就業の場、就業機会」、「公共交通」などの不満度が高くなっています。

地域の将来像としては、「食糧生産地」としての役割が最も期待されており、「豊かな自然を守り、活かしたエコのまち」としての役割、「多くの人々の来訪を促進」する役割も期待されています。

守るべき地域資源については、「伊雑宮（御田植祭を含む）」や「おうむ岩、天の岩戸、古道などのその他歴史的遺産」、「スペイン村」、「里山、田園風景」が多く挙げられています。

市民会議より

地域の歴史・文化を活かしたまちづくりを進めよう。例えば、志摩磯部駅周辺とも連携しながら、散在する歴史的遺産の情報発信や、伊雑宮参拝客などをもてなす環境の整備を進めよう。里山、農地など地域全体に広がる緑を積極的に保全しよう。また、道路整備にあわせた桜並木の形成や、地域が主体となった植樹活動の拡大など、親しみやすい緑の空間づくりを進めよう。いさりびの森など、既存公園について利用促進方策を検討するとともに、建物が密集する集落などにおいて、避難地としての広場の整備・充実を図ろう。

伊雑ノ浦・的矢湾や、地場産業を支える農地などの環境悪化を抑制しよう。的矢湾周辺については、津波などの自然災害対策もあわせて進めよう。

以上を踏まえ…
地域づくりの
主要課題

地域の特徴である歴史・文化の豊かさを活かしたまちづくり
自然、農業・漁業の環境保全や、集客・交流への活用
広大な面積、地形的制約、市北の玄関口としての特性を考慮した地域間ネットワークの強化
スペイン村を中心とした既存リゾート環境の活性化、有効活用
駅や充実した都市基盤などを活かした定住、交流の促進
海岸周辺、建物密集地での自然災害対策の充実
生活道路や公共交通の改善などによる良好な住環境の形成

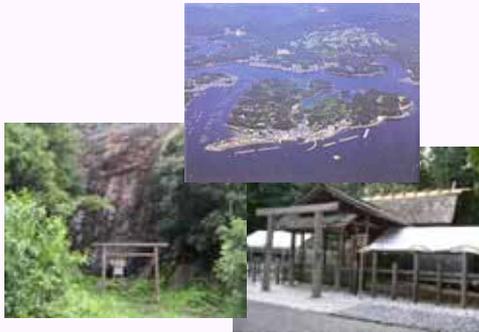
6 - 2 地域づくりの方針

〈地域づくりの理念〉

豊かな自然と歴史の中で、
ゆったり・憩い・ふれあうまち

〈地域整備の方針(主なまちづくりの方針)〉

地域整備の柱1：豊かな歴史と自然を守り、地域の魅力として活かすまちづくり



既存リゾート施設の有効活用や、地域を特徴づける歴史、自然の保全・活用を図り、「伊雑宮周辺」、「スペイン村周辺」、「渡鹿野島」などの拠点性を高めるなど、長期滞在しながら、歴史・自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーションなどが楽しめる地域づくりを進めます。

地域整備の柱2：海・山・川と共存し、安全・快適に暮らせる住環境づくり



山なみや空間的な広がりを持つ農地との調和を図り、静かで暮らしやすい住環境を形成します。また、その多様な地形条件を踏まえ、自然を活かしながらの災害対策を進めることなどにより、地域の安全性、快適性の向上を図ります。

地域整備の柱3：便利な暮らし、活力ある観光・産業を支える基盤づくり



山間部を含めて円滑に移動できる幹線道路網の整備や、志摩磯部駅周辺の有効活用をはじめ、居住者の生活利便性、観光客の地域巡りの利便性、産業の活力を高めるための都市基盤整備などを進めます。

〔土地利用の方針〕

<p>街なか居住地</p> <p>本地域の街なか居住地については、地域生活者の日常生活を支えるサービス機能と居住機能が共存する空間(住宅・サービス施設共存地)としつつ、あわせて伊雑宮などにつながる来訪者のもてなしの場づくりを目指します。</p>
<p>工業地</p> <p>本地域の工業地は、工場適地指定空間として、中小工場の集団化や本市の環境特性に配慮した産業の場を形成します。</p>
<p>郊外居住地</p> <p>本地域の郊外居住地は、街なか居住地を除く地域生活者の居住空間として、周辺に良好な農地や森林を有する住宅地とます。五知においては堀・垣として大きな自然石を積んだ独特の郊外居住地の保全を図り、集落・交流に活用します。伊雑宮及び周辺については開発規制の強化などを検討のもと環境・景観の保全を図ります。</p> <p>地区の拠点となる利便施設の維持・確保など、地区まちづくりを進め、これを中心としたまとまりある郊外居住地の形成を図ります。</p>
<p>優良農地、丘陵地</p> <p>本地域の農地における虫食いの農地転用の抑制を図ります。また、遊休農地となっている農地については、その有効活用を図る施策を推進し、良好な田園風景としてその環境と景観の向上を図ります。</p> <p>また、農地の周辺に広がる森林をはじめとした丘陵地については、良好な森林とするため、適正な管理に基づく保全・育成を市民と協働で進めます。</p>
<p>自然環境地区、リゾート環境地区</p> <p>本地域の主要な保安林などの森林については、「自然環境地区」として丘陵地の森林以上の良好な森林空間の形成を目指し、適正な管理に基づく保全・育成を市民及び関係機関と協働で進めます。</p> <p>また、的矢湾に面する地域においては、「リゾート環境地区」として大規模リゾート施設やテーマパークなどの観光施設が立地する地域として周辺の自然環境と共存した地域とします。</p>
<p>沿道環境地区</p> <p>国道 167 号沿道においては、周辺の良好な環境・景観に影響を与えず、地域生活者の日常生活を支える施設などの立地を許容していきます。</p>

...「優良農地」や「丘陵地」、「自然環境地区」を除く土地利用については、市民生活を脅かす土地利用の進行の可能性が高まった場合には、地域生活者と協働で「用途地域の指定(街なか居住地のみ)」または「地区計画(土地利用の一定のルール化)」、「特定用途制限地域(建築基準法を基にした建築条例)」による土地利用規制・誘導施策を検討していきます。

〈分野別都市整備の方針〉

道路・交通づくりに関する方針

地域間を結ぶ伊勢志摩連絡道路の整備を図ります。

観光ネットワーク強化のため、県道南勢磯部線の整備を検討します。

地域間を結ぶ県道鳥羽磯部線、県道磯部浜島線の整備を検討します。

街なか居住地などへのアクセス道路やバス待合環境の整備支援など、最寄りの生活拠点となる施設へ行きやすい交通環境づくりに努めます。

志摩磯部駅やバスセンターの利便性向上を促進するとともに、周辺の安全な歩行環境づくりを検討します。

観光ネットワークを強化するため、渡鹿野島への架橋を関係機関と検討します。

離島振興計画に基づき、離島の魅力を活かした"なごみ"の空間づくりや生活環境整備を推進します。

道路整備にあわせた桜並木の形成など、地域の特色やまちづくりと連携した美しい道づくりを推進します。

周辺観光と連携した情報発信機能や道路の整備を図り、湾全体の交流拡大を図ります。

伊勢志摩連絡道路、県道南勢磯部線・鳥羽磯部線・磯部浜島線の整備

街なか居住地などへのアクセス道路の整備

交通結節点である鉄道駅とバスセンターの利便性の向上

渡鹿野島への架橋の検討

離島における地域空間づくり及び生活環境整備の推進

道路整備にあわせた植樹などの確保

湾全体の交流拡大に寄与する道路整備の推進

水・緑づくりに関する方針

生活排水対策(坂崎・的矢は下水道整備済)を推進し、伊雑ノ浦・的矢湾の水質保全を図ります。

磯部ふれあい公園の機能・役割を明確化し、必要な公園整備を推進します。伊雑宮は、周辺環境とともに適正な管理の下、維持・保全を図ります。伊雑ノ浦は有数の水鳥中継地として、湿地帯の積極的な保全・管理を図ります。

いさりびの森については、集客・交流の拠点として活用を図るため、桜の植樹など、里山を守り活かす環境づくりを推進します。

街なか居住地をはじめとした地域居住者の日常生活を支えつつ、緊急時の避難地となる公園・緑地の整備及び確保を検討します。

親水性や生態系保全に配慮した磯部川・日出川の改修を要望していきます。

都市下水路の整備を図り、街なか居住地における治水安全度の向上を推進します。

生活排水対策方法を検討し、その整備の推進

磯部ふれあい公園の機能の充実

伊雑宮並びに周辺環境の維持・保全のための検討

伊雑ノ浦の湿地帯の積極的な保全・管理の推進

いさりびの森における里山を守り活かす環境づくりの推進

街なか居住地での避難地となる公園・緑地の確保の推進

磯部川・日出川の河川改修を要望

都市下水路の整備

災害に強いまちづくりに関する方針

街なか居住地をはじめとした地域の木造住宅密集地における建築物の接道や建築形態規制の緩和、避難路となる道路沿道におけるブロック塀の除去、空き地の活用による避難地確保などの防災まちづくりを推進します。

離島における災害時の孤立の可能性に留意した対策を検討します。

津波、高潮などの自然災害や海岸侵食に対応した整備を推進します。

急傾斜地崩壊危険区域の整備について要望していきます。

木造住宅密集地における防災まちづくりの推進

離島における災害時の孤立の可能性に留意した対策の検討

津波、高潮などに対応した海岸線の整備推進

急傾斜地崩壊危険区域の整備要望

街なみ・景観づくりに関する方針

湾周辺に広がる森林の積極的な保全や、別荘地景観の誘導を図り、的矢湾大橋周辺からの眺望景観を維持します。

まちの玄関口として「歴史・神話のまち」として、ふさわしい景観づくりや情報発信機能の強化を図ります。

的矢湾、英虞湾、五ヶ所湾への眺望を確保しつつ、桜などの植生を活かした集客・交流を図ります。

地域の農業を活かした集客・交流まちづくり(農産物直販所の設置、農地の景観づくりなど)を促進します。

各地域・各区が管理する土地について、まちづくりへの活用を支援します。

磯部道を軸として、歴史的な環境を巡ることができる集客・交流まちづくりを検討します。

自然空間の保全や別荘地景観の誘導により、的矢湾大橋周辺からの眺望景観の維持

まちの玄関口にふさわしい景観づくりの検討

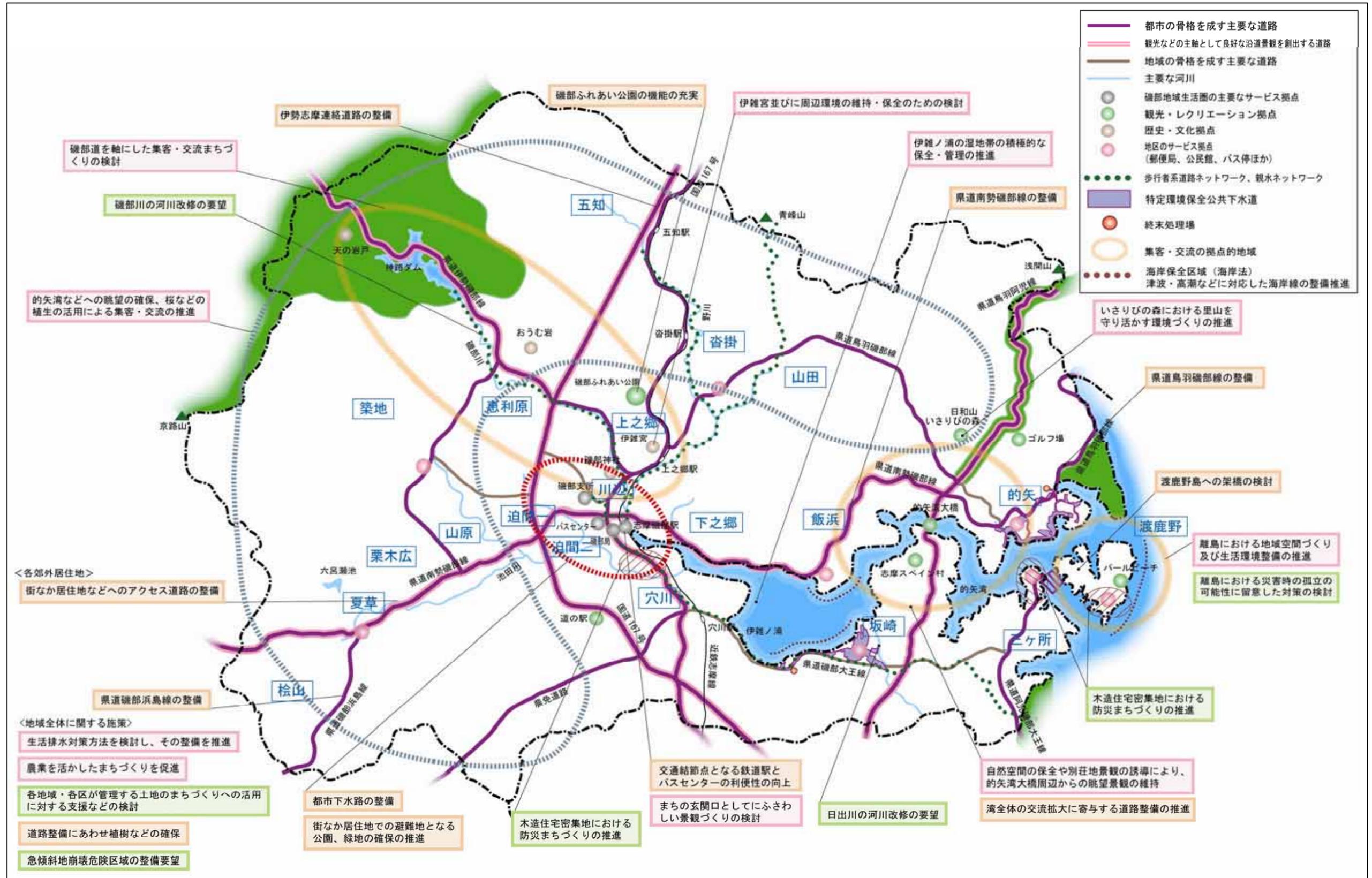
的矢湾などへの眺望の確保、桜などの植生の活用による集客・交流の推進

農業を活かしたまちづくりを促進

各地域・各区が管理する土地のまちづくりへの活用に対する支援などの検討

磯部道を軸にした集客・交流まちづくりの検討

(都市整備基本方針図)



<まちづくり推進編>

第1章 市民・行政の協働によるまちづくりにむけて



都市計画マスタープランでは、総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの志摩市」の実現を目標としています。

この目標の実現に際しては、行政のみで行えるものではなく、市民・企業みなさんと協働かつ協調し、行動していくことが必要です。

このようなことから、都市計画マスタープラン地域構想は、計画段階から市民参加に基づく市民・行政の協働で作成しました。

そして、今後は志摩市まちづくり基本条例に基づき、市民がより積極的、かつ継続的にまちづくりへ参加するための仕組みづくりを進め、市民と行政が協働して都市計画マスタープランを具体化していきます。



市民会議での
発表の様子

市民会議での
協議の様子



《継続的な市民・行政の協働によるまちづくりの実践にむけて》 市民・行政の協働により、都市計画マスタープランで位置づけた方針に対応する施策や事業の詳細計画を策定し、実現していく継続的な取り組みが必要です。

このため、まちづくりの計画策定段階から実現までの流れの中で市民参加の機会を整理しました。

都市計画マスタープラン(全体構想・地域構想)策定段階における参加(平成 18～20 年度)

市民・行政の協働によるまちづくりの実践のための市民参加の例

- ・市民アンケートの回答
- ・都市計画マスタープラン策定に係る市民会議への参加
- ・パブリックコメントの提出

地区構想策定段階における参加(平成 21 年度)

(地区構想では、必要に応じて地区計画制度の活用やまちづくり協定、都市施設の整備などについて検討します。)

市民・行政の協働によるまちづくりの実践のための市民参加の例

- ・街なか居住地や小学校区などの単位でより具体的なまちづくりの計画(地区構想)を策定する会議への参加

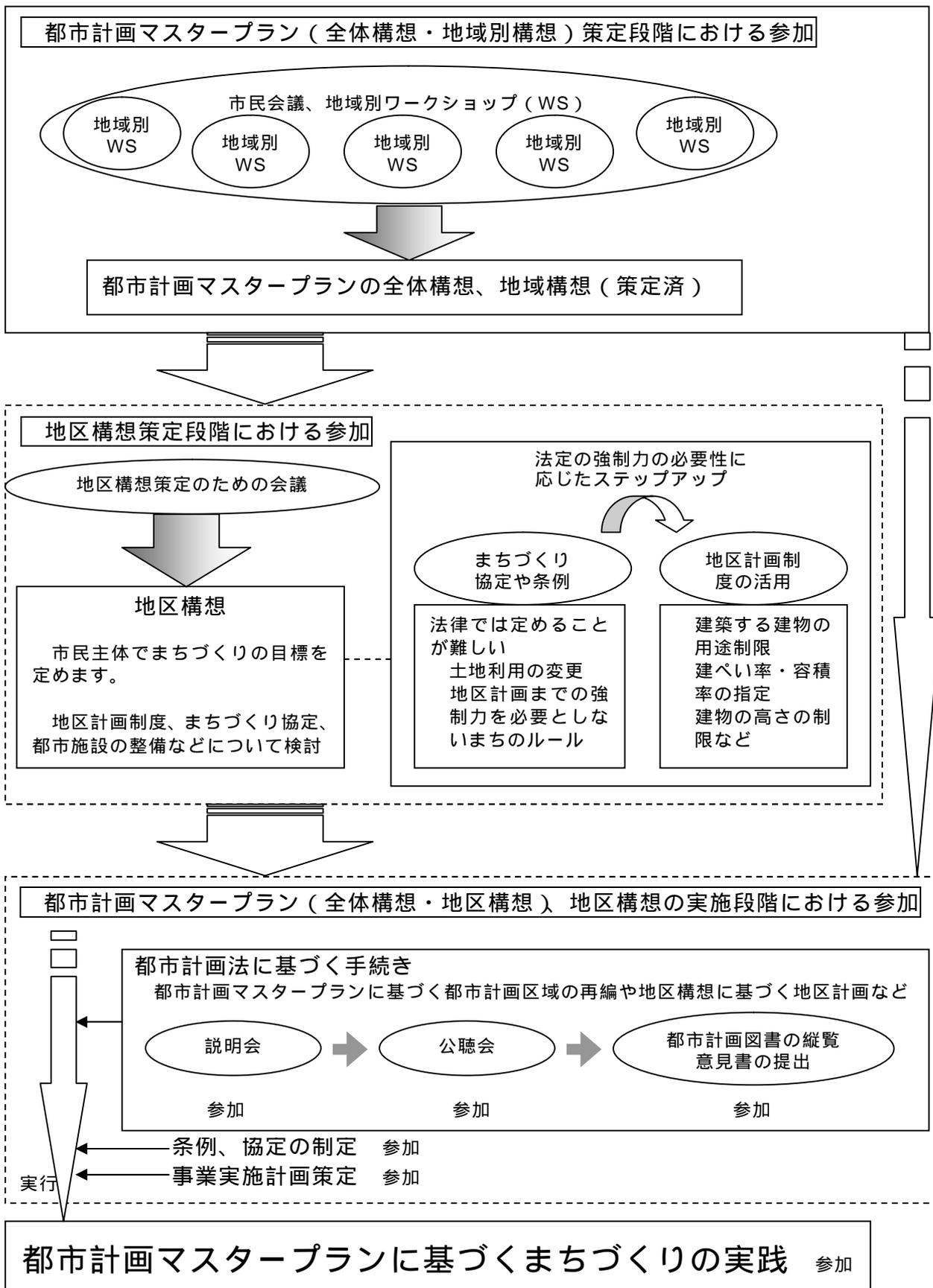
都市計画マスタープラン(全体構想・地域構想)、地区構想の実施段階における参加

(計画や構想を市民・行政が協働で具現化していきます。必要に応じて、都市計画決定や条例などの制定後、制度の運用や事業実施をします。)

市民・行政の協働によるまちづくりの実践のための市民参加の例(用途地域の指定など)

- ・市民協議会、説明会への参加
- ・公聴会への参加
- ・法定図書縦覧、意見書の提出

《継続的な市民・行政の協働によるまちづくりの実践にむけて》



第2章 まちづくりの推進にむけて



都市計画マスタープランは、計画策定だけが目的ではありません。この計画策定がまちづくりのはじまりであり、今後市民・行政の協働によるまちづくりによって、実現させていきます。

また、都市計画マスタープランの計画内容については、詳細な協議・検討の実施、計画内容の具現化や事業等の実施などが行われ、進行していきます。

このため、市民・行政の協働によるまちづくりの適正かつ効率的な実施や必要に応じた変更などを踏まえるため、進捗管理を行っていき、さらには実現していくための体制などを構築していくものとします。

《市民・行政の協働によるまちづくりにむけたの仕組みなどの構築》 市民・行政の協働による都市計画マスタープランの実現のためには、まちづくりや都市計画を共通の認識として「知る」ための勉強会の開催や情報公開を行う仕組みを構築します。

また、まちづくりは、地域においても率先してまちづくりに参加いただき、それを実践していく市民(地域リーダー)が必要なため、人材の掘り起こしや育成を行う仕組みを構築します。

さらに、地域におけるまちづくりに対して、積極的な資料提供やまちづくりのなどの専門家を派遣する仕組みを構築します。

《まちづくり団体の認定・まちづくり協定の締結》 市民・行政の協働による都市計画マスタープランの実現には、前述した積極的な市民参加が不可欠です。

このため、都市計画マスタープランの実現に向けて、「まちづくり団体」の認定や「まちづくり団体」と本市との間で協定を締結する「まちづくり協定制度」などのまちづくりの制度を構築します。

《庁内組織体制の充実》 まちづくりは、都市計画部門だけでなくさまざまな部門との連携が必要です。特に本市は市内に都市計画区域と都市計画区域外の地域が混在していることから、実際のまちづくり

を推進していくためには、都市計画分野だけでなく、あらゆる部署との連携をとった総合的な展開が必要です。定期的な検討会議や報告会などを実施し、行政一体となった効率的な運営を実施していきます。

《関係機関などとの調整・連携》 都市計画マスタープランに示した各種都市施設などの事業や土地利用の誘導などについては、隣接する都市との調整や国、県などの関係機関との調整が必要です。特に本市の都市計画マスタープランに言及されている都市計画区域の再編については、三重県へ見直しの提案を行うことが必要です。このようなことから、今後とも三重県や隣接都市などをはじめとした関係機関との連携を強化していきます。

《都市計画マスタープランの見直しなど》 都市計画マスタープランについては、目標年次を平成 21 年から 20 年間としており、この期間が終了する際や中間年次での見直しを検討し、実施していきます。

しかしながら、定期的見直しのみでなく、例えば、大きな経済社会情勢の変化や都市計画法などの主要な法律の改正といったことにより、都市計画マスタープランの見直しが必要な場合には、柔軟に対応していきます。

また、計画内容については、その進捗状況を適正かつ効率的に実施されているかなどを踏まえながら、進行管理を実施していきます。

そして、都市計画マスタープランの見直しは、都市計画審議会に諮問するとともに、市民参加により市民・行政が協働により実施します。

< 基礎資料編 >

第1章 志摩市の概況



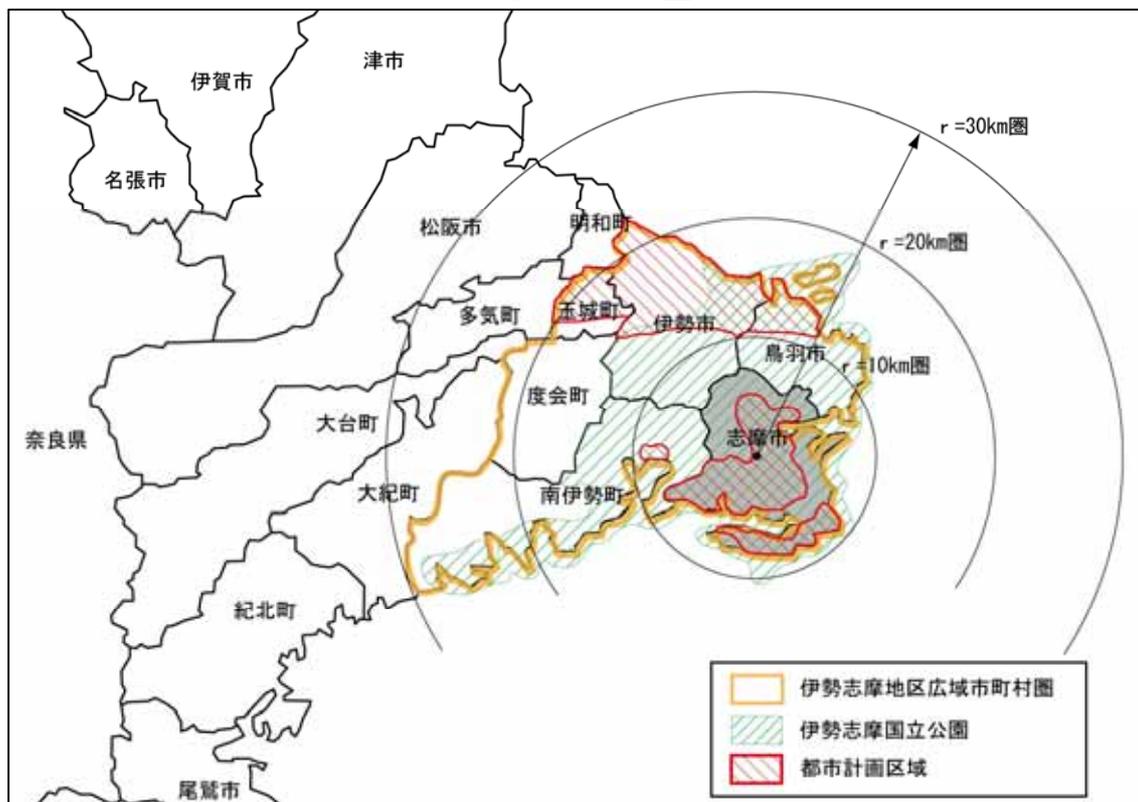
1 - 1 市の広域的位置づけ

位置及び面積 本市は、三重県の南東部、志摩半島に位置する面積179.6km²の都市です。

周辺都市との関係を見ると、北部で伊勢市及び鳥羽市に、西部で南伊勢町に接し、これらの都市とともに「伊勢志摩地区広域市町村圏（昭和46年設立）」や「伊勢志摩国立公園（昭和21年指定）」に属する中で、観光をはじめ、さまざまな分野で広域的な連携を進めています。

なお、一体的に整備、開発及び保全すべき区域としての都市計画区域に関しては、市内で3つの都市計画区域が位置しており、周辺都市との連続性は無い状況にあります。

図 志摩市の位置



都市計画区域

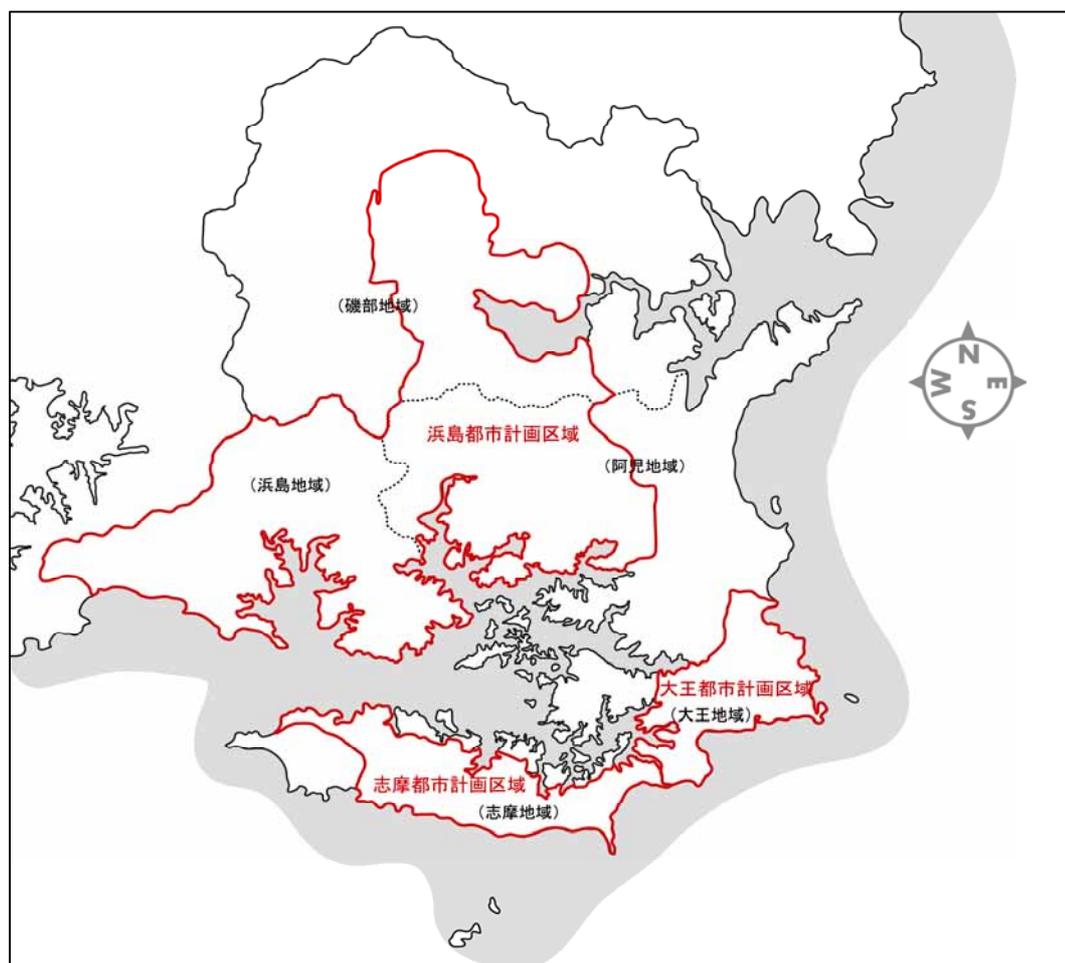
本市では、市街地を含む平坦地を中心として、浜島、大王及び志摩の 3 つの都市計画区域が指定されており、面積は、市域の約 50% を占める 8,925ha となっています。

なお、都市計画区域内の建築物の規制・誘導に関しては、いずれの都市計画区域でも用途地域の指定は無く、平成 16 年に決定された建ぺい率、容積率などの建築形態制限のみとなっています。

表 都市計画区域の指定状況（H17 都市計画年報など）

名称	地域（旧町）	行政区域面積	都市計画区域面積	指定年
浜島都市計画区域	浜島地域	2,764ha	2,764ha	昭和 17 年
	阿児地域	4,388ha	2,173ha	昭和 25 年
	磯部地域	7,820ha	1,835ha	昭和 47 年
大王都市計画区域	大王地域	1,290ha	958ha	昭和 51 年
志摩都市計画区域	志摩地域	1,701ha	1,195ha	昭和 51 年

図 都市計画区域の指定状況



広域地方計画区域 中部圏開発整備法及び近畿圏整備法に基づく政策区域の指定状況は下図のとおりです。

これによると、本市は、都市計画区域の指定要件の一つである「都市開発区域」の指定を受けておらず、中部圏開発整備法においては、優れた自然景観を有し、観光などに供するために観光資源などを計画的に保全する必要がある区域として「保全区域」に指定されています。また、近畿圏整備法においても「保全区域」としての指定を受け、文化財・緑地・観光資源を保全、もしくは開発する必要がある区域として位置づけられています。

図 中部圏開発整備法に基づく政策区域指定状況

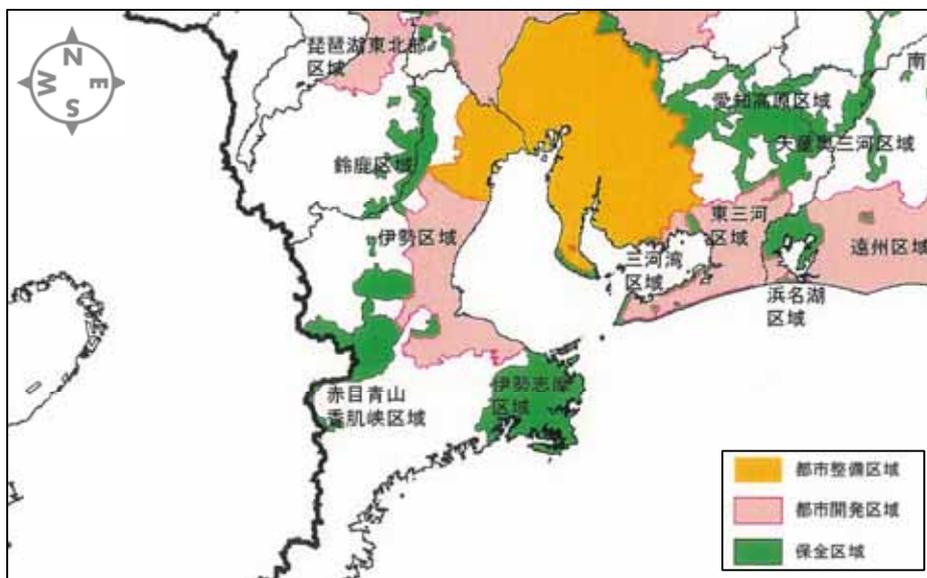
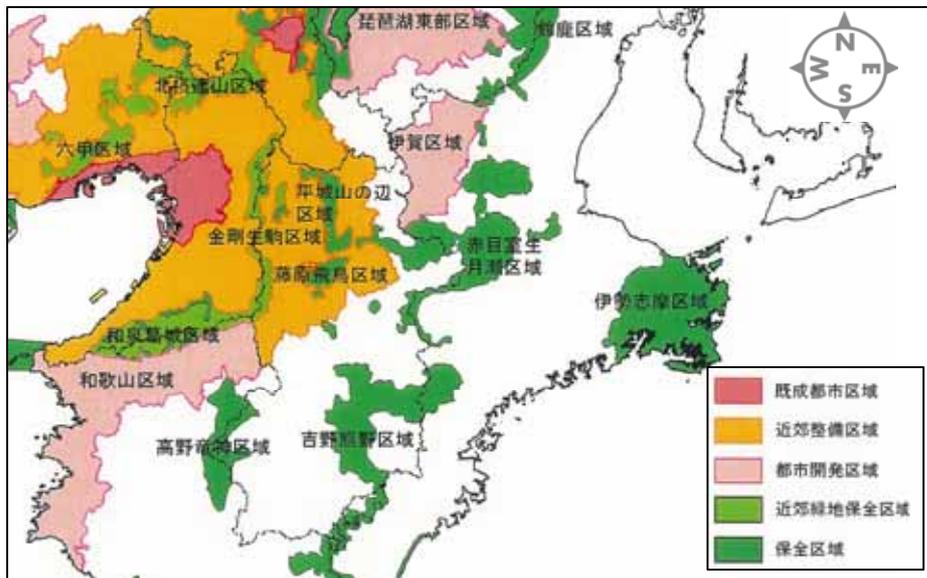


図 近畿圏整備法に基づく政策区域指定状況



地震防災地域

本市は、平成14年に東海地震に係る「地震防災対策強化地域」としての指定を受け、さらに、平成16年には「東南海・南海地震防災対策推進地域」の指定を受けており、大地震が発生した際には、深刻な地震被害とともに、津波・高潮による浸水被害が懸念されるところです。

なお、平成18年4月1日現在、東海地震に係る地震防災対策強化地域は8都県174市町村で、東南海・南海地震防災対策推進地域は21都府県405市町村（三重県は全域）で指定を受けています。

図 法に基づく地震防災地域指定状況

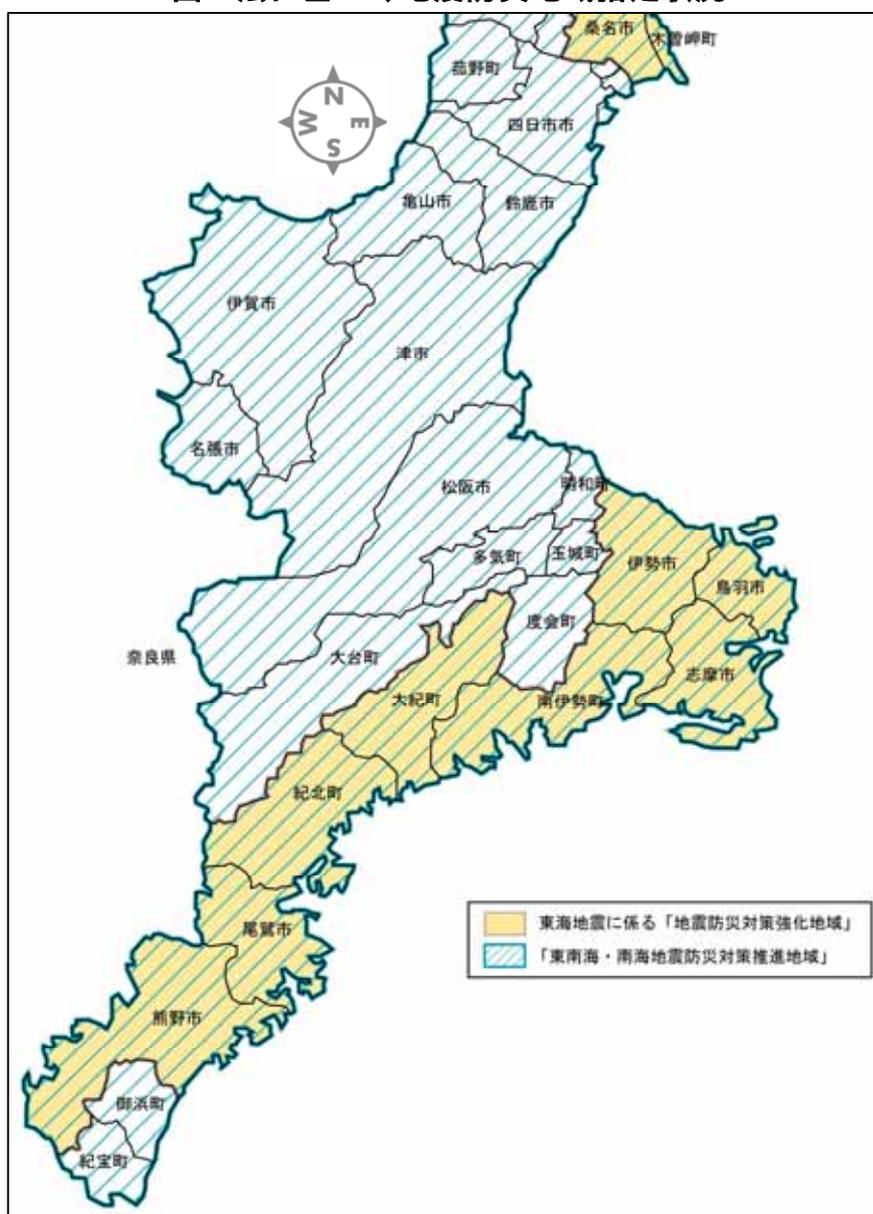
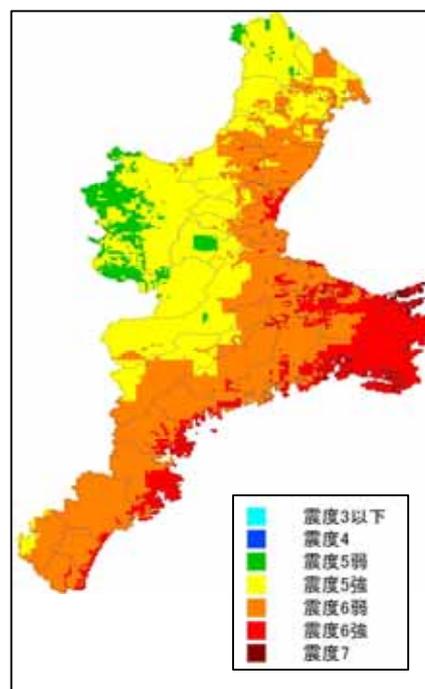


図 東海・東南海・南海地震の震度予測



資料：三重県地域防災計画被害想定調査

1 - 2 人口、都市機能指標

総人口及び
総世帯数

平成 17 年現在、本市の人口は 58,225 人、世帯数は 20,700 世帯となっており、地域別には阿児地域の占める人口割合が高くなっています。

人口推移については、県平均として微増傾向にある中で、本市は減少傾向にあり、特に、平成 12 年から 17 年の 5 年間では、減少数が 3,403 人（増加率 5.8%）と県下第 1 位の大きな減少数を示しています。世帯数については、阿児地域で増加しているものの、市全体としては減少傾向を示しています。

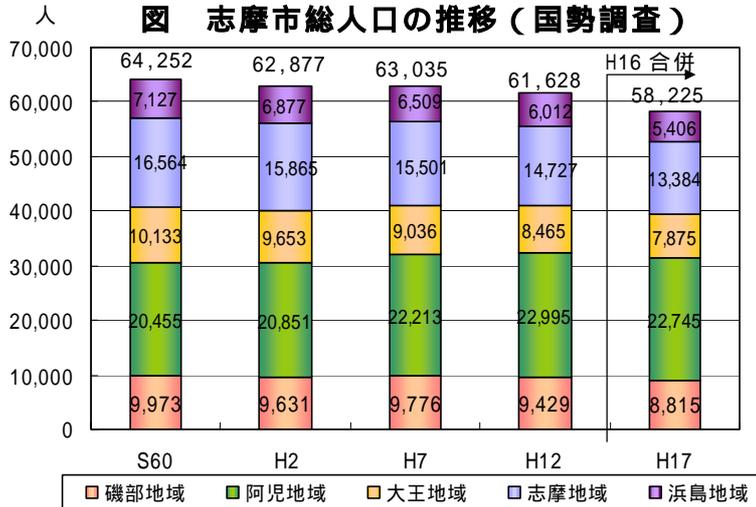
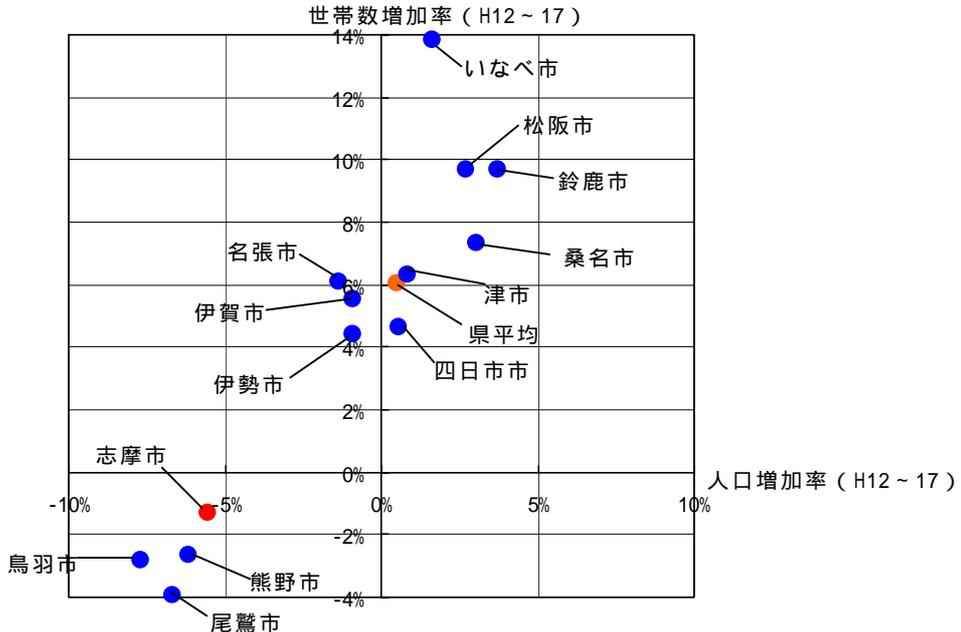


図 県内主要都市の人口・世帯数の増加率（国勢調査）

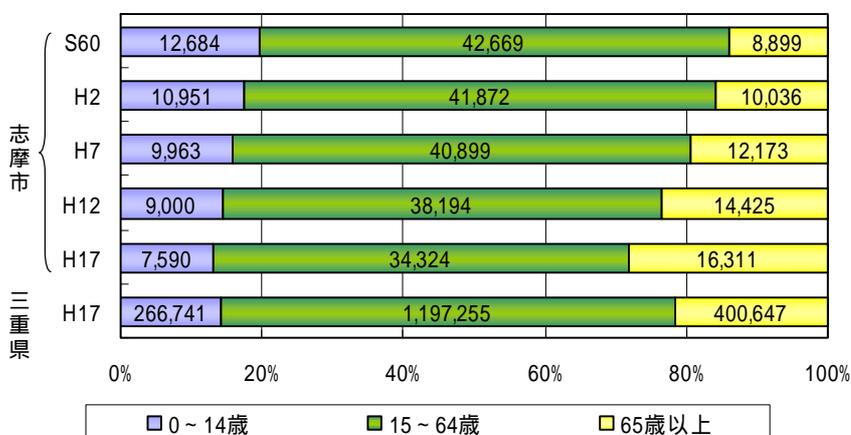


年齢別人口

平成 17 年現在の本市の年齢別人口をみると、年少人口（0～14 歳）は 7,590 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 34,324 人、高齢人口（65 歳以上）は 16,311 人となっており、構成割合としては、県平均と比べて高齢人口比率が高いことが特徴といえます。

各年齢層の人口推移としては、年少人口の減少と高齢人口の増加がみられ、平成 7 年の時点で構成比の割合が逆転するなど、少子・高齢化が著しく進行しています。

図 年齢階層別人口比率の推移（国勢調査）

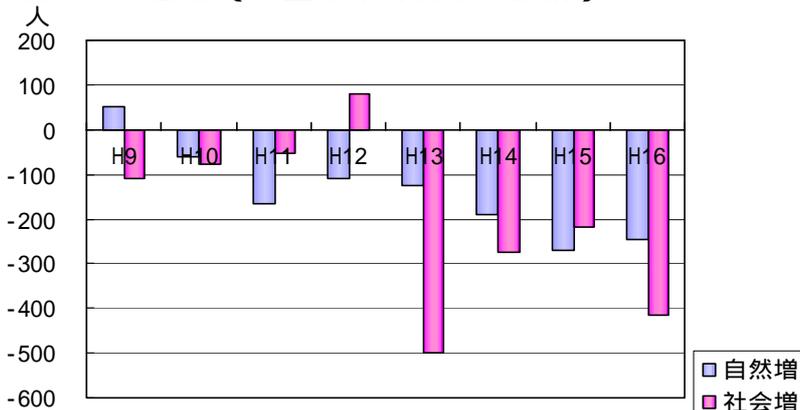


人口動態

本市の近年の人口動態は、自然増、社会増ともに減少を示すことが多く、特に、平成 13 年度以降は、若者の市外流出などを背景に、社会増の減少幅が大きくなっています。

また、市内には市街地が形成されているものの、上記のような人口減が進む中で、DID（人口集中地区）は未形成の状況にあります。

図 人口動態（三重県市町村類年統計）



地区別人口状況

地区別に人口の状況を見ると、阿児地域と磯部地域の一部を除いた大半の地区で減少傾向を示しており、特に、離島としての渡鹿野地区や、志摩半島の先端に位置する安乗地区や御座地区などで高い減少率を示しています。なお、人口増加地区については、都市計画区域外でもみられます。

年齢構成に関しては、山間や沿岸に位置する多くの地区で、30%を超える高い高齢人口（65歳以上人口）比率を示しており、特に、塩屋地区や南張地区では比率が高くなっています。

図 H7～17 字別人口増加率
(国勢調査)

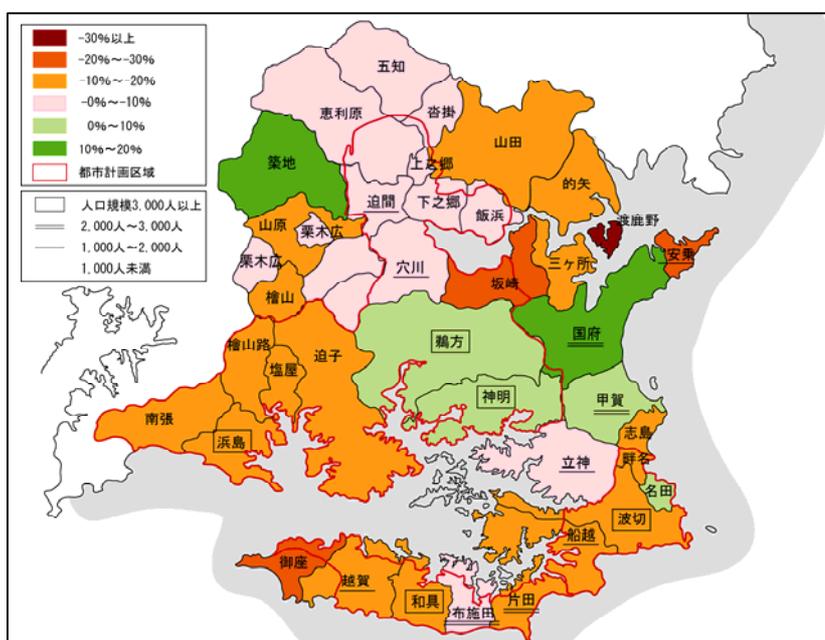
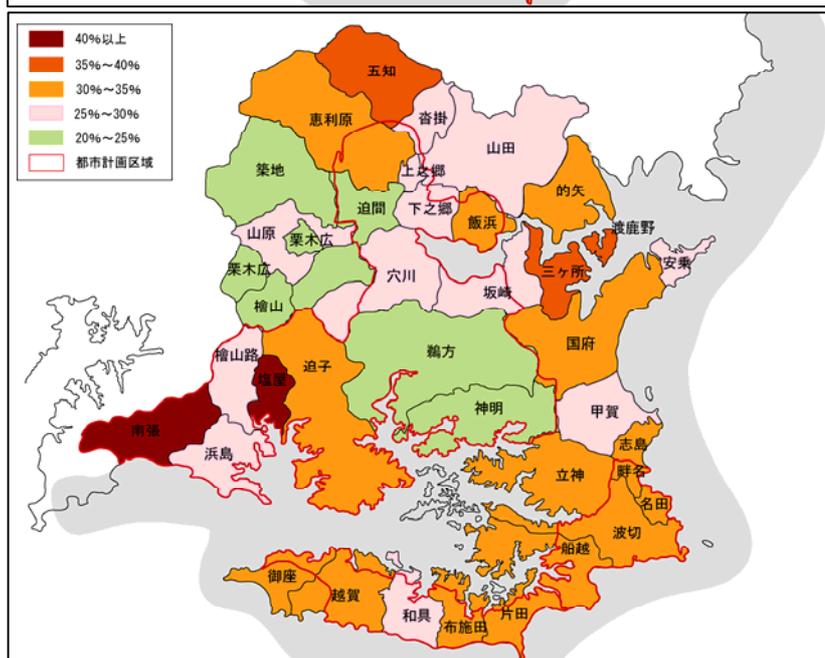


図 字別の65歳以上人口比率 (H17国勢調査)



流出入人口

本市の就業・就学に係る流出入人口は、平成 17 年現在、流出人口が 5,630 人、流入人口が 2,127 人であり、3,503 人の流出超過となっています。

なお、流出先は、伊勢市と鳥羽市をあわせて全体の 6 割以上を占め、流入に関しても、これらの 2 都市が 5 割程度を占めており、隣接都市とのつながりの強さが伺えます。

また、平成 12 年の合併以前のデータを用いて市内各地域の流出入の動向をみると、いずれの地域も、自地域内での就業・就学比率が高くなっていますが、阿児地域への流出比率も高く、阿児地域がある程度広域的な就学・就業の場となっていることが伺えます。

図 就業・就学に係る流出入人口（H17 国勢調査）

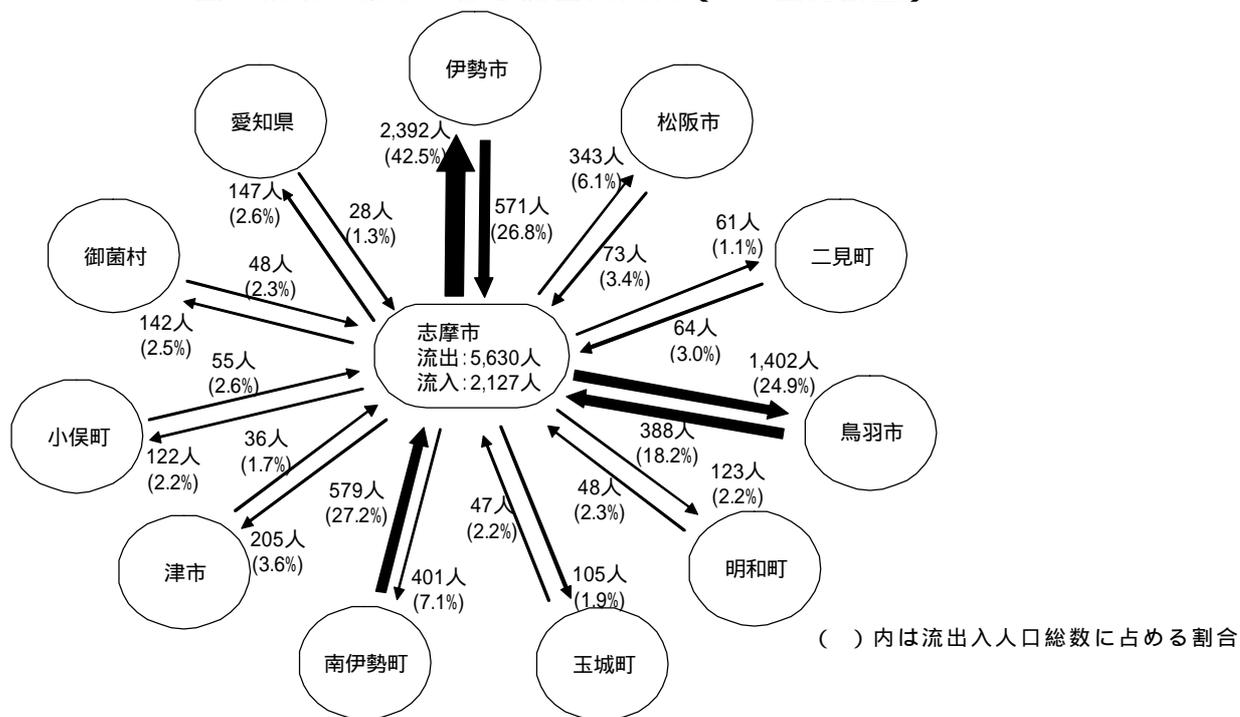


表 市内各地域の流出入人口（H12 国勢調査）

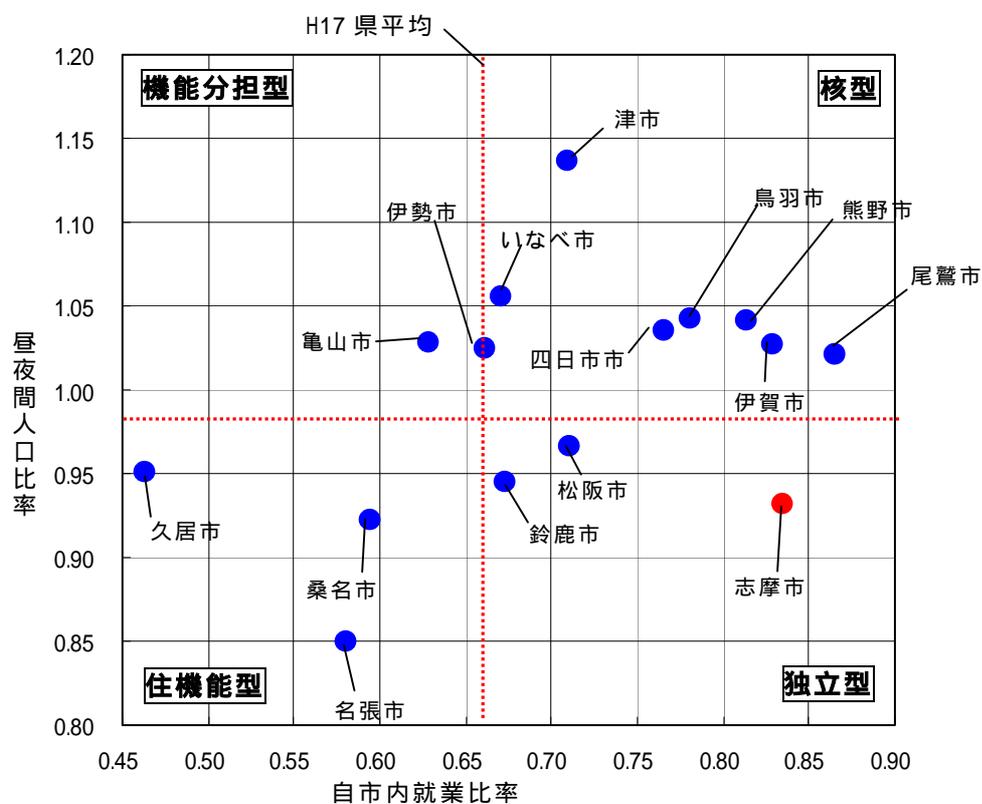
		常住地				
		阿児地域	磯部地域	大王地域	志摩地域	浜島地域
就業地・就学地	阿児地域	8,288人 (65.9%)	596人 (11.4%)	837人 (18.9%)	1,079人 (13.6%)	432人 (12.8%)
	磯部地域	1,356人 (10.8%)	3,163人 (60.7%)	299人 (6.7%)	329人 (4.1%)	209人 (6.2%)
	大王地域	302人 (2.4%)	70人 (1.3%)	2,552人 (57.5%)	395人 (5.0%)	25人 (0.7%)
	志摩地域	250人 (2.0%)	33人 (0.6%)	175人 (3.9%)	5,343人 (67.2%)	33人 (1.0%)
	浜島地域	296人 (2.4%)	39人 (0.7%)	42人 (0.9%)	63人 (0.8%)	2,060人 (61.2%)

() 内は各地域の流出入人口総数に占める割合

都市性格分類

本市は、平成 17 年現在、県平均と比較して昼夜間人口比率が低く、自市内就業比率が高い状況にあります。これにより、都市性格としては「独立型」に分類され、周辺都市を牽引する程のものではないにしろ、職などの機能も有し、1 都市である程度独立した生活圏を形成している都市として位置づけられます。

図 県内主要都市の自市内就業比率・昼夜間人口比率（H17 国勢調査）



都市性格概要

- 核型**：自市内で働く人が多く、就業・就学者を含めた昼間の人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能
- 独立型**：自市内で働く人は多いが、昼間の人口は多くない都市であり、1 都市である程度独立した生活圏を形成
- 住機能型**：自市内で働く人が少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市などのベッドタウンとして機能
- 機能分担型**：自市内で働く人は少ないが、昼間の人口が多い都市であり、職などの機能に特化

将来の人口の見通し

我が国の人口は、平成 17 年現在、1 億 2776 万人と平成 12 年より増加を示していますが、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計(平成 18 年 12 月推計)によれば、以後、長期の人口減少過程に入ることが予想されています。

一方、志摩市においては、平成 7 年をピークとして既に人口減少がみられ、地域によっては、減少幅が年々拡大しています。こうした中、今後、市全体として、人口減少が一層進むことが考えられ、過去の推移に基づく人口推計結果では、平成 27 年で約 54,000 人、平成 37 年で約 49,000 人程度にまで減少することが予想されます。

図 日本の総人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所)

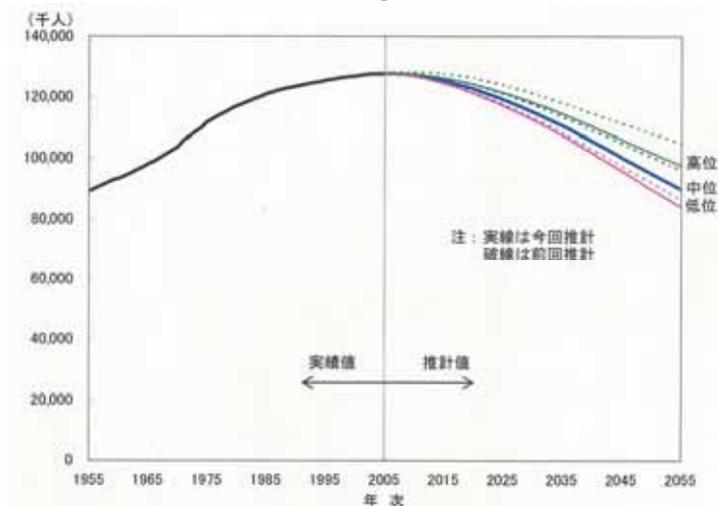


図 志摩市の人口の見通し



1 - 3 産業指標

就業構造

平成 17 年現在の本市の産業別就業者数は、第 1 次産業が 3,426 人、第 2 次産業が 6,447 人、第 3 次産業が 18,273 人となっており、その構成比をみると、第 1 次産業の占める割合が県平均の倍以上という、漁業が盛んな本市の特徴を示しています。

就業者数の推移については、全国的な動向と同様、第 1 次産業の減少、第 3 次産業の増加がみられ、特に、第 1 次産業については、平成 2 年からの 15 年間で半減という大きな減少を示しています。

図 就業構造の比較 (H17 国勢調査)

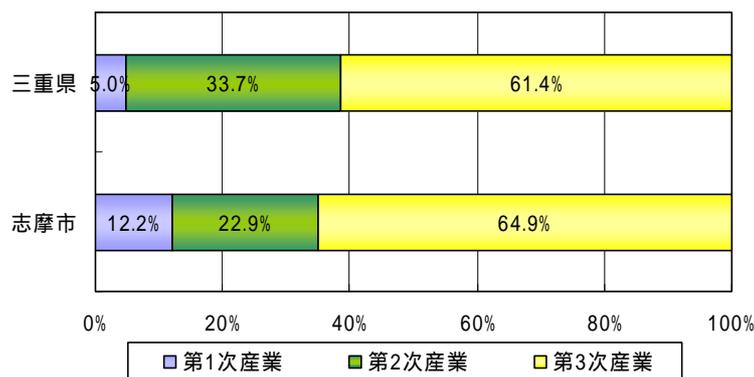
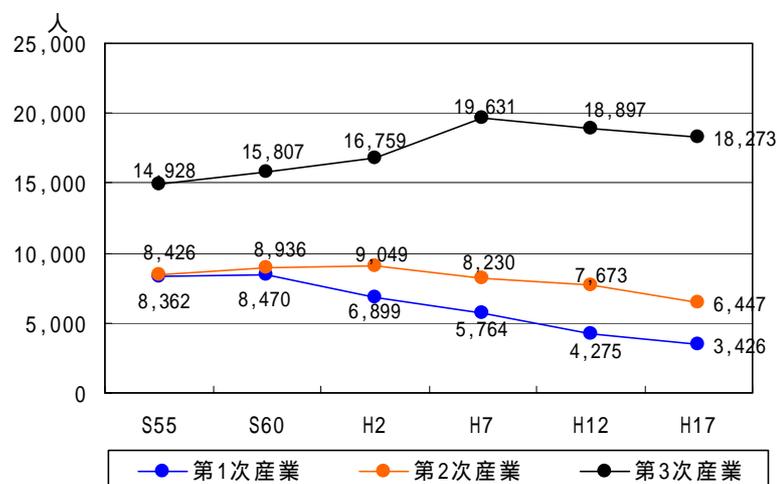


図 産業別就業者数の推移 (国勢調査)



商・工業(産業)

本市の商業(小売業)の状況をみると、平成 19 年現在、商店数 749、従業者数 3,375 人、商品販売額 476 億円となっています。市内の商業環境としては、駅前や市役所周辺など、各地域で商店街が形成されているものの、モータリゼーションが進展するなかで、幹線道路沿道に商店移転したり、郊外型店舗への購買力流出によって閉店したりと空洞化が進んでおり、商店数などの指標は、全体的に減少傾向にあります。

一方、工業に関しては、平成 19 年現在、事業所数 86、従業者数 1,921 人、製造品出荷額 247 億円となっており、全国的な例に漏れず、企業活動は停滞している状況にあります。

図 商店数及び商品販売額の推移(商業統計)

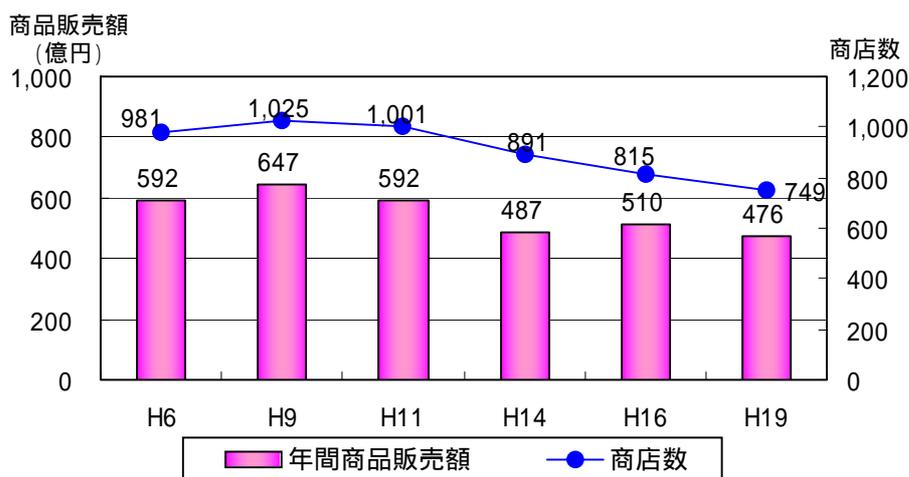
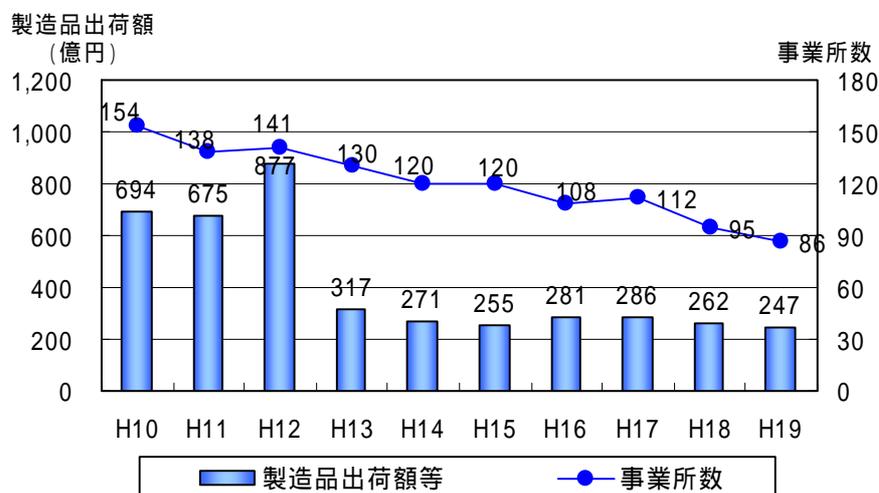


図 事業所数及び製造品出荷額の推移(工業統計)



観光

県による「三重サンベルトゾーン」構想に基づき、平成5年に「伊勢志摩国際観光モデル地区（当時2市8町）」としての指定を受けた本市では、以降、志摩スペイン村をはじめ、全国的な知名度を有するリゾート施設や長期滞在環境の整備、スペイン風の街なみづくりの取り組みなどが進みました。現在では、県内最大の観光地「伊勢・志摩」の一翼として、毎年500万人程度、国内外の多くの観光客が本市を訪れています。

なお、平成13年度には、近年の観光入込客数の停滞を考慮した中で、県による「伊勢志摩空間快適性向上整備計画」が策定され、街なみや景観のアメニティ、雰囲気づくりを含めた重点的な取り組みが継続して進められているところです。

図 観光入込客数の推移（観光レクリエーション入込客数推計）

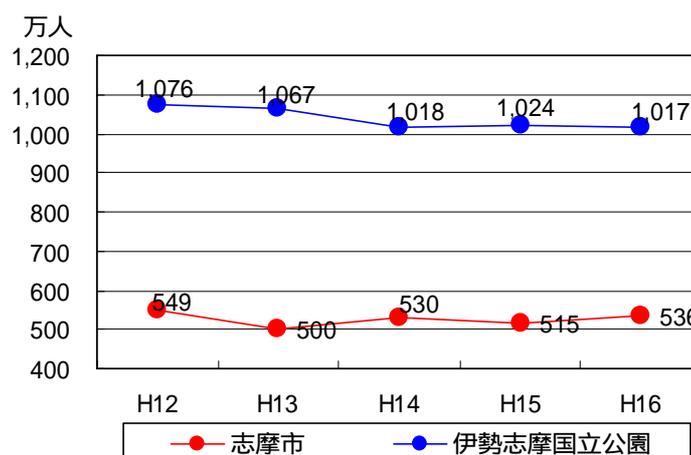
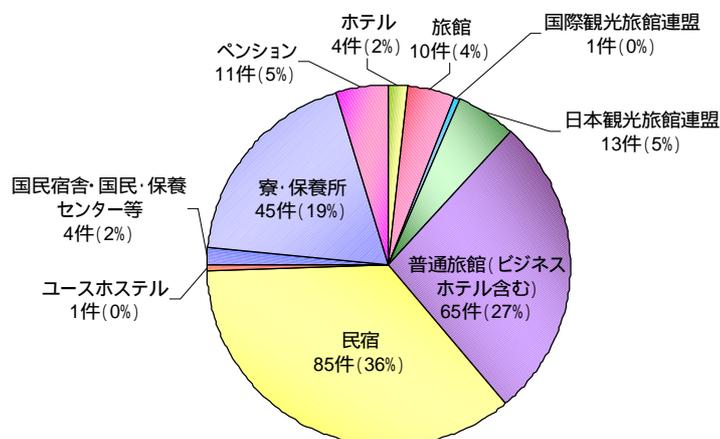


図 志摩市内の宿泊施設数（三重県市町村累年統計）



農業、水産業

本市の農業は、三重県の名産の一つになっている「南張メロン」や、かんしょの加工品「きんこ」をはじめ、温暖な気候を活かした特色ある生産活動が行われています。しかしながら、農業を取り巻く情勢は全国的に厳しいものがあり、本市においても、昭和60年から平成19年にかけて総農家数が半数に減少するなど、農業の衰退が進んでいます。

一方、豊かな海の幸に恵まれ、古くから「御食つ国（みけつくに）」と呼ばれた本市では、水産業が盛んに行われており、漁業世帯は農家数を上回っています。なお、本市漁業は、沿岸漁業と海面養殖漁業が主体となっており、沿岸漁業では、ブランド化に成功した「ふぐ」や「あわび」が主な漁獲種で、養殖漁業に関しては、的矢湾での「牡蠣」や「真珠」が主な養殖種となっています。

図 農家数の推移（農業センサス）

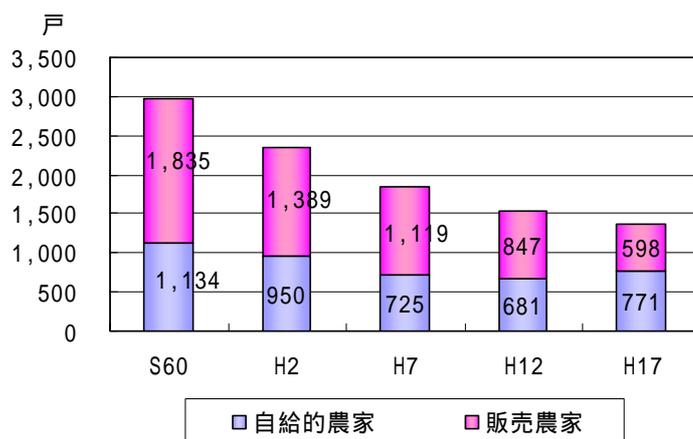
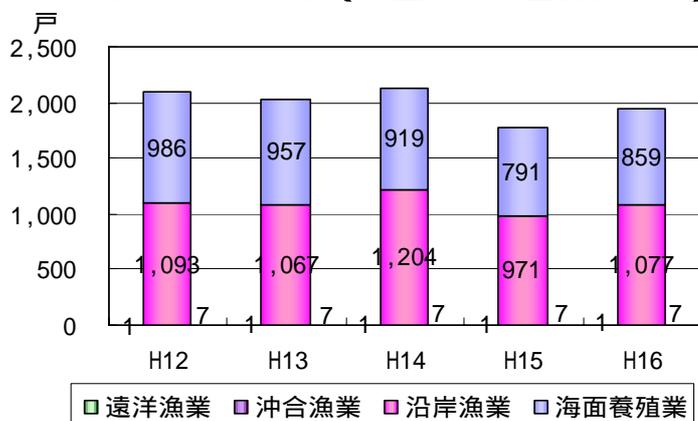


図 漁業世帯の推移（三重農林水産統計年報）



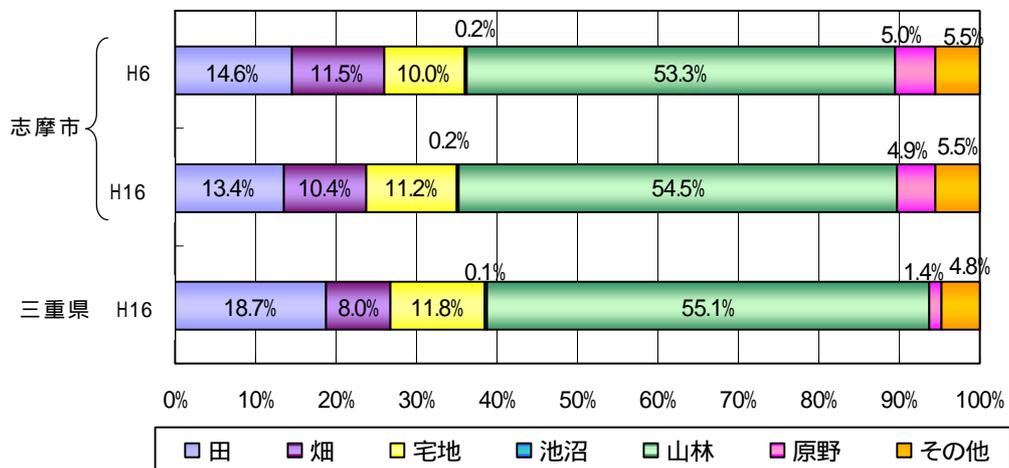
1 - 4 土地・建物利用指標

土地利用状況

平成 16 年現在の本市の土地利用は、県全体の構成比と同様、市域の約 53% を占める山林をはじめ、自然的な土地利用が大部分を占めており、住宅をはじめとする宅地に関しては、約 11% と小さな割合となっています。

なお、ここ 10 年間の土地利用の推移としては、全国的な動向と同様、農用地などの宅地への転換に伴う面積移動がみられます。

図 土地利用の推移など（三重県市町村累年統計）

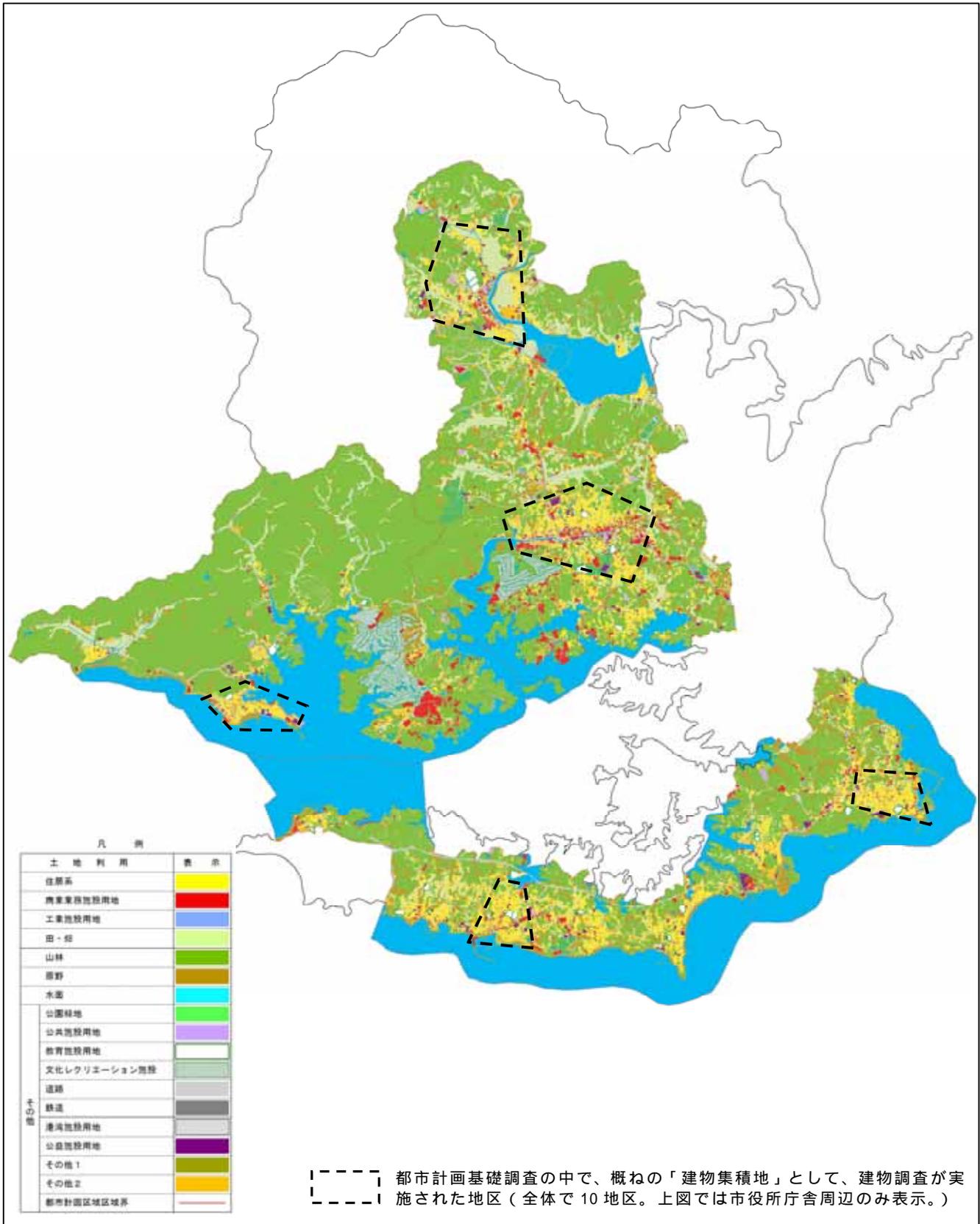


土地利用分布としては、次頁に示すとおりです。

都市的土地利用に関しては、丘陵地やリアス式海岸など、開発にあたって制限を受ける地形条件のなか、市役所本庁舎及び支所周辺などで一団のまとまりがみられるものの、全体として、山林や原野に混じって、散在分布している状況にあり、土砂災害などの災害危険箇所周辺にまで宅地開発が及んでいる地域もあります。

都市的土地利用のうち、商業・業務系用地に関しては、市役所の各庁舎周辺や、国道 260 号をはじめとした幹線道路沿道での分布傾向がみられ、観光・リゾートの取り組みのなかで、英虞湾などの海岸周辺での大規模な用地分布もみられます。このような都市的な利用が図られる一方、管理されず放置されている別荘地などの土地も近年みられるようになっていきます。

図 都市計画区域内の土地利用現況（H18 都市計画基礎調査）



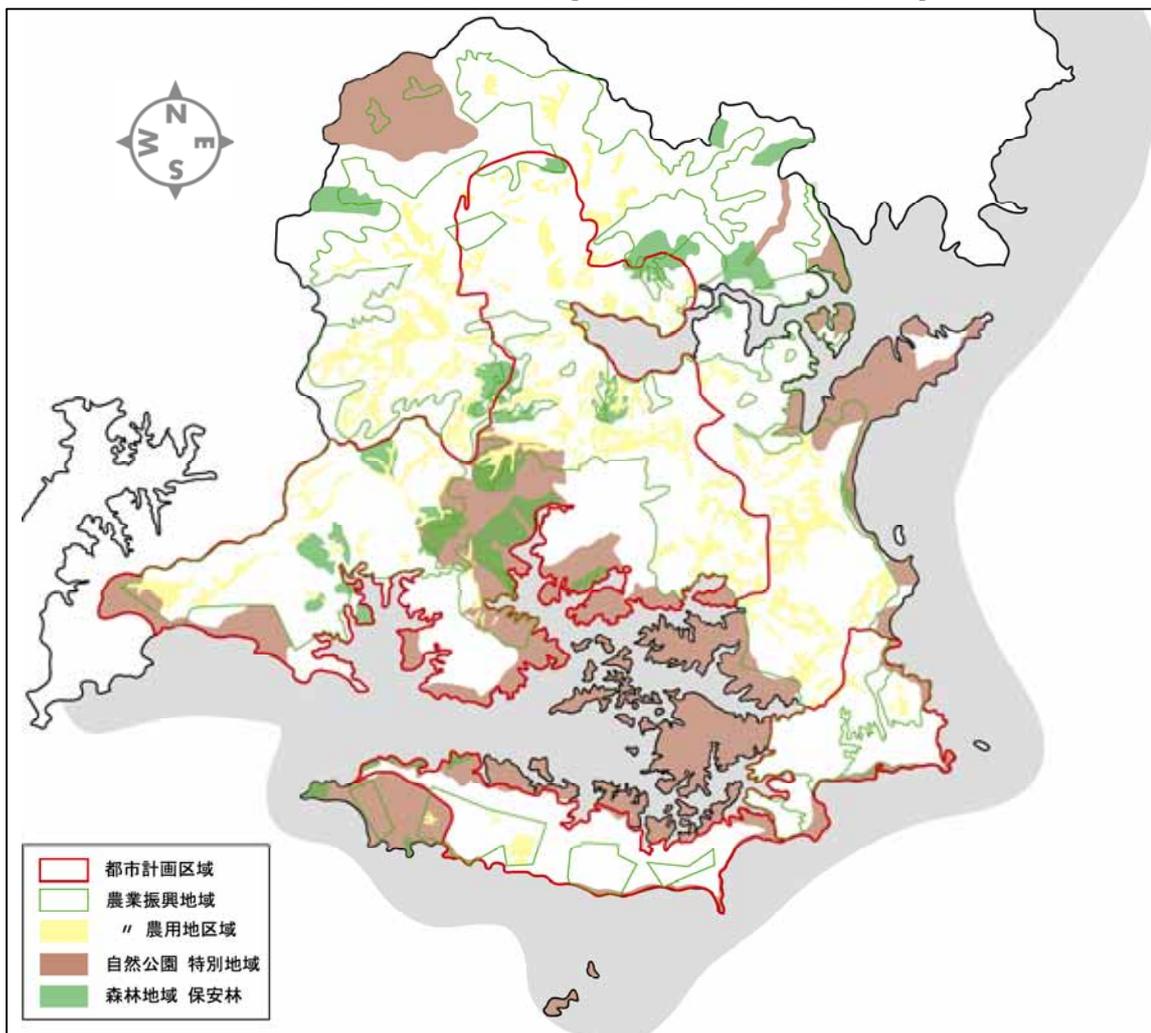
土地利用規制

本市の土地は、「都市計画法」のほか、「農振法（農業振興地域の整備に関する法律）」や「森林法」、「自然公園法」などによる土地利用規制が重複してかけられています。

その分布をみると、比較的平坦な地域において、広く農業振興地域に指定され、幹線道路沿いなどのまとまった平坦地では、農用区域の指定のもと、優良農地の保全・確保が図られています。また、それ以外のなだらかな丘陵地においては、一部で森林法による保安林が指定されているほか、海岸沿いを中心として自然公園法による国立公園特別地域に指定され、森林・自然の積極的な保全が図られています。

なお、市役所本庁舎及び支所周辺では、都市計画法による用途地域の指定が無く、他法令の土地利用規制との重複も、国立公園普通地域のみというのが多くなっています。

図 土地利用規制の指定状況（三重県土地利用規制図）



建物用途・構造の
状況

建物集積地における建物状況は、下表の通りです。

これによると、建物用途については、いずれの地区も住居系が80%を超えている状況にあり、商業系に関しては、本庁舎周辺のみが10%を超えて最も高く、大王支所周辺が最も低い割合を示しています。なお、こうした地区内では、商店街を含めて空き家が増加している状況にあり、特に、大王支所周辺においては、地区全体の約1割が空き家という状況にあります。

建物構造に関しては、本庁舎周辺において木造比率が最も低く、防火木造、非木造の比率が最も高い状況にあり、防災面での水準が高くなっています。一方、それ以外の地域については、防火非対応の木造比率が70～80%程度であり、加えて、こうした建物の老朽化や密集化の動向もみられる状況にあります。

図 建物用途などの状況（H18 都市計画基礎調査）

建物集積地	建物総数	建物用途割合				空き家数
		住居系	商業・業務系	工業系	公共系	
本庁舎周辺	4,611棟	82.7%	10.9%	2.7%	3.6%	134棟
磯部支所周辺	3,184棟	83.4%	6.5%	5.3%	4.7%	83棟
浜島支所周辺	2,220棟	82.6%	7.6%	6.4%	3.4%	117棟
大王支所周辺	2,893棟	88.3%	5.5%	3.9%	2.2%	281棟
志摩支所周辺	2,763棟	84.0%	6.8%	6.5%	2.6%	77棟

図 建物構造の状況（H18 都市計画基礎調査）

建物集積地	建物棟数	構造割合			
		木造	防火木造	非木造	その他
本庁舎周辺	4,611棟	62.3%	16.3%	19.4%	2.0%
磯部支所周辺	3,184棟	72.7%	5.6%	18.5%	3.2%
浜島支所周辺	2,220棟	76.3%	4.5%	17.5%	1.7%
大王支所周辺	2,893棟	77.6%	3.2%	17.6%	1.6%
志摩支所周辺	2,763棟	81.8%	4.1%	13.2%	0.9%

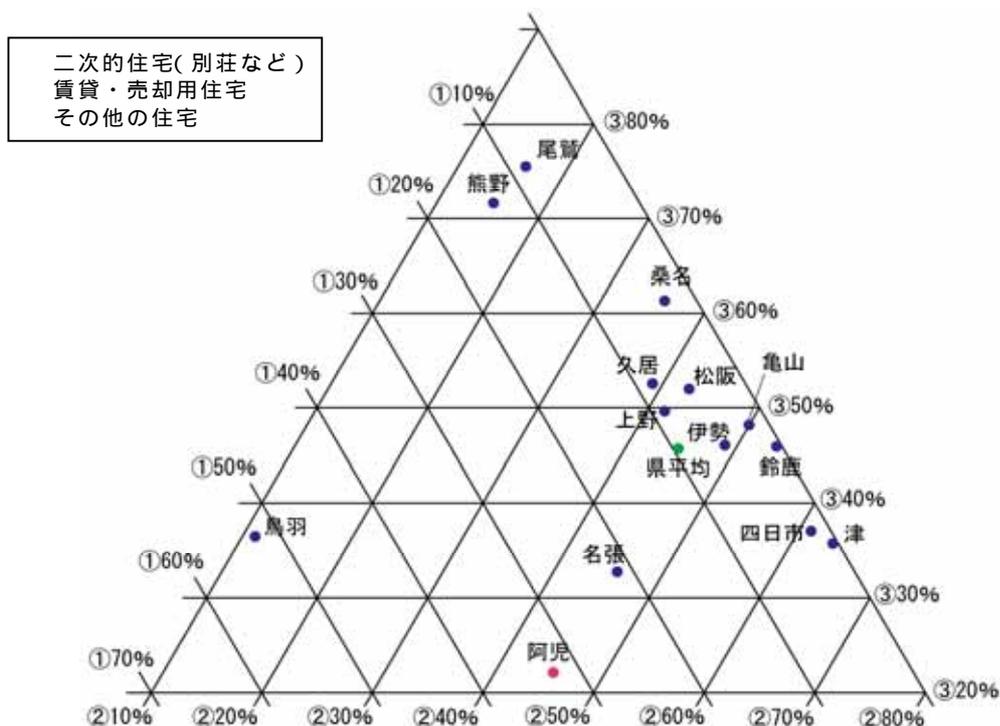
建物集積地とは、P16で示した地区
(建物が面的に連担する概ねの範囲)

空き家の状況

市内の空き家の状況について、阿児地域を例（平成 15 年「土地・住宅統計調査」では、市及び 1.5 万人以上の町村が調査対象であるため）にとって整理します。

阿児地域の空き家数については、調査対象物件の約 24% を占めており、県内では鳥羽市に次ぐ高い水準となっています。なお、空き家の構成に関しては、下図のとおり、賃貸・売却用住宅は県平均と同様の割合であるものの、別荘などの二次的住宅の占める割合は約 32% と鳥羽市に次いで高い水準にあり、リゾート地としての性格が表れています。

図 空き家状況(H15 土地・住宅統計調査 市及び 1.5 万人以上の町村を対象)



二次的住宅・・・避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
 賃貸・売却用住宅・・・新築・中古を問わず、賃貸・売却のために空き家になっている住宅
 その他の住宅・・・転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅

土地・住宅統計調査・・・住宅および住宅以外で人が居住する建物（無作為抽出）について、該当世帯が状況を票記入する形式の調査。空き家などの居住者がいない場合は、調査員が外観で状況を判断。

1 - 5 都市施設指標

道路・交通

本市では、市域を南北に縦貫する国道 167 号や 260 号、放射状に伸びる主要地方道伊勢磯部線（伊勢道路）や一般県道鳥羽阿児線（パールロード）などが交通の骨格を成し、周辺都市との連絡を担っていますが、リアス式の複雑な海岸線や起伏に富んだ地形など、地形的制約から未改良区間が多く、交通ネットワークが分断されている箇所も存在しています。なお、平成 18 年現在の状況として、市内に都市計画決定された路線はありません。

その他の主要な交通施設としては、市中部でバスセンターや道の駅が位置し、地域間の円滑な移動を支えているほか、英虞湾・的矢湾を囲む地形条件の中で、市内には港湾が 3 港位置しており、これらは物流、海上交通などの役割を担うとともに、浜島港に関しては、三重県内唯一の避難港としても位置づけられています。

公共交通としては、近鉄志摩線やバス路線、離島を結ぶ定期船があり、観光客にとっても重要な移動手段として活用されています。なお、近鉄志摩線に関しては、市内に 9 つの駅が位置する中で、特に鵜方駅、志摩磯部駅及び賢島駅において利用客が多くなっていますが、全体として利用客は減少傾向にあります。

表 市内各駅の一日あたりの乗降客数（近畿日本鉄道交通調査）

駅名称	H 12	H 15	H 17
五知	59 人	39 人	26 人
沓掛	85 人	43 人	46 人
上之郷	250 人	161 人	139 人
志摩磯部	2,895 人	1,832 人	1,631 人
穴川	217 人	87 人	61 人
志摩横山	297 人	294 人	187 人
鵜方	2,811 人	2,498 人	2,273 人
志摩神明	398 人	392 人	276 人
賢島	1,314 人	1,068 人	1,141 人
合計	8,326 人	6,414 人	5,780 人

本市に常住する就業者・通学者の利用交通手段をみると、経年的に、公共交通機関の利用割合が減少する一方、自家用車の利用割合が増加している状況にあり、特に、自家用車の利用割合については、平成12年現在、全体の6割以上と、県全体を上回る高い水準となっています。

また、市内の自動車登録台数をみると、平成2年より概ね増加傾向にあり、特に、乗用車の登録台数が増加している状況にあります。こうしたことから、本市は、車が生活スタイルの中心となった、自動車依存型の都市であることが伺えます。

図 自宅外就業者・通学者の利用交通手段（国勢調査）

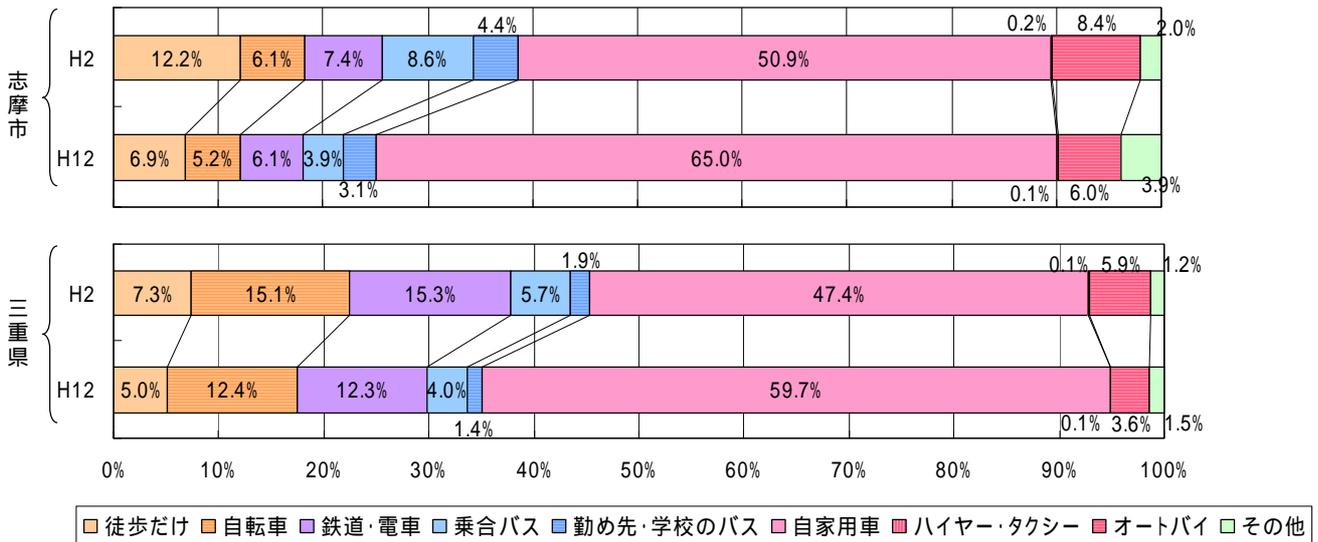
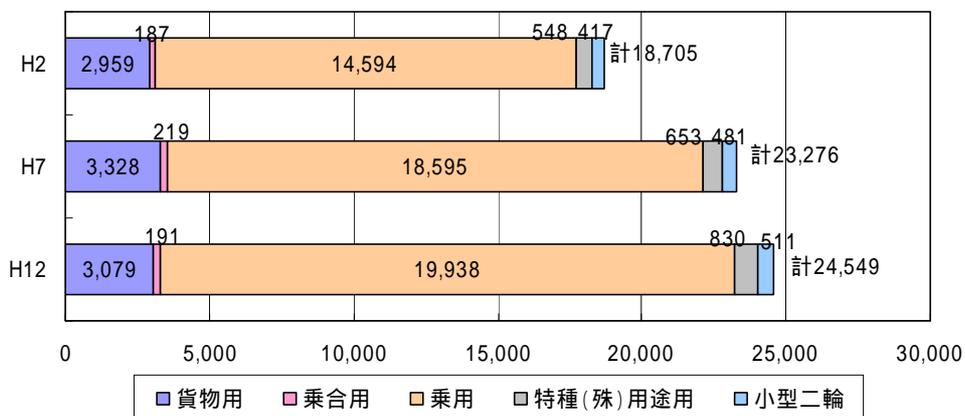


図 自動車保有台数の推移（市区町村別自動車保有台数）

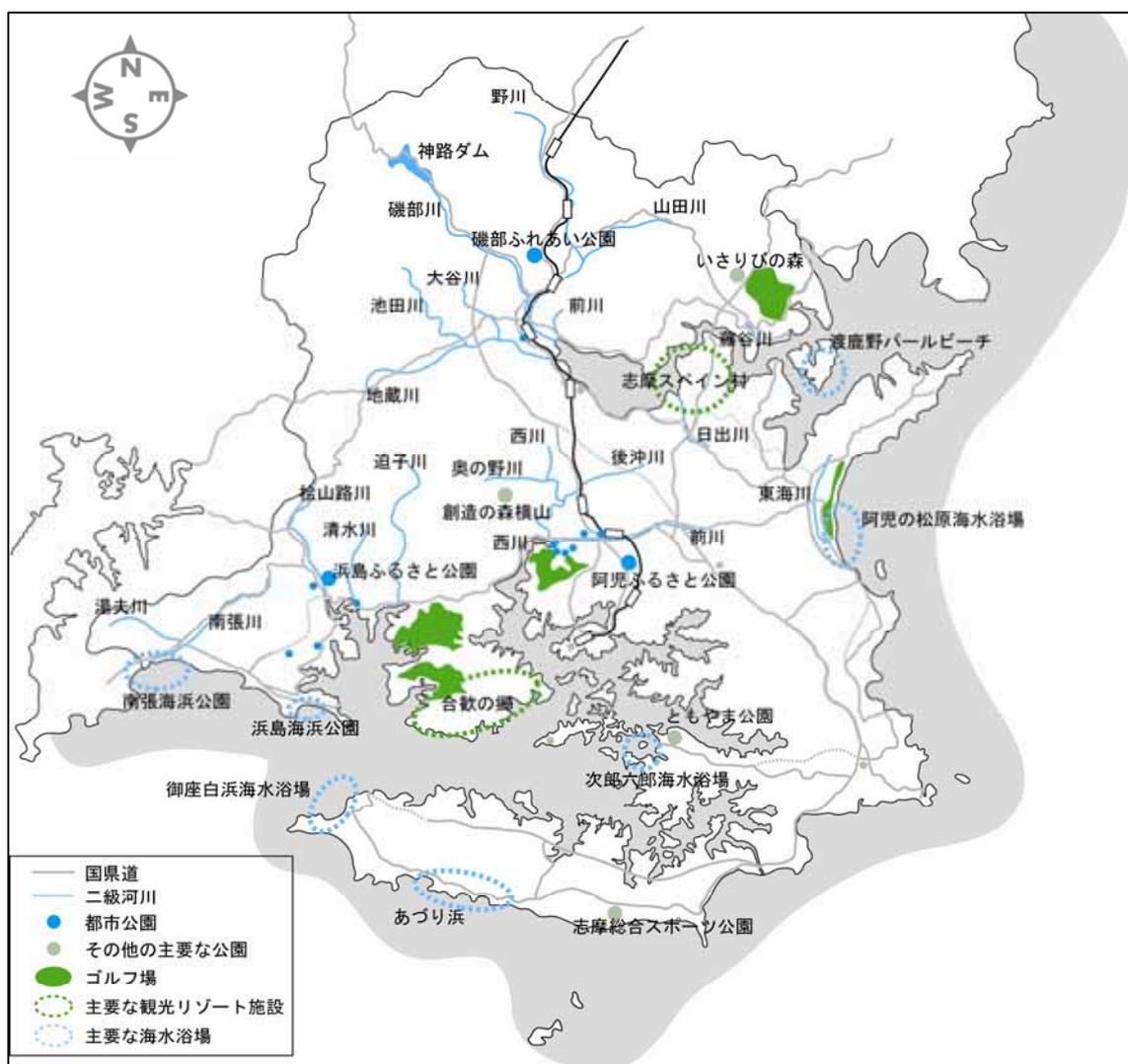


河川、公園・レクリエーション施設

公園・緑地に関しては、市内に 14 箇所・約 23ha(H17 県土整備部事業概要)の都市公園が計画され、いずれも供用は開始されている状況にあります。また、市内には、ゴルフ場が 4 箇所位置するほか、創造の森横山、ともやま公園、渡鹿野パールビーチをはじめ、山や海の豊かな自然と一体となったレクリエーション環境の整備が進んでおり、スポーツ、健康保養、自然体験、環境学習など、多様なレクリエーション活動を楽しむことができます。

一方、河川に関しては、市内には、桧山路川をはじめとした二級河川が 19 本、準用河川が 33 本ありますが、いずれの河川も川幅が十分でない状況にあります。

図 河川及び公園・レクリエーション施設

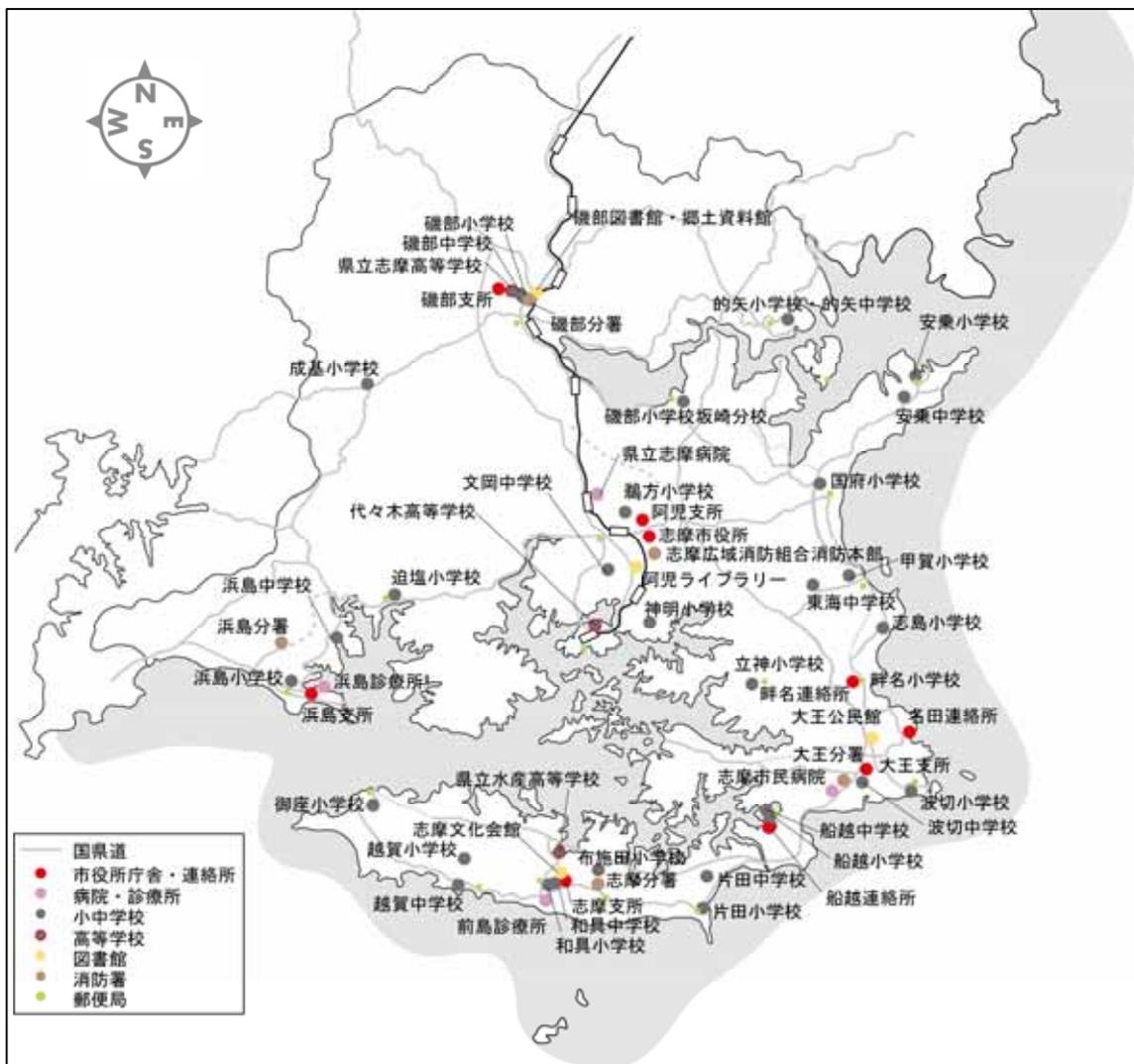


その他公共施設

市内では、市役所本庁舎及び支所周辺を中心として、官公庁、文化、教育、福祉などの市民の暮らしを支えるさまざまな公共施設が位置しています。

特に、市役所本庁舎が位置する鵜方駅周辺では、県立志摩病院や、志摩広域消防組合消防本部といった広域施設も含めて位置し、本市における行政サービスの中心的な役割を担っています。

図 主要な公共施設の状況



1 - 6 その他の特徴的な要素

自然環境

区分	内容
地勢	<p>本市は、東は伊勢湾、南は熊野灘に面する志摩半島南部に位置しており、市北部から西部にかけては青峰山(336m)や横山(203m)などを頂点とした山々、それ以外では、なだらかな丘陵地が連なっています。</p> <p>沿岸部では、岬や入り江の多い複雑な海岸線が分布し、市北部及び南部では、リアス式海岸として有名な英虞湾、的矢湾を囲む地形を成しています。熊野灘などの外洋に面する海岸では、随所に波の侵食による海食崖や海食洞など特殊な地形がみられ、「日本の灯台50選(海上保安庁)」にも選定される眺望の美しい海岸段丘がいくつも形成されています。また、「快水浴場100選(環境省)」にも選定された御座白浜海岸をはじめ、国府白浜海岸、南張海岸、市後浜、あづり浜など、白い砂浜も各所に分布しています。</p> <p>市内には、大小多数の島々が点在しており、特に、英虞湾・的矢湾内では、奥深い入り江や真珠筏とともに優美な景観を形成しています。なお、湾内には有人島として渡鹿野島、間崎島があり、これらについては、離島振興法に基づく総合的な振興対策が講じられているところです。</p> <p>三重県全体として自然災害の影響を受けやすく、海洋に囲まれている本市にあっては、過去、伊勢湾台風やチリ津波などによる歴史的な大災害にも見舞われています。</p>
自然・生態系	<p>本市は、昭和21年、市全域(鳥羽市、伊勢市、南伊勢町を含めた計74,644haの区域)が「伊勢志摩国立公園」として指定を受け、日本有数の海の国立公園として、自然・風景の保護が図られています。なお、湾内・周辺の一部は、自然保護の重要度が高いと判断された「特別地域」としての指定を受けています。</p> <p>その豊かな自然は、貴重な生態系の住みかでもあり、伊雑ノ浦など湾内においては、秋から冬にかけて、シギ・チドリ類の水鳥が渡来し、有数の観測地として知られています。また、外洋の熊野灘沿岸部においても、岩礁や断崖、岩棚がよく発達しているために、珍しい鳥が生息しており、産卵のためのアカウミガメの上陸も多くなっています。</p> <p>植生に関しては、住民の生活圏と自然公園区域とが重なっているものの、人工林の占める割合は小さく、広葉樹と針葉樹が混交する自然林が豊富に残されています。</p>

自然・生態系	<p>また、断崖、海浜、発達した入り江といった特徴的な地形条件や、黒潮による温暖な気候のなかで、多様な植物群落が形成されており、和具大島においては、「暖地性砂防植物群落」として県特別天然記念物にも指定される優れた生態系が残されています。</p> <p>一方、市内に広く分布する森林や農地については、農林業を取り巻く厳しい状況などのなかで、維持されず荒廃がみられるようになっていきます。</p> <p>また、英虞湾、的矢湾を中心としたリアス式海岸が形成する海域については、閉鎖性が高く、外洋との海水の交換が少ない上に、生活排水の流入などがあるなかで水質汚濁が進んでいます。</p> <p>なお、水質の問題に対しては、県による「英虞湾再生プロジェクト」で浄化への取り組みが研究されています。また、環境保全全般に関しては、「きれいな伊勢志摩づくり連絡会議」をはじめ、地域、市民主体の活動が活発化している状況にあります。</p>
--------	--

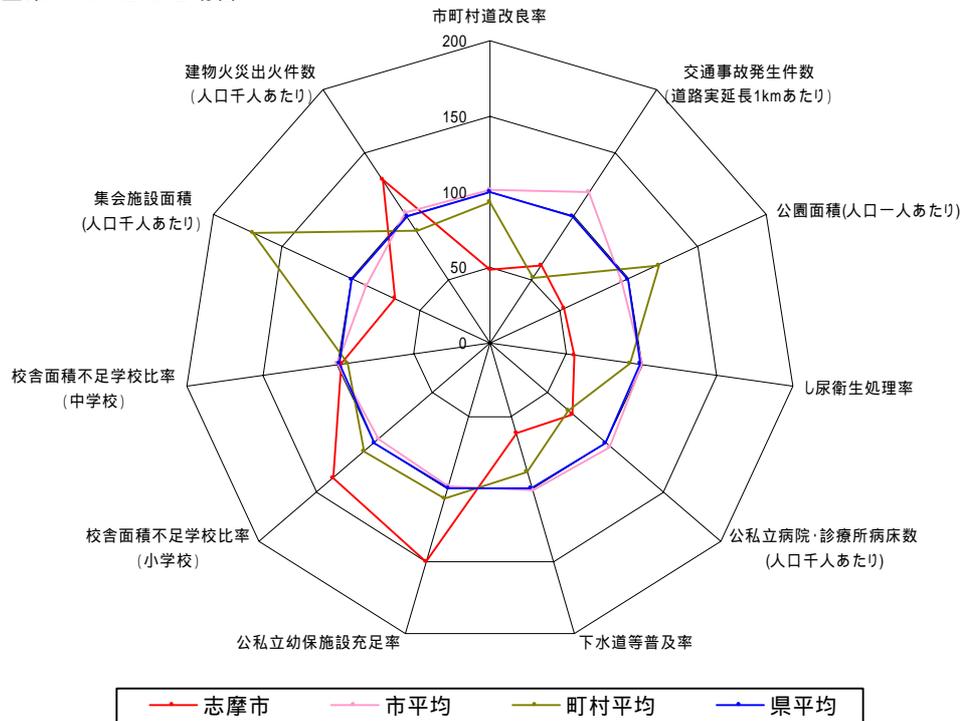
歴史

歴史	<p>伊勢志摩圏域では、伊勢神宮をはじめ、遺跡・伝説・民話・風俗・祭事などが数多く残り、日本でも有数の歴史の古い地域となっています。本市においても、伊勢神宮別宮にあってとりわけ高い格式を誇る伊雑宮が位置し、伊勢参宮などの旅人が行き交った歴史街道（磯部道）が通っているほか、天の岩戸など日本神話に登場する歴史的・文化的資源もあります。</p> <p>古くより「御食つ国」と呼ばれていたことからわかるように、海の幸に恵まれ、旧来より漁業を中心に発展してきた歴史を有しており、集落では、こうしたまちの生活文化を反映した“なりわい環境”が独特の景観を形成しています。特に、細く曲がりくねった石畳の坂道や石段がみられる波切の集落風景は、“なりわい環境”を代表するもので、「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選（水産庁）」にも選定されるなど、優れています。</p> <p>本市は、平成 16 年 10 月 1 日に 5 町の合併により誕生した新しいまちです。行政機能としては、旧町の庁舎を活用し、それぞれにおいて機能の役割分担が図られています。</p>
文化財	<p>本市の文化財は、国指定文化財が 3 件、県指定文化財が 18 件あり、このうち史跡については、国分寺跡や浜島古墳などがあります。また、無形については、日本三大御田植祭で、国の重要無形民俗文化財の指定を受けている磯部の御神田をはじめ、各地で、伊雑宮や日本書紀、海女信仰などに由来するものが数多く伝承されています。</p>

1 - 7 参考

図 各種指標からみる志摩市の位置づけ (平成 17 年度 三重県公共施設状況調査)

三重県 = 100 とした場合



交通事故発生件数、建物火災出火件数のみ、「統計でみる市区町村のすがた 2006」による

第2章 市民アンケート調査結果



2 - 1 調査の概要

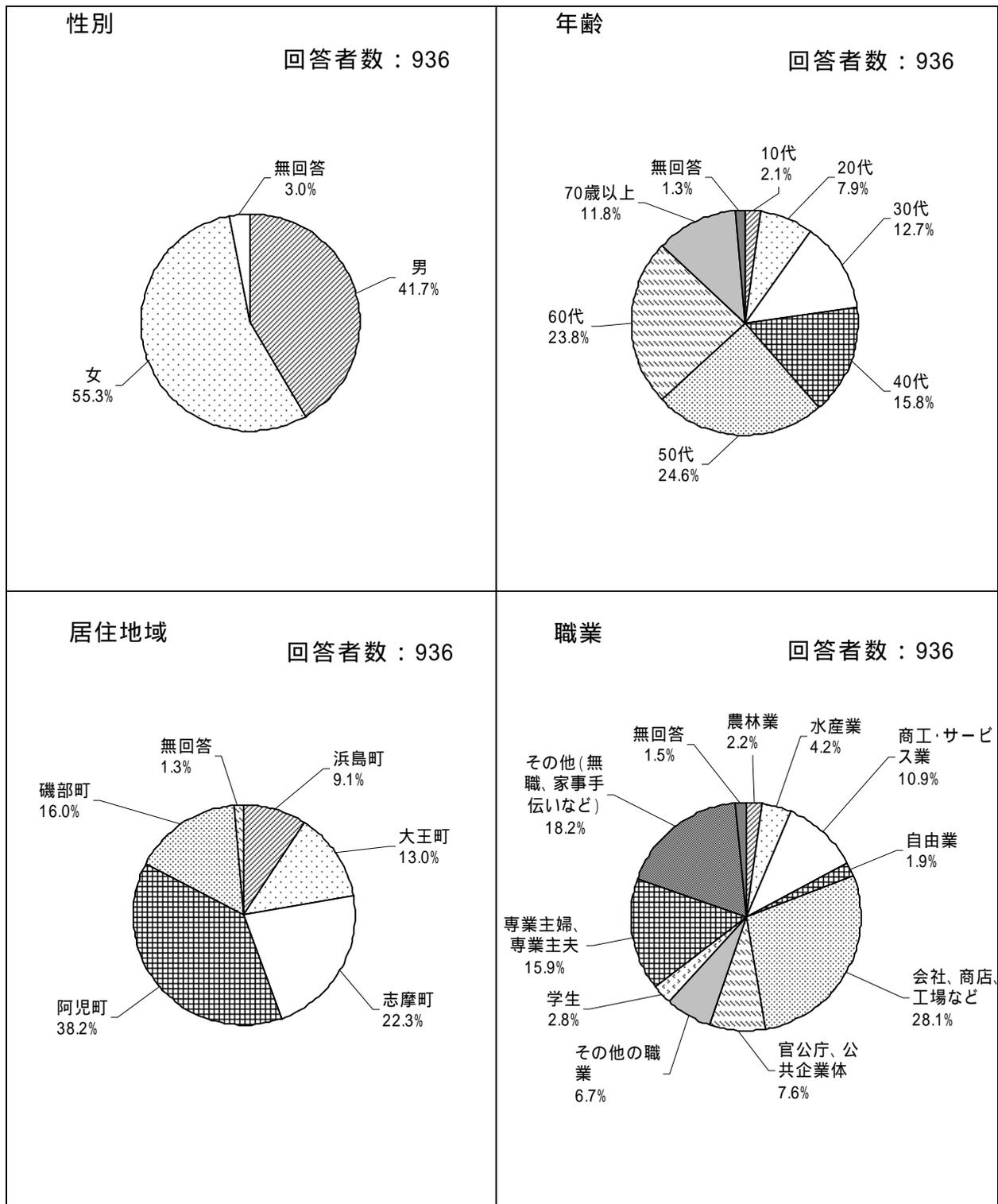
調査の目的 志摩市都市計画マスタープランを策定するにあたって、市民のまちづくりに対する意見・要望を把握し、都市計画（空間形成上）の課題明確化などに向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査の方法 調査対象地域・・・志摩市全域
調査対象者・・・18歳以上の志摩市民 3,000人
サンプル抽出法・・・無作為抽出
（地域・年代のバランスに応じた層化抽出法）
調査期間・・・平成18年12月末～平成19年1月15日
調査方法・・・郵送による配布・回収

配布・回収数

配布数	有効回収数	回収率
3,000 通	936 通	31.2%

2 - 2 回答者属性



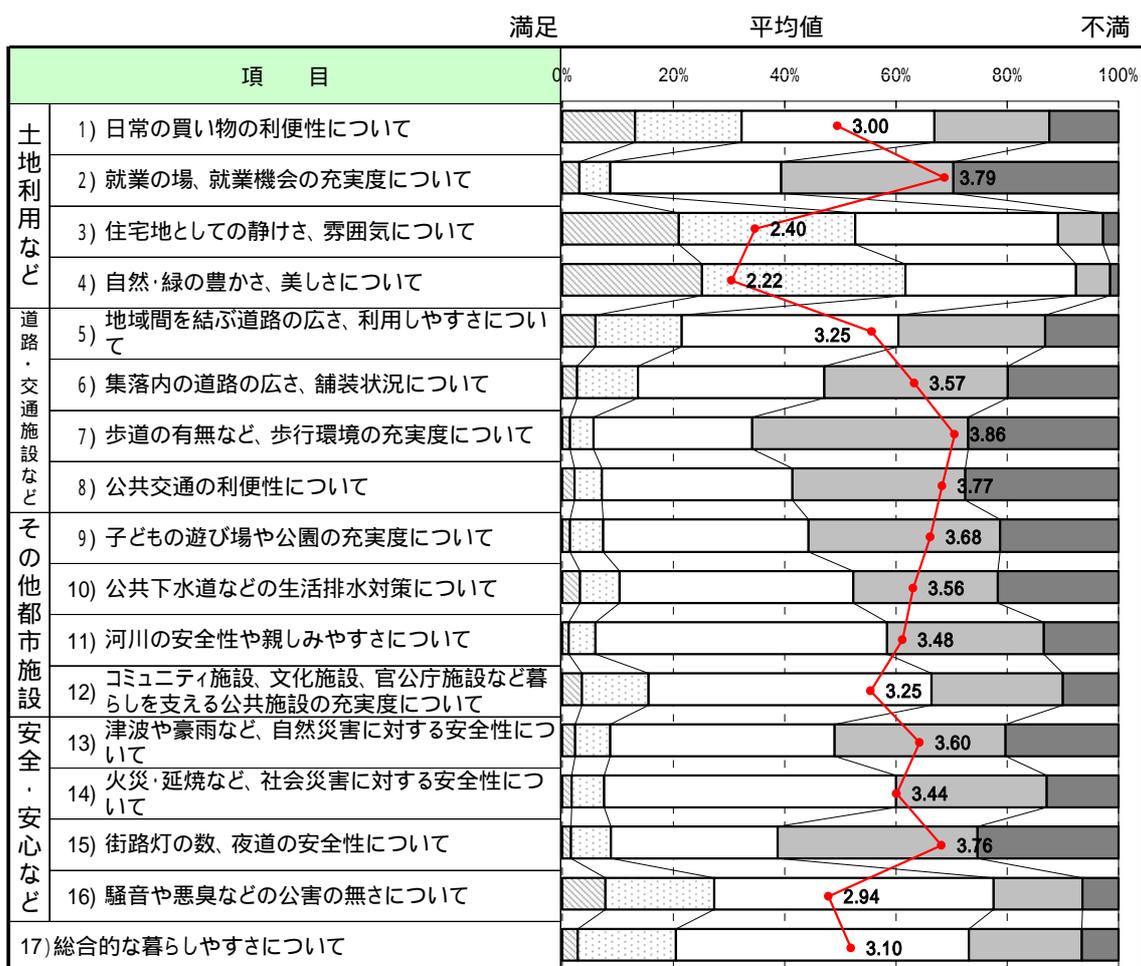
2 - 3 現在の志摩市の住環境について

問 「お住まいの地域の住環境」についてどの程度満足されていますか。

満足（満足・まあ満足の合計）という回答が最も多いのは「自然・緑の豊かさ」であり、これに次いで「住宅地としての静けさ、雰囲気」となっています。

不満足（不満・やや不満の合計）という回答が最も多いのは「歩道の有無など、歩行環境」であり、これに次いで「街路灯の数、夜道の安全性」、「就業の場、就業の機会」、「公共交通の利便性」となっています。

「子どもの遊び場や公園」、「生活排水対策」、「集落内の道路」といった都市基盤の面は、全体的に不満足寄りの評価となっています。



□満足 □まあ満足 □普通 □やや不満 □不満

平均値(満足・1、まあ満足・2、普通・3、やや不満・4、不満・5)

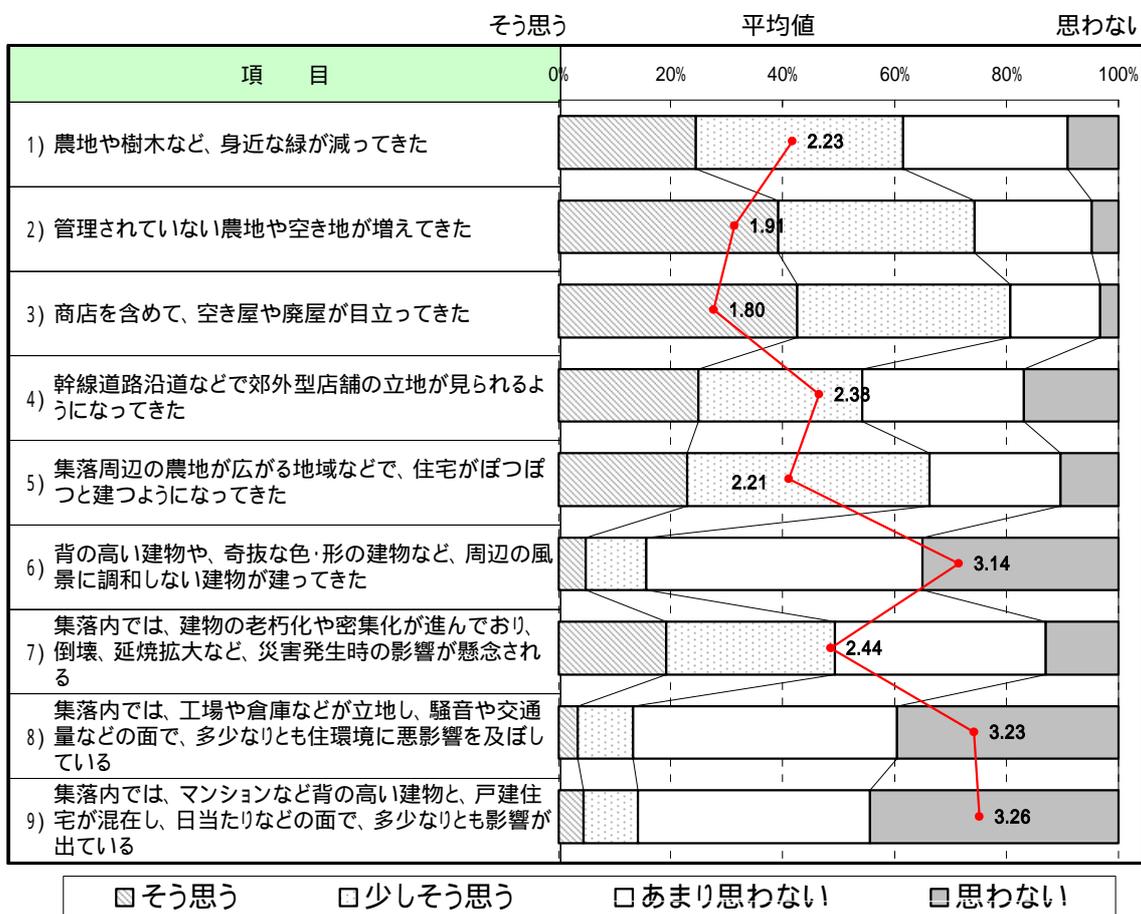
折れ線は平均値。無回答は除く。

問 「お住まいの地域の土地建物の現状」についてお聞かせください。

「身近な緑の減少」、「管理されていない農地や空き地の増加」、「空き家や廃屋の顕在化」、「農地が広がる地域などでの住宅立地」を感じる人（そう思う・少しそう思うの合計）が多くなっています。

特に「空き家や廃屋の顕在化」は、約 8 割がそう思うと回答しています。

「集落内での建物の老朽化、密集化」については、そう感じる人と、感じない人が同程度となっています。



折れ線は平均値。わからない、無回答は除く。

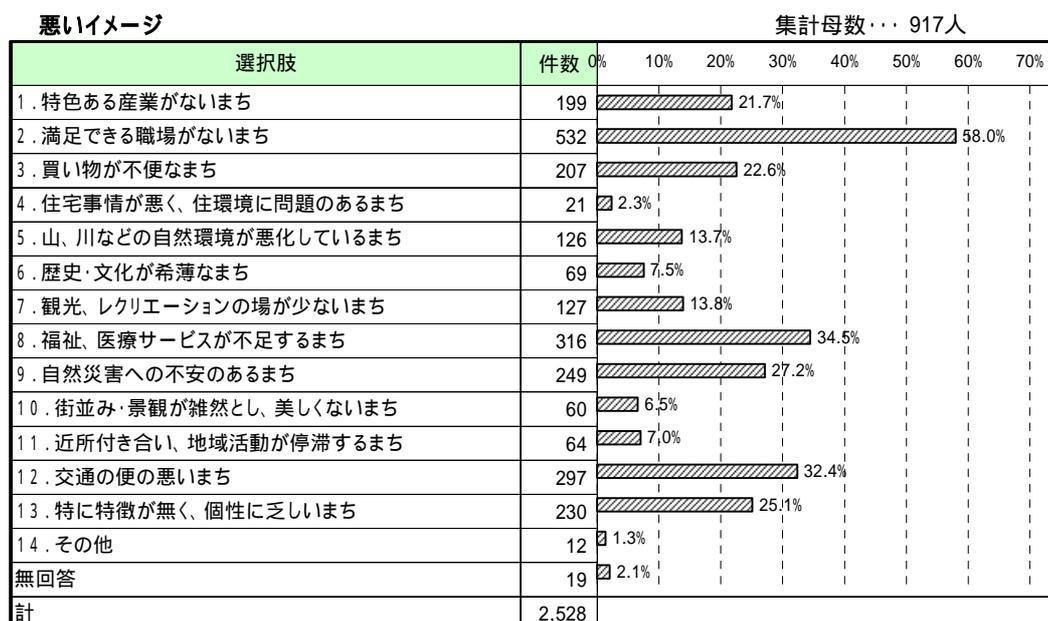
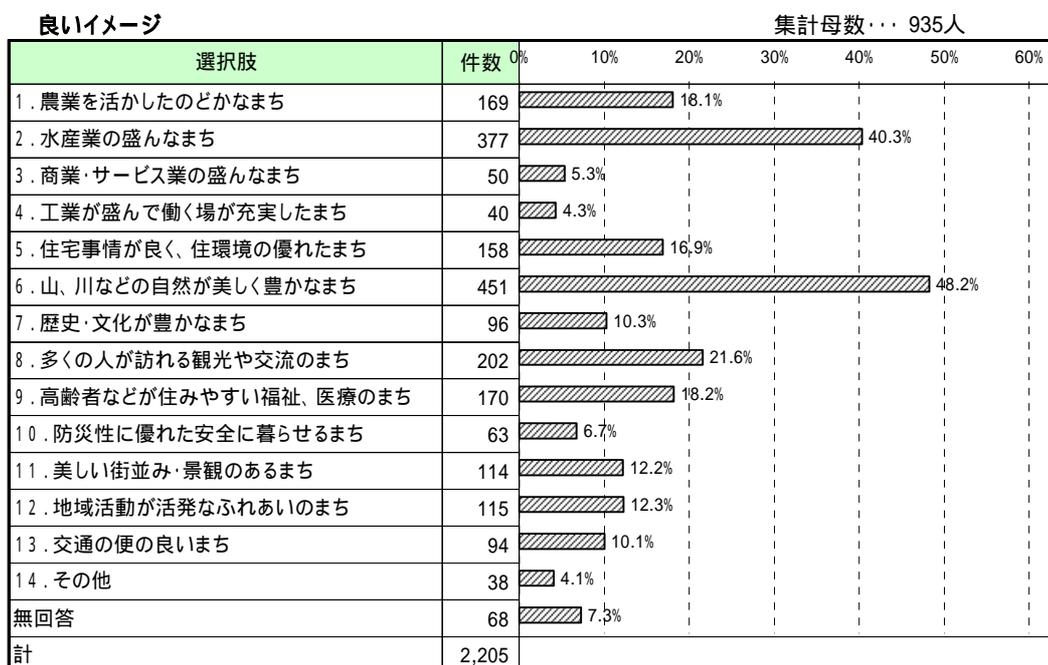
平均値(そう思う・・・1、少しそう思う・・・2、あまり思わない・・・3、思わない・・・4)

2 - 4 志摩市の全体像について

問 「現在の志摩市」にどんなイメージを持っていますか。

< 良いイメージ、悪いイメージそれぞれ 3 つまで選択 >

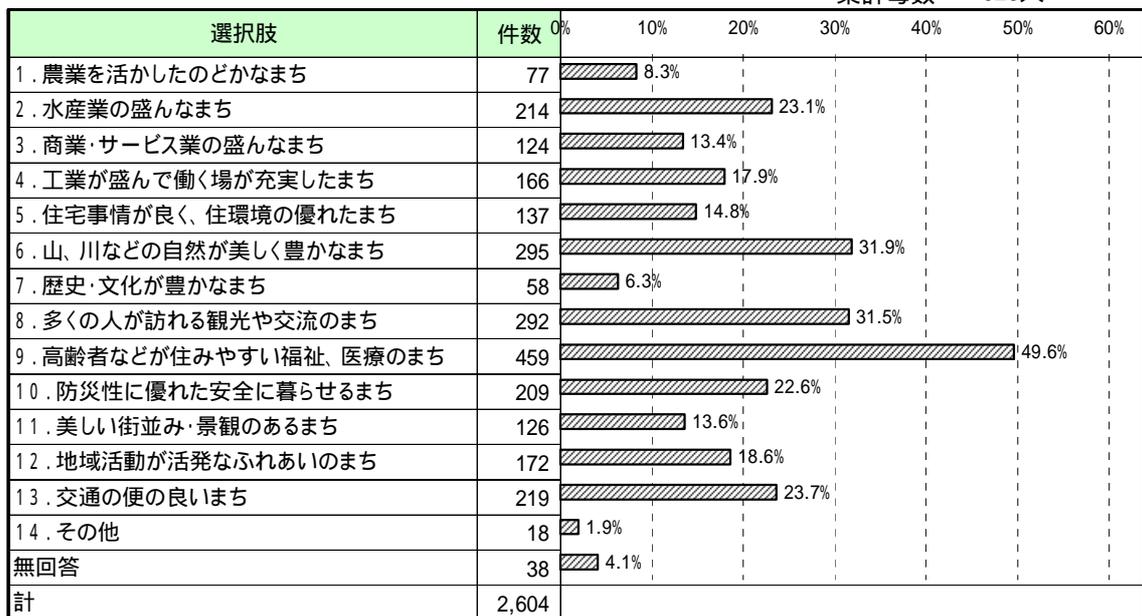
良いイメージとしては、「山、川などの自然が美しく豊か」という回答が最も多く、次いで「水産業の盛んなまち」となっており、この 2 つが突出しています。悪いイメージとしては、「満足できる職場が無い」という回答が最も多く、次いで「福祉、医療サービスが不足」、「交通の便が悪い」といったものが多くなっています。



問 「将来の志摩市」について、どんなイメージを持ってほしいですか。
 < 3 つまで選択 >

「高齢者などが住みやすい福祉、医療のまち」という回答が最も多くなっています。
 これに次いで「山、川などの自然が美しく豊かなまち」、「多くの人を訪れる観光や交流のまち」という回答が同程度で多くなっています。

集計母数・・・926人



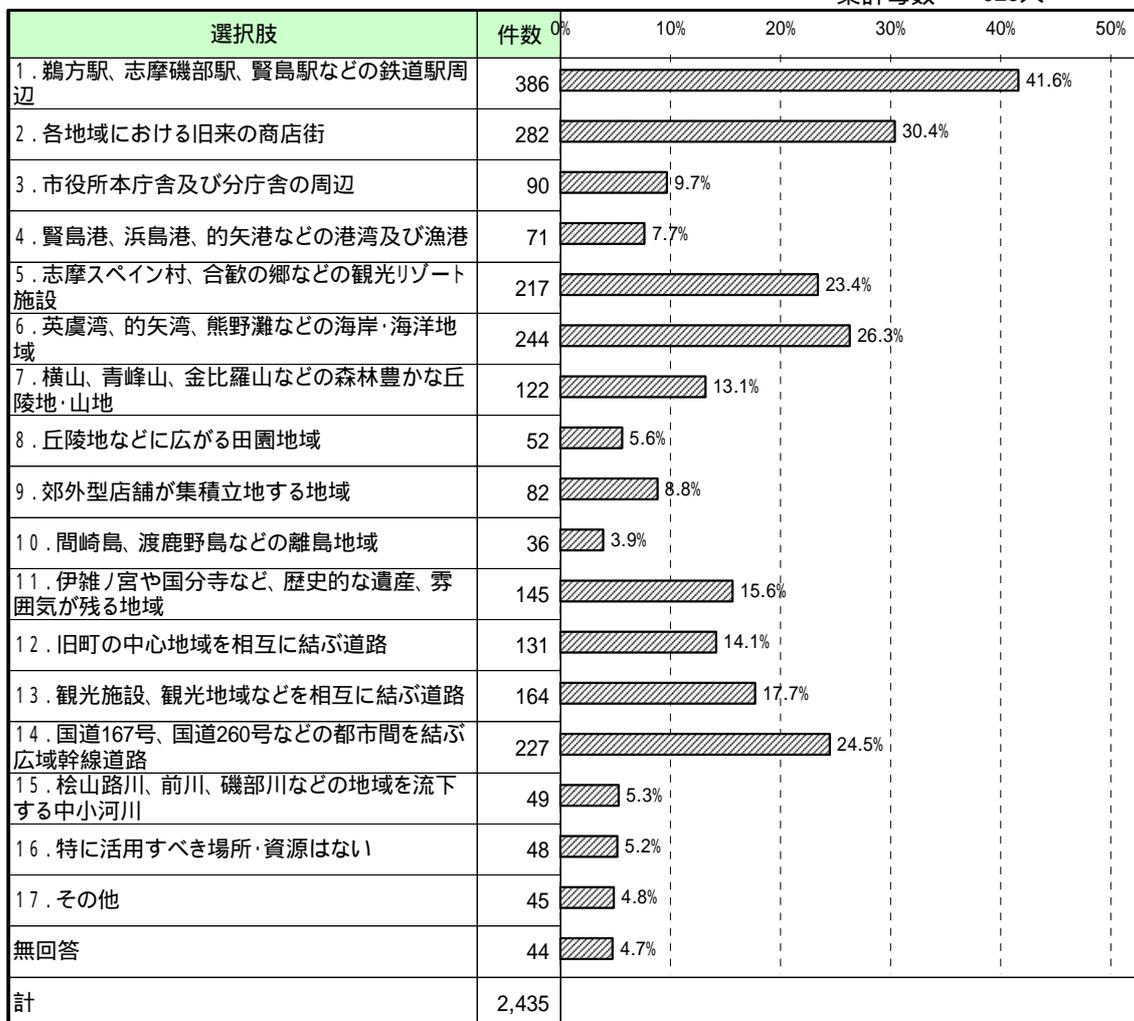
問 志摩市全体の活性化や魅力化に向けて、重点的に活用したり、整備すべき場所・資源は何だとお考えになりますか。＜3つまで選択＞

「鵜方駅、志摩磯部駅、賢島駅などの鉄道駅周辺」という回答が最も多く、次いで「各地域における旧来の商店街」となっています。

“地域”という要素でみた場合は、「英虞湾、的矢湾、熊野灘などの海岸・海洋地域」という回答が最も多く、全体でも第3位となっています。

“線”という要素でみた場合は、「国道167号、国道260号などの都市間を結ぶ広域幹線道路」という回答が最も多くなっています。

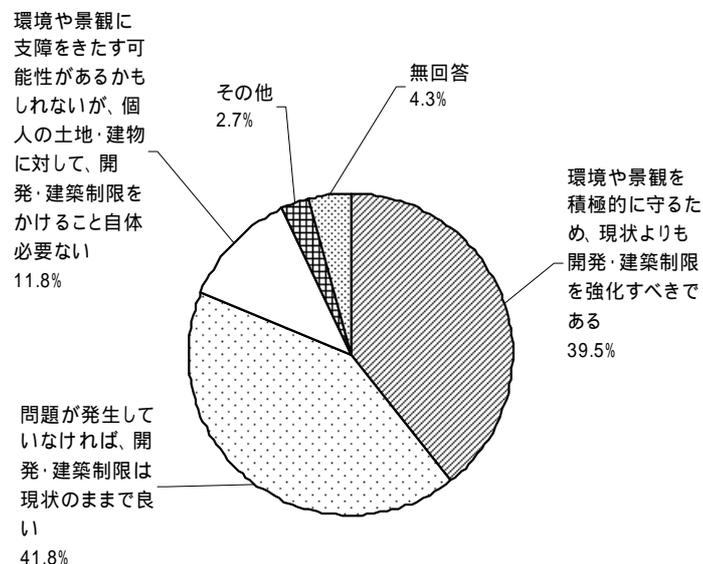
集計母数・・・928人



2 - 5 志摩市の土地利用について

問 志摩市では、一定の条件を除き、自由に土地の開発ができ、また、どんな種類の建物でも建築可能である反面、無秩序な宅地開発などを引き起こす可能性があります。このことについて、どのようにお考えですか。

「問題が発生していなければ、開発・建築制限は現状のままでよい」という回答と「現状よりも開発・建築制限を強化すべき」という回答が同程度で最も多くなっています。

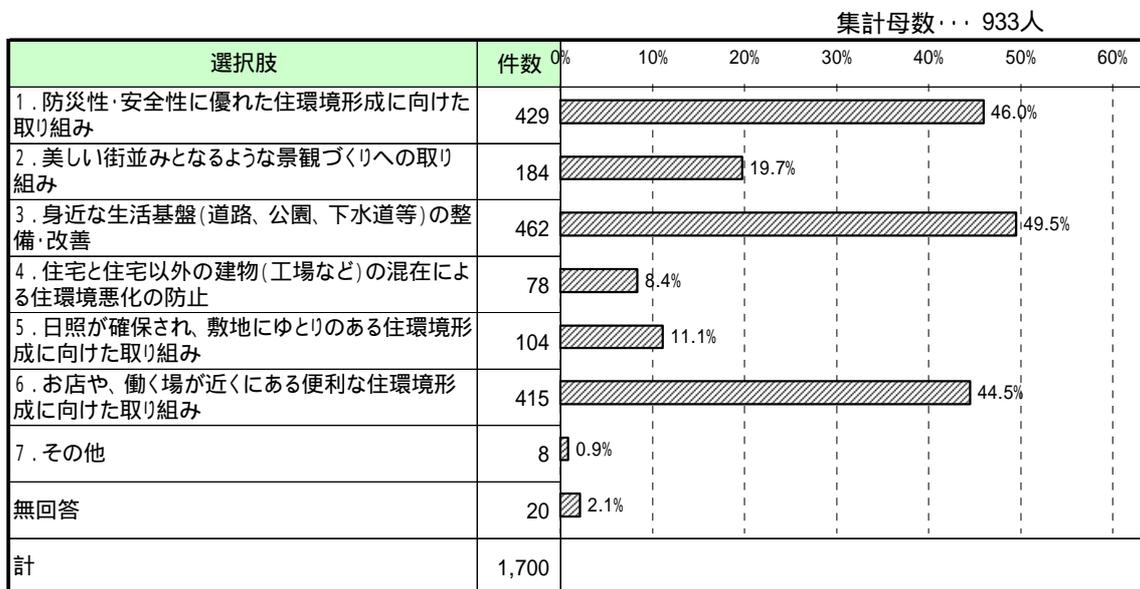


分類	件数	比率
1. 環境や景観を積極的に守るため、現状よりも開発・建築制限を強化すべきである	370	39.5%
2. 問題が発生していなければ、開発・建築制限は現状のままで良い	391	41.8%
3. 環境や景観に支障をきたす可能性があるかもしれないが、個人の土地・建物に対して、開発・建築制限をかけること自体必要ない	110	11.8%
4. その他	25	2.7%
無回答	40	4.3%
計	936	100.0%

問 「志摩市の住宅地の環境向上」のためには、どんなことが重要だと思いますか。 <2 つまで選択>

「身近な生活基盤（道路、公園、上下水道など）の整備・改善」という回答が最も多くなっています。

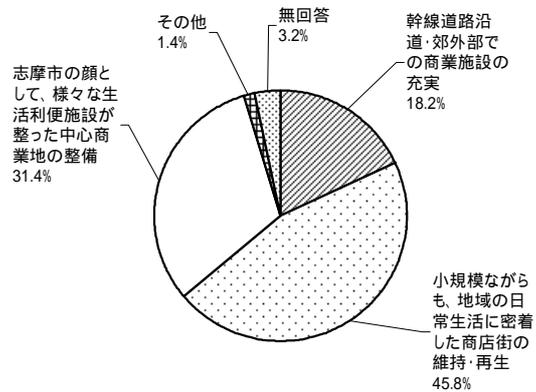
自然災害などに対する懸念がある志摩市にあって、「防災性・安全性に優れた住環境形成に向けた取り組み」という回答も同程度で多くなっています。さらに、「お店や、働く場が近くにある便利な住環境形成に向けた取り組み」という回答も同程度で多くなっています。



問 「将来の志摩市の商業地」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。

「小規模ながらも、地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生」という回答が全体の半数近くを占めて最も多くなっています。
 また、「志摩市の顔として、様々な生活利便施設が整った中心商業地の整備」という回答は約 3 割を占めており、郊外部での取り組みを求める回答については少なくなっています。

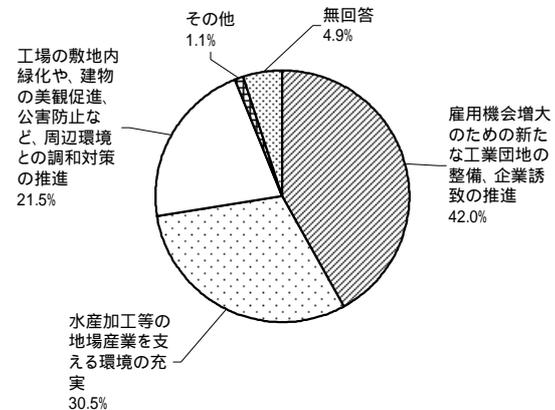
選択肢	件数	比率
1. 幹線道路沿道・郊外部での商業施設の充実	170	18.2%
2. 小規模ながらも、地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生	428	45.8%
3. 志摩市の顔として、様々な生活利便施設が整った中心商業地の整備	294	31.4%
4. その他	13	1.4%
無回答	30	3.2%
計	935	100.0%



問 「将来の志摩市の工業地」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。

「雇用機会増大のための新たな工業団地の整備、企業誘致の整備」という回答が約 4 割を占めて最も多くなっています。
 水産業が盛んな本市にあって、「水産加工などの地場産業を支える環境の充実」という回答も約 3 割と多くなっています。

選択肢	件数	比率
1. 雇用機会増大のための新たな工業団地の整備、企業誘致の推進	392	42.0%
2. 水産加工等の地場産業を支える環境の充実	285	30.5%
3. 工場の敷地内緑化や、建物の美観促進、公害防止など、周辺環境との調和対策の推進	201	21.5%
4. その他	10	1.1%
無回答	46	4.9%
計	934	100.0%

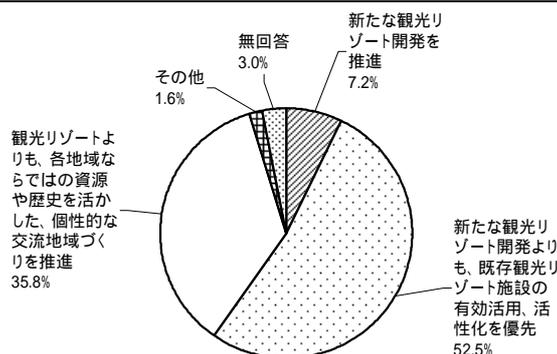


問 「将来の志摩市の観光地」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。

「新たな観光リゾート開発よりも、既存観光リゾート施設の有効活用、活性化を優先」という回答が 5 割以上を占めて最も多くなっています。

「観光リゾートよりも、各地域ならではの資源や歴史を活かした、個性的な交流推進づくりを推進」という回答も約 4 割を占めて多くなっています。

選択肢	件数	比率
1. 新たな観光リゾート開発を推進	67	7.2%
2. 新たな観光リゾート開発よりも、既存観光リゾート施設の有効活用、活性化を優先	491	52.5%
3. 観光リゾートよりも、各地域ならではの資源や歴史を活かした、個性的な交流地域づくりを推進	335	35.8%
4. その他	15	1.6%
無回答	28	3.0%
計	936	100.0%

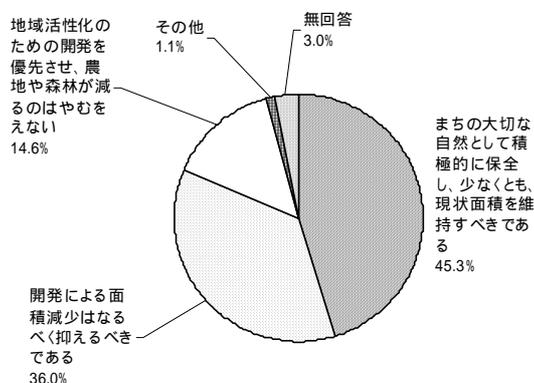


問 「将来の志摩市の農地・森林」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。

「まちの大切な自然として積極的に保全し、少なくとも、現状を維持すべき」という回答が、全体の半数近くを占めて最も多くなっています。

また、「開発による面積減少はなるべく抑えるべきである」とあわせると、全体の 8 割以上が、農地・森林の保全に配慮する意向を示しています。

選択肢	件数	比率
1. まちの大切な自然として積極的に保全し、少なくとも、現状面積を維持すべきである	424	45.3%
2. 開発による面積減少はなるべく抑えるべきである	337	36.0%
3. 地域活性化のための開発を優先させ、農地や森林が減るのはやむをえない	137	14.6%
4. その他	10	1.1%
無回答	28	3.0%
計	936	100.0%

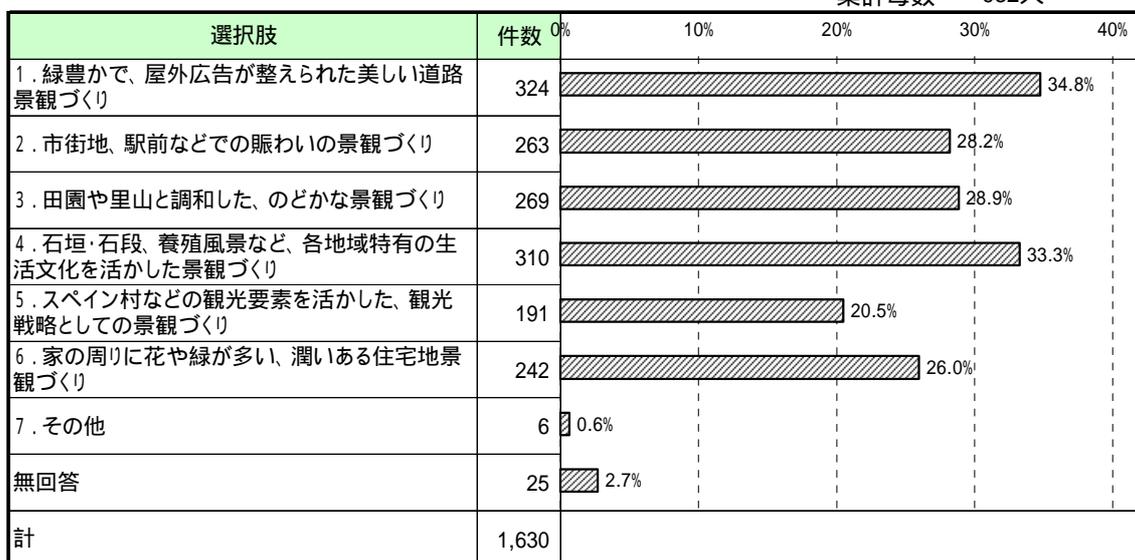


問 「将来の志摩市の街なみ・景観」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。 < 2 つまで選択 >

「緑豊かで、屋外広告が整えられた美しい道路景観づくり」という回答が最も多く、次いで「石垣・石段、養殖風景など、各地域特有の生活文化を活かした風景づくり」となっています。

全体的に回答が分散しており、「市街地、駅前などでの賑わいの景観づくり」、「田園や里山と調和した、のどかな景観づくり」も多くなっています。

集計母数・・・932人

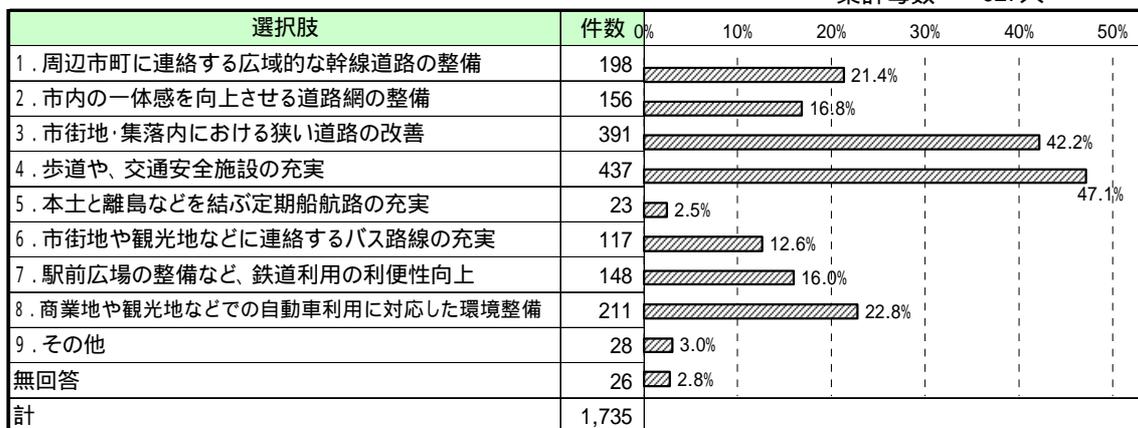


2 - 6 志摩市の都市基盤整備について

問 「志摩市の道路・交通の整備」に関して、大切な取り組みは何だと思えますか。＜2つまで選択＞

「歩道や交通安全施設の充実」という回答が最も多く、次いで「市街地・集落内における狭い道路の改善」となっており、この2つが突出しています。

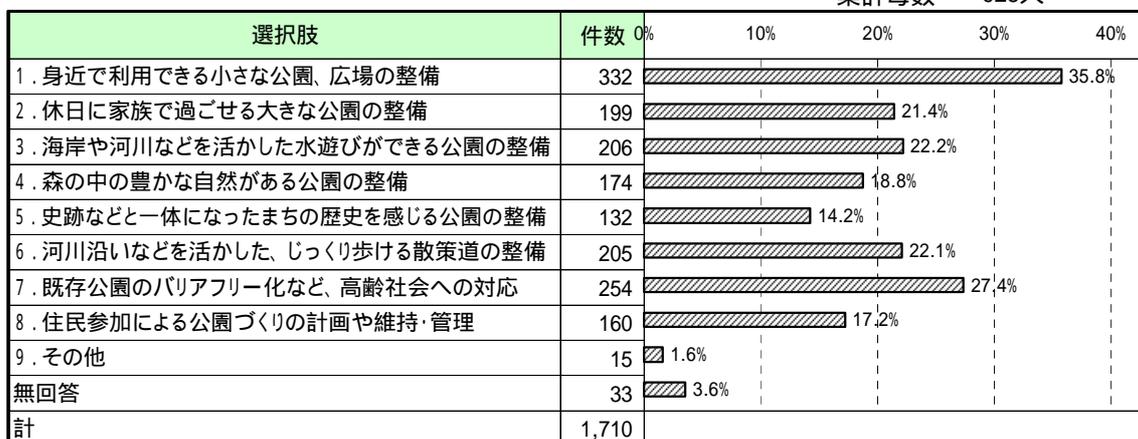
集計母数・・・927人



問 「志摩市の公園・緑地の整備」に関して、大切な取り組みは何だと思えますか。＜2つまで選択＞

「身近で利用できる小さな公園、広場の整備」という回答が最も多く、これに次いで「既存公園のバリアフリー化など、高齢社会への対応」となっています。

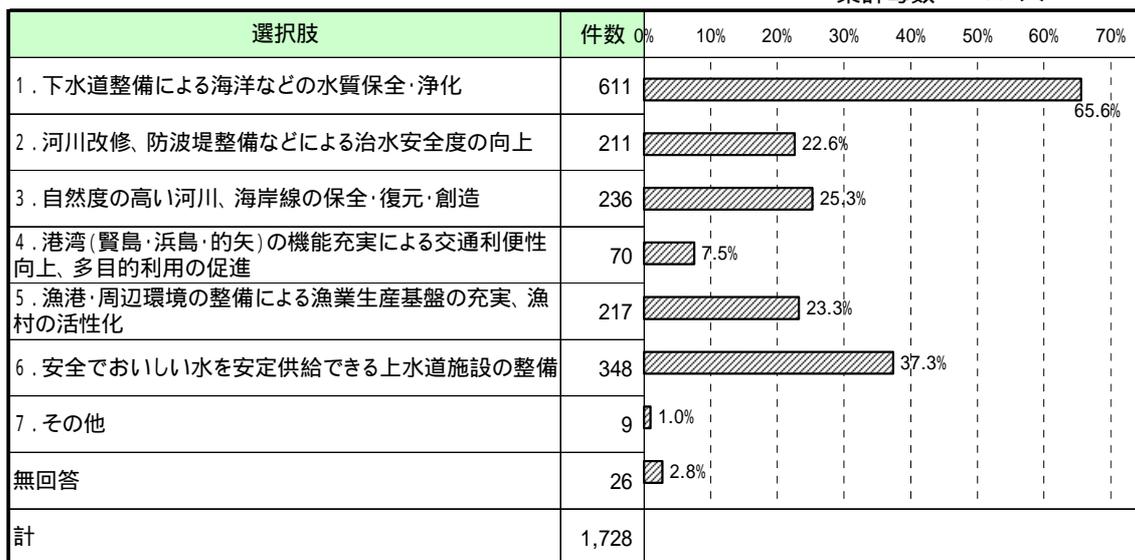
集計母数・・・928人



問 「志摩市の水環境に関わる施設の整備」に関して、大切な取り組みは何だと思いますか。 < 2 つまで選択 >

「下水道整備による海洋などの水質保全・浄化」という回答が最も多く、次いで「安全でおいしい水を安定供給できる上水道の整備」となっています。

集計母数・・・932人



2 - 7 各地域のまちづくりについて

問 「お住まいの地域」は、志摩市の発展を考える中で、どのような特徴を伸ばし、どのような役割を担っていくべきとお考えですか。
< 3 つまで選択 >

< 全体の傾向 >

浜島町、大王町、志摩町、阿児町の 4 町では、「来訪を促進」という回答が最も多く、磯部町では「食料生産地」という回答が最も多くなっています。

< 各町の傾向 >

浜島町では、「来訪を促進」という回答が突出して多くなっています。

大王町では、「来訪を促進」に次いで「食料生産地」という回答が多く、他町と比較すると、「志摩らしい風景」や「食料生産地」といった回答の割合が高くなっています。

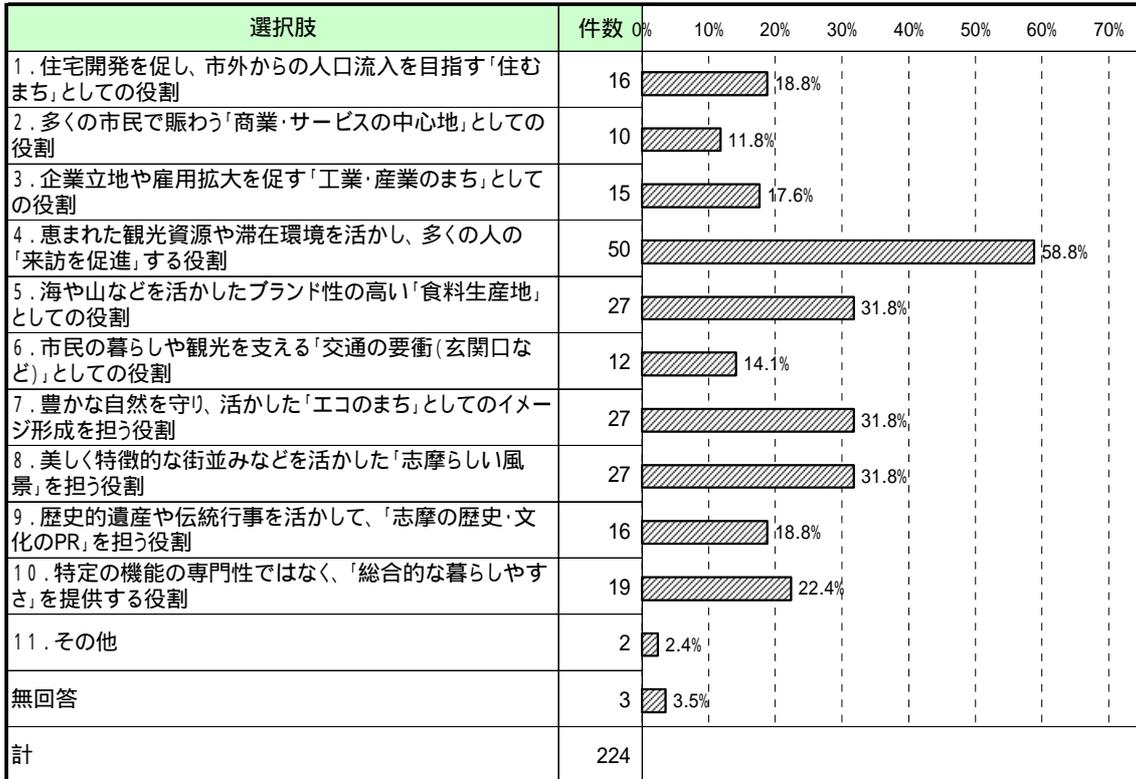
志摩町では「来訪を促進」に次いで「食料生産地」という回答が多くなっています。

阿児町では、「来訪を促進」に次いで「エコのまち」という回答が多く、他町と比較すると「商業・サービスの中心地」、「交通の要衝」、「総合的な暮らしやすさ」といった回答の割合が特に高くなっています。

磯部町では、票が分散しており、「食料生産地」に次いで「エコのまち」、「来訪を促進」、「志摩の歴史・文化の PR」という回答が同程度で多くなっています。また、他町と比較すると「志摩の歴史・文化の PR」や「工業・産業のまち」といった回答の割合が高くなっています。

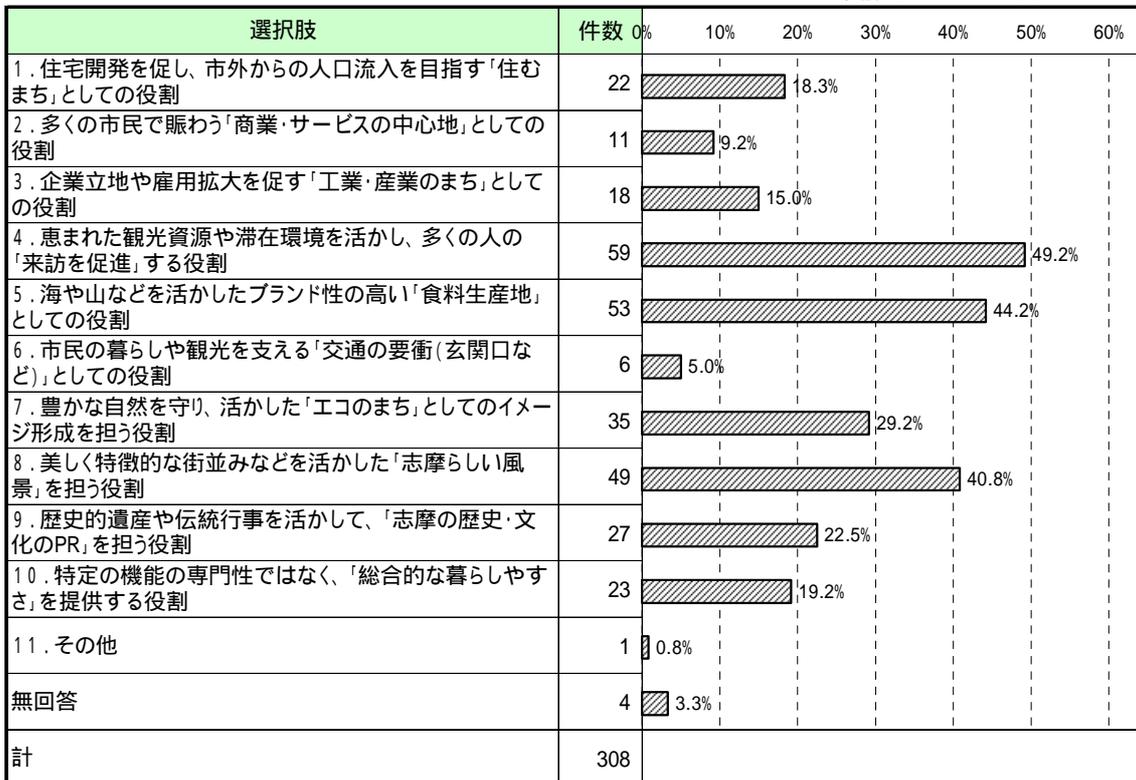
【浜島町】

集計母数・・・85人



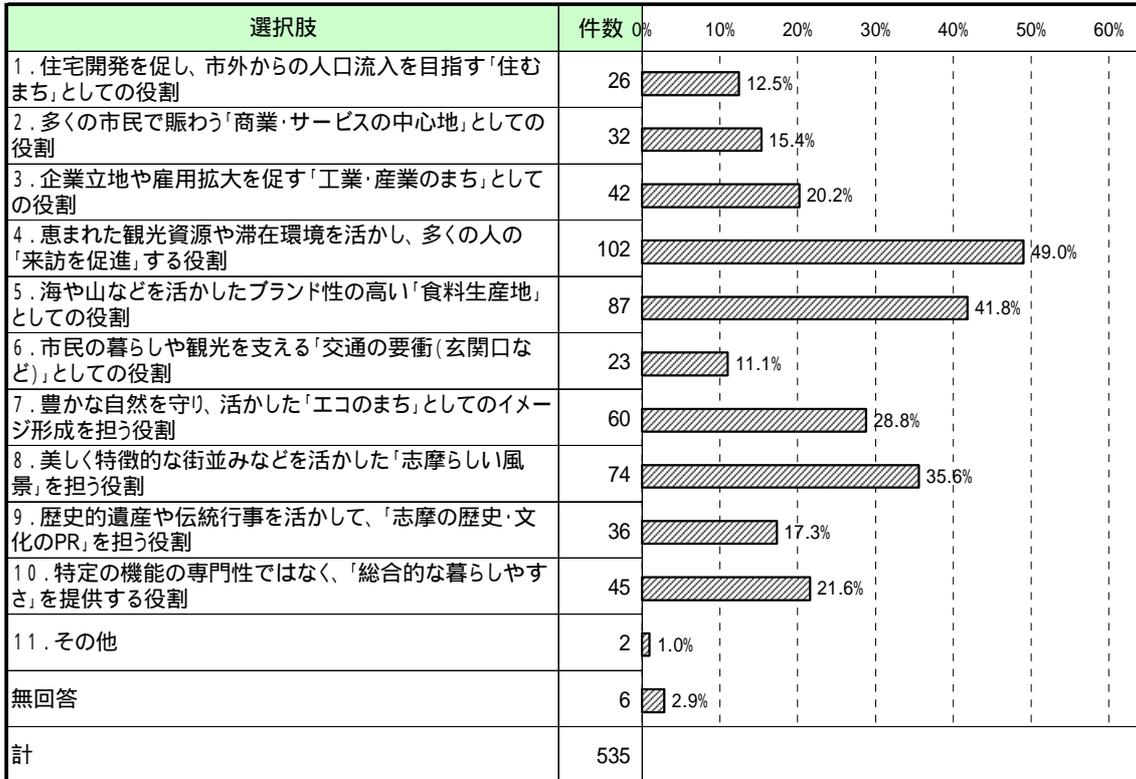
【大王町】

集計母数・・・122人



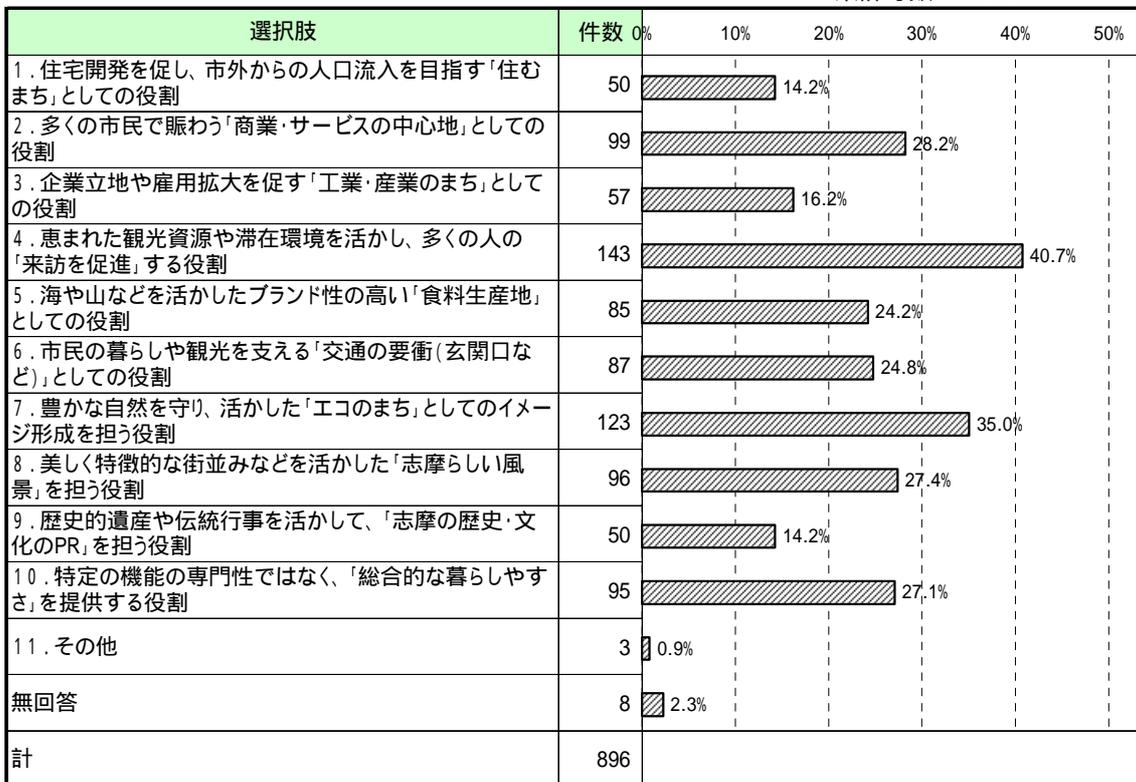
【志摩町】

集計母数・・・209人



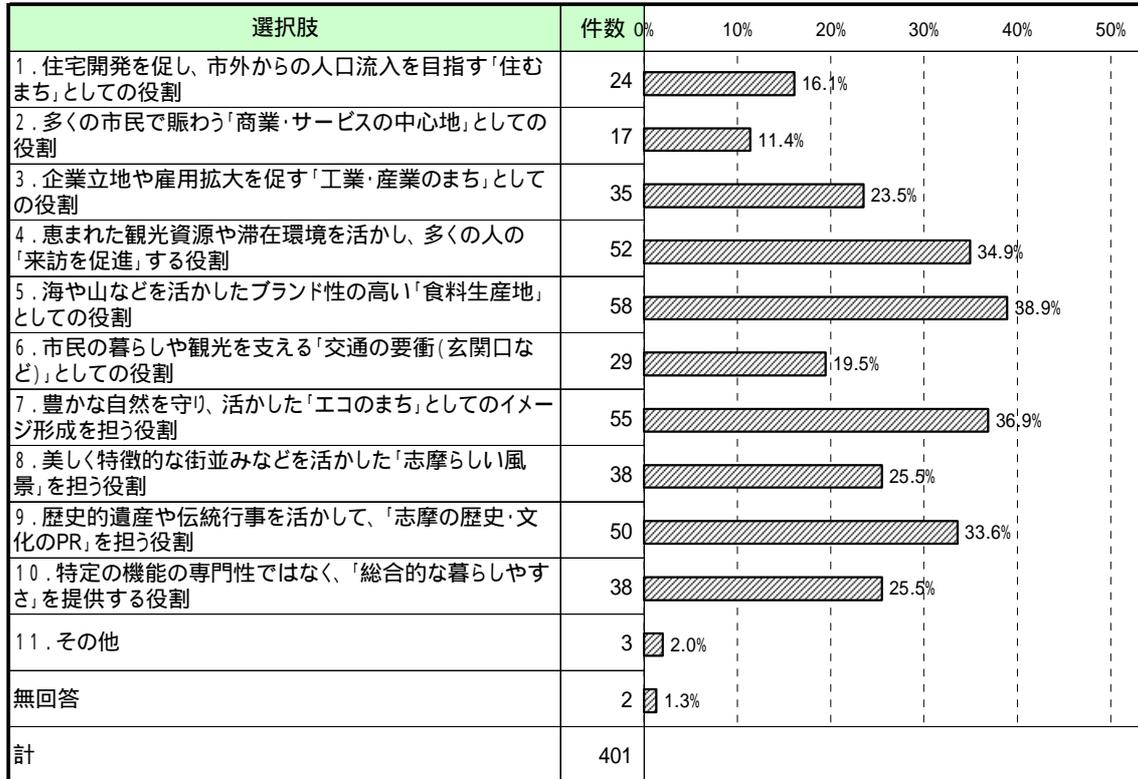
【阿児町】

集計母数・・・358人



【磯部町】

集計母数・・・150人



第3章 志摩市市民会議



3 - 1 志摩市市民会議の概要

会議の目的 「都市計画マスタープラン」および「緑の基本計画」の策定にあたって、市民の意見・提案を聴取し、計画に反映するために、各町の住民代表者参加による会議を開催しました。

会議では、参加者が一緒に話し合ったり、地図に書き込みを行うなどの簡単な共同作業を行い、これらを通じてまちづくりの意見・提案をまとめてました。

会議の日程

	日 時	集合場所	テーマ
第 1 回	平成19年 8月28日 13:00～	大王公民館	都市計画マスタープラン、緑の基本計画の策定にあたって
市内視察	平成19年10月25日 12:00～	阿児アリーナ	タウンウォッチングをしましょう
第 2 回	平成19年11月 9日 13:00～	大王公民館	町のステキなところ、変えたいところを確認しましょう
第 3 回	平成20年 2月21日 13:00～	浜島生涯学習センター	将来像（改善策、活用策等）を確認し、自分たちができることを探しましょう
第 4 回	平成20年 6月 9日 13:00～	片田連絡所	みなさんの検討内容によるまちづくりに参加する内容があるか探しましょう。また、これからの志摩市の緑について考えてみましょう。

会議の参加者 市民会議参加者は、策定委員会に参加されている市民の方、自治会の方及び一般公募で参加を希望された方の計58名の方々です。

地域別参加者数

浜島地域 12名 大王地域 10名 志摩地域 11名
阿児地域 14名 磯部地域 11名

会議の開催プログラム

第1回のテーマ 「都市計画マスタープラン、緑の基本計画の策定にあたって」

「タウンウォッチングをしましょう」

STEP1. (地域の状況を知ろう)

皆さんのお住まいの地域の人口増減など、これまでに行われた各種調査結果から、地域の特徴を簡単に確認します。

STEP2. (現地を視察しよう)

現地視察ルートに沿って、バスで、市全体を回ります。重点ポイントでは、下車して現地を確認します。

移動中のバスのなかでは、市職員等が状況説明をします。

第2回からは、町別（班別）に分かれて議論。ただし、会場は1箇所同時開催

第2回のテーマ 「町のステキなところ、変えたいところを確認しましょう」

STEP0.(会議当日までのお願い)

皆さんが暮らす町について、以下を発表できるようにしましょう。

次世代に継承したいと思う風景 ステキと感じる場所

危ないなと感じる場所 不便だなと思うこと

デジタルカメラで撮影していただいても結構です（印刷は、会場のプリンタで行えます。その際は、各自3枚以内で）

STEP1. (町のステキなところを議論しよう)40分

町別にわかれて議論・作業します。

町の地図を机に広げ、次世代に継承したい場所、ステキと感じる場所を議論しながら、書き込みを行っていきましょう。

皆さんが撮影した写真も地図に貼っていきましょう。

STEP2.(町の変えたいところを議論しよう)40分

STEP1と同様に議論・作業します。

皆さんが暮らすなかで、危ないなと感じる場所、不便だなと思うことを議論しながら、書き込みを行っていきましょう

STEP3. (今後やるべきこと、将来像を議論しよう) 40分

地図に書き込んだ内容を見渡しなが、今後、取り組むべきこと(望むこと)を議論しましょう。

これも踏まえつつ、「町はこうあるべき、こうあってほしい」という「イメージ」を議論しましょう。

STEP4. (グループ発表会) 30分

5町それぞれで、議論した結果を発表してもらいます。

各町の共通点や特色を皆さんと一緒に確認しましょう。

第3回のテーマ 「将来像(改善策、活用策)を確認し、自分たちができることを探しましょう」

STEP1. (前回のおさらいと将来イメージ図(案)の説明) 20分

町別にわかれて、前回の議論のおさらいをします。

また、前回の議論と、行政素案(策定委員会で検討中)をもとに作成した「将来イメージ図(案)」を確認しましょう。



STEP2. (将来イメージ図の改良を行いましょ) 50分

将来イメージ図(案)について、追加で書き込みを行うべきこと、改善すべきことを議論しましょう。

STEP3. (将来像の実現に向けて、重点的に取り組むことは何か、自分たちに何ができるか議論しましょ) 30分

「重点的・優先的に取り組むべき施策(リーディングプラン)」を選定しましょう。

それぞれについて、市民がどのように関わるができるか(自らできることは何か)議論しましょう。

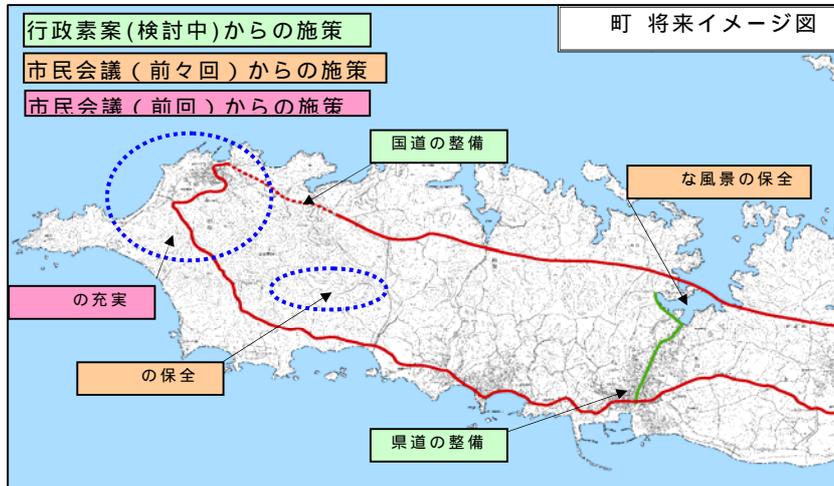
STEP4.(グループ発表会)30分

5町それぞれで、議論した結果を発表してもらいます。
各町の共通点や特色を皆さんと一緒に確認しましょう。

第4回のテーマ 「みなさんの検討内容によるまちづくりに参加する
内容があるか探しましょう。また、これからの志摩
市の緑について考えてみましょう。」

**STEP1.(みなさんの検討内容によるまちづくりに参加する内容があるか探しましょう)
30分**

町別にわかれて、これまでのおさらいを確認して、みなさん自身がまち
づくりを実現する際に参加することができる内容があるか探してみま
しょう。



STEP2.(これからの志摩市の緑について考えてみましょう)60分

防災機能面などを中心に、今後整備の必要性がある公園やオープンス
ペ - スなどの「創る緑」について、配置の考え方を確認しましょう。
現況植生や旧町における木や花などを参考にしながら、みなさんがお
住まいの地域にふさわしい木や花について考えてみましょう。
「緑を守り育てる」ために、市民の方がどのようなことに取り組める
か議論しましょう。

STEP3.(グループ発表会)30分

5町それぞれで、議論した結果を発表してもらいます。
各町の共通点や特色を皆さんと一緒に発表いただいた方へ質問や確
認をしてみましょう。

結果を都市計画マスタープランの地域別構想や緑の基本計
画へ反映

反映ができなかった意見などは、他の部署に報告や今後の検討に際して活用さ
せていただきます。

第4章 関連計画の整理



4 - 1 三重県都市マスタープランでの志摩市の位置づけ

圏域・地域の区分 三重県都市マスタープラン（H17.4 策定）は、広域的視点
について 視点を確保する圏域マスタープランと、都市計画区域毎に方針を定める区域マスタープランで構成されています。

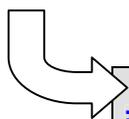
圏域マスタープランに関しては、志摩市（旧5町）は、伊勢市や鳥羽市などとともに「伊勢志摩圏域」に属し、さらにさまざまな交流・連携の枠組みを考慮した中で、「環英虞湾エリア（＝旧5町）」としてのまとまりが設定されています。



基本理念、目標 伊勢志摩圏域としての都市づくりの基本理念や目標及びこれらに基づく「環英虞湾エリア」の地域づくりの目標は、次のように設定されています。

伊勢志摩圏域	都市づくりの基本理念	たからもの財産（自然・なりわい・歴史）と調和し、にぎわいを生み出す伊勢志摩
	都市づくりの目標	美しい自然や歴史の環境を守り、活かす 人々が訪れる仕組みをつくる なりわい環境の中で安心できる暮らしをつくる



 環英虞湾 エリア	地域づくり の目標	都市と自然の調和のとれた環境づくり 一体的な地域づくりの推進 市街地環境と個性的な空間の整備
--	--------------	--

環英虞湾エリアにおいては、 や の中で、エリアの一体性や国立公園との整合も含めて「都市計画区域の見直し」を検討するとしているほか、英虞湾を中心として、「エリア内を一体的にネットワークする道路網の構築」を進めるなど、一体的な取り組みが掲げられています。

また、 においては、「阿児町市街地での用途地域指定（きめ細やかな建物立地規制）」が掲げられています。

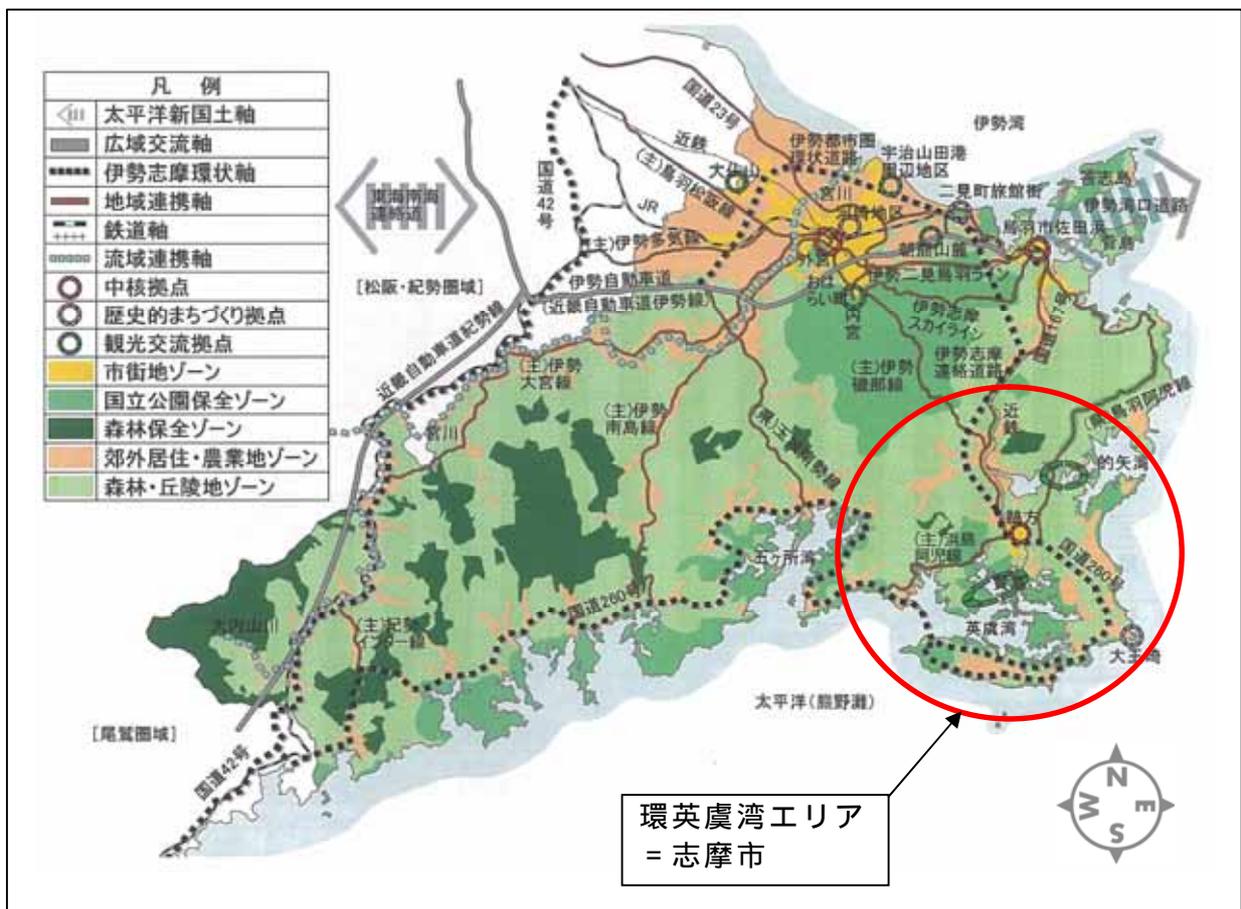
伊勢志摩圏域の 圏域の都市構造は、都市活動の中心場としての「都市将来都市構造 拠点」、土地利用の「ゾーニング」及びさまざまな交流・連携を担う「都市軸」といった構成要素で設定されています。

圏域における各要素の内容や、志摩市（旧 5 町）に関連する記述については、以下のとおり整理します。

構成要素		機能及び位置づけ	志摩市（旧 5 町）関連
ゾーニング	市街地ゾーン	中核拠点周辺の地域については、計画的な土地利用、都市基盤の確保を図り、良好な居住環境と産業環境を確保する。	・阿児町中心市街地周辺
	国立公園保全ゾーン	本圏域の特徴である、海と山の豊かな自然環境を積極的に保全する。	・国立公園の特別地域
	森林保全ゾーン		・保安林が概ねまとまって指定されている地域
	郊外居住・農業地ゾーン	良好な居住環境の形成、田園環境との調和を図る。	・市街地以外の平坦地（農業地及び集落地）
森林・丘陵地ゾーン	原則的に森林・丘陵地の維持・保全を図る。	・国立公園の特別地域や保安林以外の丘陵地	
都市拠点	中核拠点	阿児町中心市街地では、地域の都市活動の拠点としてふさわしい市街地の形成を図る。	・阿児町中心市街地
	歴史的まちづくり拠点	歴史豊かな本圏域において、観光客だけでなく、地域住民にも快適な空間づくりを進める。	・大王町大王崎
	観光交流拠点	本圏域の特徴である既存の観光資源を活かした拠点づくり、新たな機能の導入・整備などを行い、全国的な観光交流の受け皿を担う。	・的矢湾周辺地区 ・英虞湾周辺地区

都市軸	伊勢志摩環状道路	本圏域を環状に連絡する動線として、圏域内の連携強化を担う。	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢志摩連絡道 ・国道260号
	地域連携軸	伊勢志摩環状道路のネットワークを補完するとともに、伊勢市、鳥羽市、阿児町などの都市とその他市町村との連携強化を担う。	<ul style="list-style-type: none"> ・国道23号 ・パールロード ・県道伊勢磯部線 ・県道南勢磯部線
	鉄道軸	圏域内外をネットワークする公共交通手段として充実を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄

図 伊勢志摩圏域の将来都市構造



第5章 策定体制など



5 - 1 志摩市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員

策定委員会 順不同

区分	氏名	役職等	平成 18 年 5 月 1 日委嘱
委員長	後藤 春彦	早稲田大学教授	
副委員長	浅野 聡	三重大学准教授	
委員	林 州啓	都市計画審議会会長	
委員	西尾 悌一	農業委員会会長	
委員	木村 圭仁朗	志摩市観光協会代表	
委員	西井 一衛	志摩市社会福祉協議会代表	
委員	前田 敏道	志摩市自治会連合会代表	
委員	西井 節夫	志摩市老人会代表	平成 18 年
委員	山川 昇	志摩市老人会代表	平成 19 ~ 20 年
委員	北井 美智子	志摩市女性の会連合会代表	
委員	三井 克浩	志摩市商工会代表(青年部長)	
委員	前橋 幸樹	志摩青年会議所代表	
委員	井村 立	建築士協会代表	
委員	山本 憲俊	一般公募(浜島地区)	
委員	木村 昇	一般公募(大王地区)	
委員	浦口 良太	一般公募(志摩地区)	
委員	岡山 清子	一般公募(阿児地区)	
委員	助田 時夫	一般公募(磯部地区)	
委員	渡辺 克己	三重県県土整備部都市政策室都市計画グループ副室長	平成 18 ~ 19 年
委員	飯田 充孝	三重県県土整備部都市政策室都市計画グループ副室長	平成 20 年
委員	建部 美津雄	三重県志摩建設事務所総務管理建築室建築開発課課長	平成 18 年
委員	川合 徳男	三重県志摩建設事務所総務管理建築室建築開発課課長	平成 19 ~ 20 年
委員	谷口 一馬	志摩市建設部長	平成 18 年
委員	中村 達久	志摩市建設部長	平成 19 ~ 20 年

策定委員会設置要綱の規定により出席した関係部署長

氏名	役職等	備考
谷崎 豊	志摩市総務部長	平成 18～20 年
山本 美弘		平成 20 年
竹内 勇記	志摩市企画部長	平成 18～20 年
宮本 源光	志摩市健康福祉部長	平成 18～19 年
中村 和三		平成 20 年
山川 勘一	志摩市生活環境部長	平成 18 年
西村 仁		平成 19 年
岡 英雄		平成 20 年
中川 洋司	志摩市上下水道部長	平成 18 年
山崎 哲也		平成 19 年
水口 良之		平成 20 年
椿 育俊		平成 20 年
山崎 哲也	志摩市産業振興部長	平成 18 年
西井 一夫		平成 19 年
松本 栄治		平成 20 年
中村 達久	志摩市観光戦略室長	平成 18 年
向井 長良		平成 19 年
椿 育俊		平成 20 年
水口 良之		平成 20 年
松井 浩三	志摩市教育部長	平成 18～19 年
西井 久芳		平成 20 年

5 - 2 志摩市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画作業部会

作業部会 順不同

所属部、課・室名	氏名	備考
企画部 企画政策課	柴原 晃	平成 18 年
企画部 企画政策課	田中 良喜	平成 19 ~ 20 年
建設部 建築課	東 桂一	平成 18 ~ 20 年
建設部 建設整備課	森本 浩	平成 18 ~ 19 年
建設部 建設整備課	高橋 秀治	平成 20 年
産業振興部 農林課	稲田 元昭	平成 18 ~ 19 年
産業振興部 農林課	森河 孝弘	平成 20 年
産業振興部 水産課	小川 清和	平成 18 ~ 20 年
産業振興部 観光戦略室	瀨野 由人	平成 18 ~ 19 年
産業振興部 観光戦略室	井上 辻明	平成 20 年
上下水道部 水道課	中村 幸輔	平成 18 ~ 20 年
上下水道部 下水道課	西井 五郎	平成 18 ~ 20 年
生活環境部 環境課	田中 繁	平成 18 年
生活環境部 環境課	松村 一	平成 19 年
生活環境部 環境課	瀨野 由人	平成 20 年
生活環境部 清掃課	中村 順治	平成 18 年
生活環境部 清掃課	竹口 頼人	平成 19 年
生活環境部 美化衛生課	三橋 幸男	平成 20 年
総務部 地域防災室	米澤 治司	平成 18 ~ 20 年

5 - 3 志摩市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画市民会議

市民会議 委員 順不同

所属	区分	氏名
浜島地区	策定委員	山本 憲俊
浜島地区	自治会	堀尾 泰功
浜島地区	自治会	森山 行雄
浜島地区	自治会	山本 富郎
浜島地区	自治会	松田 勝一
浜島地区	自治会	谷水 澄雄
浜島地区	鳥羽志摩農業協同組合	中村 清江
浜島地区	志摩の国漁業協同組合	松尾 達夫
浜島地区	志摩市商工会	柴原 行正
浜島地区	志摩市観光協会	山本 いづみ
浜島地区	一般公募	岩崎 充宏
浜島地区	一般公募	立川 忠征
大王地区	策定委員	木村 昇(会長)
大王地区	自治会	羽山 久美子
大王地区	自治会	山崎 茂代
大王地区	自治会	岡山 紅児
大王地区	自治会	竹内 勝
大王地区	鳥羽志摩農業協同組合	橋爪 輝子
大王地区	志摩の国漁業協同組合	山本 桂
大王地区	志摩市商工会	中井 武教
大王地区	志摩市観光協会	中村 滋
大王地区	一般公募	石野 弘道
志摩地区	策定委員	浦口 良太
志摩地区	自治会	福田 和義
志摩地区	自治会	浜口 大介
志摩地区	自治会	山本 靖明
志摩地区	自治会	小島 増男
志摩地区	自治会	山岡 美子
志摩地区	鳥羽志摩農業協同組合	浜口 明子

所属	区分	氏名
志摩地区	志摩の国漁業協同組合	堀口 よし子
志摩地区	志摩市商工会	竹内 伸樹
志摩地区	志摩市観光協会	山下 真千代
志摩地区	一般公募	太田 和正
阿児地区	策定委員	岡山 清子
阿児地区	自治会	山崎 勝也
阿児地区	自治会	山本 久代
阿児地区	自治会	廣濱 輝男
阿児地区	自治会	村瀬 善乃武
阿児地区	自治会	西村 太
阿児地区	自治会	迫間 多平
阿児地区	鳥羽志摩農業協同組合	大西 ミホ子
阿児地区	志摩の国漁業協同組合	安田 康治
阿児地区	志摩市商工会	西尾 新
阿児地区	志摩市観光協会	山崎 昭
阿児地区	一般公募	花藤 公要
阿児地区	一般公募	花藤 芙美子
阿児地区	一般公募	松崎 国俊
磯部地区	策定委員	助田 時夫(副会長)
磯部地区	自治会	村田 茂生
磯部地区	自治会	高橋 正允
磯部地区	自治会	西井 豊
磯部地区	自治会	前橋 幸美
磯部地区	自治会	中川 洋司
磯部地区	鳥羽志摩農業協同組合	谷 真佐子
磯部地区	志摩の国漁業協同組合	北村 享
磯部地区	志摩市商工会	中原 秀信
磯部地区	志摩市観光協会	橋爪 淳子
磯部地区	一般公募	坂本 臣由

5 - 4 志摩市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画事務局担当職員

事務局担当職員

役職等	氏名	備考
建設部長	谷口 一馬	平成 18 年
	中村 達久	平成 19 ~ 20 年
調整監	山際 清廣	平成 18 年
調整監兼都市計画課長	南 弘行	平成 19 年
調整監兼建設整備課長	中村 孝司	平成 20 年
都市計画課長	岡 茂	平成 18 年
	東山 民昭	平成 20 年
課長補佐兼都市計画調整第一係長	山路 正明	平成 18 ~ 20 年
都市計画調整第二係長	岡山 覚	平成 18 年
	三橋 哲雄	平成 19 ~ 20 年
都市計画調整係	岡山 裕子	平成 18 年
	尾崎 恵美	平成 19 年
	小河 文子	平成 20 年

5 - 5 志摩市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定経緯

時 期	会議等	内 容
平成18年度		
平成18年8月 1日 平成18年8月22日	第1回策定委員会 第1回作業部会	都市計画マスタープランについて 都市計画について 志摩市都市計画マスタープラン策定の必要性 既往のまちづくり計画のご紹介 志摩市都市計画マスタープラン策定の進め方
平成18年9月28日	第2回作業部会	事業・施策の洗い出しについて アンケート調査の実施について
平成18年11月16日	第2回策定委員会	アンケート調査の実施について 既往計画における事業・施策の進捗確認について 志摩市都市計画マスタープラン(導入編素案)について
平成18年12月～ 平成19年1月	市民アンケートの実施	都市計画マスタープランの策定にあたり、市民のまちづくりに対するご意見やアイデア、夢を伺い反映するために、アンケートを実施
平成19年2月27日	第3回策定委員会	都市の概況の補足について 市民アンケート調査結果について 志摩市都市計画マスタープラン(素案)について
平成19年3月16日	第3回作業部会	志摩市都市計画マスタープランの構成について 都市づくりの前提条件について 都市づくりの主要課題について 都市づくりの目標等について
平成19年度		
平成19年5月28日	第4回作業部会	都市計画マスタープランと緑の基本計画の関係について 緑の基本計画の策定について 都市計画マスタープラン全体構想の検討について
平成19年6月27日	第4回策定委員会	都市計画マスタープランと緑の基本計画の関係について 緑の基本計画の策定について 都市計画マスタープラン全体構想の検討について
平成19年8月31日	第5回作業部会	都市計画マスタープラン全体構想の検討(続き)について 緑の基本計画 公園・緑地の現状確認等について
平成19年8月28日	第1回市民会議	都市計画マスタープラン等の策定にあたって 志摩市の現状・特徴について 全体構想(市全体からみたまちづくり)について 市民会議のスケジュール
平成19年10月2日	第5回策定委員会	都市計画マスタープラン全体構想の検討(続き)について 緑の基本計画 公園・緑地の現状確認等について
平成19年10月25日	市民会議視察	市民会議委員等による市内視察(下記はルート) 大王公民館 金比羅山(志摩) 荒瀬丘(大王) 阿児の松原(阿児) 伊雑宮(磯部) 浜島港(浜島) 大王公民館
平成19年11月9日	第2回市民会議	テーマ「町のステキなところ、変えたいところを確認しましょう」
平成19年12月6日	第6回作業部会	緑の基本計画将来像など基本方針の設定について 都市計画マスタープラン地域別構想策定に向けてについて
平成20年1月10日	第6回策定委員会	緑の基本計画将来像など基本方針の設定について 都市計画マスタープラン地域別構想策定に向けてについて
平成20年2月7日	第7回策定委員会	委員会委員による市内視察
平成20年2月21日	第3回市民会議	テーマ「将来像(改善策、活用策)を確認し、自分たちができることを探しましょう」

時 期	会議等	内 容
平成20年度		
平成20年4月23日	第7回作業部会	都市計画マスタープラン地域別構想について 緑の基本計画実現化のための施策の方針などについて
平成20年4月30日	第8回策定委員会	都市計画マスタープラン地域別構想について 緑の基本計画実現化のための施策の方針などについて
平成20年6月9日	第4回市民会議	テーマ「みなさんの意見を基にした地域別構想を確認 して、協働でなにができるか考えましょう」
平成20年7月22日	第8回作業部会	都市計画マスタープラン地域別構想について 緑の基本計画志摩市の緑の施策などについて
平成20年8月11日	第9回策定委員会	都市計画マスタープラン地域別構想について 緑の基本計画志摩市の緑の施策などについて
平成20年11月4日	第9回作業部会	都市計画マスタープラン素案について 緑の基本計画素案について
平成20年11月13日	第10回策定委員会	都市計画マスタープラン素案について 緑の基本計画素案について
平成20年12月3日	第5回市民会議	市民会議結果並びに都市計画マスタープラン素案、緑 の基本計画素案の報告会
平成21年1月5日～ 2月4日	パブリックコメン ト実施	都市計画マスタープラン素案、緑の基本計画素案への 意見の募集
平成21年1月22日	視覚障害福祉会へ の説明会	視覚障害福祉会への都市計画マスタープラン素案、緑 の基本計画素案への意見の募集のための説明会
平成21年	志摩市都市計画審 議会	都市計画マスタープラン、緑の基本計画について、諮 問及び答申
平成21年	志摩市議会	都市計画マスタープラン、緑の基本計画の策定結果報 告